

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

開会 令和6年3月 8日

閉会 令和6年3月18日

寒 川 町 議 会

出席委員 柳田委員長、新村副委員長
青木委員、岸本委員、黒沢委員
天利議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、畑村副町長、大川教育長
大川議会事務局長、亀井議会事務局次長、長瀬副主幹、牧田主査
深澤企画部長、関根企画政策課長、奥谷副主幹、山下主査、山田主査
皆川財政課長、吉田副主幹、黒木副技幹、佐糠主査、石川主任主事
小林広報戦略課長、木内主査、岡野主任主事
村瀬デジタル推進課長、渡邊副主幹、山本主査
野崎総務部長、伊藤総務課長（兼）寒川文書館長、米山主幹、辻井主査、
平尾主任主事、三澤主査
青木人事課長、高橋副主幹、三澤副主幹、遠藤副主幹
杉崎財産管理課長、工藤副主幹、守屋主査
鳥海税務収納課長、池田専任主幹、瀬戸副主幹、前田主査、内藤主査
菊地町民部長、岡野町民協働課長、栢沼主査
濁川町民安全課長、佐野副主幹、三澤副主幹、嶺主査
尾畑町民窓口課長、中嶋副主幹、三留副主幹、執行主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第8号 令和6年度寒川町一般会計予算
2. 議案第9号 令和6年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第10号 令和6年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第11号 令和6年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第12号 令和6年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和6年3月8日

午前9時00分 開会

【天利議長】 おはようございます。今年は春の訪れが早いかなと思いながらも、今日の天気を見ますと、また虫たちが冬眠したのかなという、ちょっと心配なところはございますが、さて、いよいよ本日から18日にかけて、予算特別委員会が開催される運びとなりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本特別委員会の設置につきましては、本会議場におきまして5名の委員を選出しておりますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、予算審査を進めるに当たりましては、委員長をお決めすることになりますが、委員長の選

出に当たりましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が委員長の互選を行わせるとあります。また第2項では、互選に関しての進行役は年長の委員が当たると規定されておりますので、今回予算特別委員会の構成メンバーの中で年長委員は、青木委員ということでありますので、大変恐縮でございますが、恐れ入りますが、青木委員に座長をお務めいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大変申し訳ないんですが、早速でございますが、青木委員、こちらの座長のお席へお移りください。お願いします。

(青木 博委員、座長席に移動)

【青木座長】 改めて、おはようございます。今回予算特別委員会の構成メンバーの中で年長委員は、私、青木であります。恐れ入りますが、私、青木を座長にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速でございますが、ただいま議長よりご指名がございましたので、委員長の選任まで、しばらく座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、委員長の互選に入りたいと思えます。互選の方法につきましては、推選と投票の2つの方法がありますが、いかがいたしましょうか。

(「推選」の声あり)

【青木座長】 ただいま推選というお声でしたが、推選でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【青木座長】 異議なしということでありますので、委員の皆さんから委員長の推選をいただきたいと思います。

岸本委員。

【岸本委員】 柳田委員を推選いたします。

【青木座長】 柳田委員という声がかかりました。その他推選をする方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【青木座長】 委員長職を柳田委員にお願いするということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【青木座長】 それでは、柳田委員長、こちらの委員長席へお移りください。

私は、これにて座長の役目を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(柳田 遊委員、委員長席に移動)

【柳田委員長】 ただいまご推選いただき、予算特別委員会の委員長という大役を仰せつかることになりました。本日から5日間にわたり、令和6年度各予算審査の進行役を務めるわけですが、何とぞ委員各位のご協力をよろしくお願い申し上げて、ご挨拶いたします。

まず、委員長としての最初の務めは、副委員長の選任ということのようでございますが、いかがいたしましょうか。

(「委員長一任」の声あり)

【柳田委員長】 ただいま委員長一任というお声がありましたので、僭越ではございますが、私から

ご指名するというので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【柳田委員長】 ご異議がないようでございますので、新村委員にお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【柳田委員長】 ご異議がないということでございますので、新村委員、よろしくをお願いいたします。

（新村賢志委員、副委員長席へ移動）

【柳田委員長】 それでは、新村副委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

【新村副委員長】 おはようございます。今回予算委員会の副委員長をやらせていただきます新村と申します。よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 ここで打合せのため暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、これより審査を進めてまいります。

過日、初日の本会議におきまして本委員会に付託されました案件は、議案第8号 令和6年度寒川町一般会計予算、議案第9号 令和6年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号 令和6年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第11号 令和6年度寒川町介護保険事業特別会計予算及び議案第12号 令和6年度寒川町下水道事業特別会計予算の5議案であります。審査に当たりましては一括して審査を進めてまいります。

この際、審査日程についてお諮りいたします。タブレットにあります予算特別委員会審査日程表（案）のとおり、議会事務局を皮切りに各課等の審査を行い、3月18日の最終日におきましては、総括質疑及び討論、採決という日程で順次進めてまいりたいと思いますが、この進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【柳田委員長】 ご異議ないようでありますので、日程表のとおり進めさせていただきます。まず、審査に先立ちまして、町長より一言ご挨拶を申し述べたいと申出がございましたので、これを許可したいと思います。

町長が入室されるまで暫時休憩といたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、町長、ご挨拶をお願いいたします。

木村町長。

【木村町長】 皆さん、おはようございます。ただいま委員長よりお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

その前に、今日は実は東京都心では雪が降ったということで、まだまだ寒い日が続いておりますけども、皆様、体調には十分ご自愛のほどお願いしたいと思います。ただ、中央公園では、スイセンも咲き

始めました。またいずれ桜も咲く、もう花芽もついておりますから、間もなくスイセンと桜の共演じゃありませんけども、咲く時期も間近だと思います。

本日から委員の皆様方には、予算特別委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。5日間にわたって審議をお願いするわけでございますけども、今回の令和6年度予算につきましては、寒川町の総合計画2040の第1次実施計画の最終年度にも当たります。また令和7年度からの第2次実計に向けての取組、そして健全な行財政運営への取組という基本方針の下に予算を編成したものでございます。ぜひ皆様方のご審査のほどよろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

この後の進め方についてですが、順次各課ごとに説明を行い、関連する課等がある場合については、関連する課長等が同席の上、説明や質疑の応答をしますので、ご承知おきください。タブレットの審査次第の説明者欄に記載されている課長等が同席します。

なお、審査の活性化のため執行部からの説明方法は、タブレット資料予算特別委員会における説明方法についてのとおりとさせていただきます。また、質疑については、簡潔明瞭にいただき、効率よく審査を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

予算書のページ等については、タブレットにあります各課等の予算特別委員会説明（参考）資料に記載がございますので、ご参照くださるようお願いいたします。

次に、企画部長より予算の概要につきまして説明をしたいとの申出がございましたので、企画部長の申出を許可します。

企画部長入室のため暫時休憩といたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、企画部長より、予算の概要について説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 皆様、改めまして、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、予算の概要につきまして、若干町長の挨拶と重複する部分もございますが、ご説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、令和6年度の予算編成時の状況についてでございます。国におきましては、令和5年6月16日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023の中で、加速する新しい資本主義未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現を掲げ、令和6年度の予算編成に向けた考え方として、日本経済の本格的な回復と新たな成長、経済財政一体的改革の着実な推進、構造的賃上げの実現や少子化対策、子ども政策の抜本的強化などを含めた新しい資本主義の加速といった重要政策課題への必要な予算措置、中長期的視点に立った持続可能な経済財政運営や社会保障制度の構築を進めるとしておりました。

こうした中、県から公表された令和6年度の予算編成方針における財政の見通しは、歳入面では、引き続き個人所得や企業収益の増加により県税を中心に一定程度の増収が期待できるが、歳出面においては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い感染症対策費等が減少するものの、介護、医療、児童関係費や県有施設の更新等の政策的経費、公債費は増加することでおおむね300億円の財源不足が見込まれておりました。こうした下で町の予算編成方針は、1つ目として、町総合計画第1次実施計画の最終年度を踏まえた取組、2つ目として、将来を見据えた取組、3つ目として、持続可能な行財政運営の取組といった3つの基本方針を掲げ、予算編成を進めてまいりました。

その結果となります令和6年度一般会計予算でございますが、財政計画においては、151億7,342万9,000円と定めていたところ、各部からの予算要求時の歳出予算総額は175億4,198万3,000円で、対前年度当初予算比較で2億1,698万3,000円の増、財政計画との差額は23億6,855万4,000円の資金不足が見込まれた状況でございました。

こうした状況の中、社会経済環境変化を踏まえながら、国、県の動向等にも注視しつつ、町民皆様の安全安心な暮らしを守ることを最優先と強く認識しながら、「つながる力で新化するまち」の実現に向け、令和7年度からの4年間を計画期間とする第2次実施計画も見据え、引き続き健全財政を維持しながら現役世代への行政サービスの還元と将来世代への投資を含めた持続可能なまちづくりとして、必要な予算を確保したことで一般会計予算として過去最大であった令和5年度を上回る予算を編成いたしました。

結果といたしまして、令和6年度一般会計予算総額は、176億2,000万円で、対前年度比2億9,500万円の増、率で申しますと1.7%の増とし、財政計画との比較では24億4,657万1,000円、16.1%の増といたしました。予算の具体的な内容につきましては、この後各課等より詳細な説明をさせていただきますので、私からの説明は省かせていただきますが、令和6年度予算の概要に記載の3ページから5ページを中心に予算概要についてご説明申し上げます。

予算の概要書に記載のページ3ページをご覧ください。まず歳入でございます。町の財源の太宗をなし、自主財源として財政の弾力的な運用を支える町税は、総額で87億8,370万円、前年度比で5,000万円の増、率では0.6%の増といたしました。税目別に申し上げますと、個人町民税では、個人所得に増加傾向が見られるものの、定額減税などの影響により4,300万円、1.7%の減を見込むとともに、法人町民税では、町内法人へのアンケート調査結果などを踏まえ、企業収益の動向などから2,000万円、3.4%の減を見込み、町税全体では6,300万円、2.0%の減といたしました。また、固定資産税では、土地の価格上昇から7,000万円、3.5%の増を見込むとともに、償却資産では設備投資の増などにより3,000万円、3.1%の増を見込み、固定資産税全体では9,960万円、2.2%の増といたしました。なお、前段で申し上げました定額減税の実施に伴う影響額につきましては、全額国から補填されることから、その影響額分として、2億3,000万円を地方特例交付金に計上しております。

次に、国庫支出金及び、4ページをご覧ください。県支出金につきましては、記載のとおり、基本的には特定財源であり歳出事業費に連動して増減するもので、その増減理由等については記載のとおりですが、負担金と補助金に分けて記載しておりますので、全体像をお示しいたします。

国庫支出金は、本年度は23億8,182万1,000円を計上いたしましたが、昨年度は22億5,046万円であっ

たため、前年度比では1億3,136万1,000円の増、率では5.8%の増となります。また県支出金は、本年度は12億7,216万2,000円を計上いたしましたが、昨年度は12億331万1,000円であったため、前年度比では6,885万1,000円の増、率では5.7%の増となります。

次に町債でございますが、一般的に言われるプライマリーバランスの黒字化につきましては、年度内の新発債と償還元金の比較となりますが、令和6年度における新発債は、6ページに記載しているとおり11億4,130万円で、予算の概要には記載がありませんが、予算書の96ページに記載しております令和6年度の償還元金は9億6,185万9,000円であり、新発債と償還元金を比較して新発債のほうが多いことから、本年度のプライマリーバランスは赤字となります。

概要の38ページをご覧ください。町債の状況についてご説明申し上げます。令和6年度の町債発行額は11億4,130万円で、年度末残高は75億5,794万6,000円となり、一般会計総額に占める町債の構成比である町債依存度は6.5%となります。また町債の年度末現在高につきましては、令和5年度末で73億7,850万5,000円であったものが、令和6年度末には75億5,794万6,000円となり、その差額は1億7,944万1,000円の増で、町民1人当たりの年度末現在高見込額は、令和5年度末で15万3,719円であったものが、令和6年度末には15万7,457円となり、その差は3,738円の増となります。

以上、昨年度に引き続き、プライマリーバランスは赤字となりますが、健全財政といった点から見ても、単年度のプライマリーバランスのみをもって判断すべきではなく、先般寒川町財務書類の報告をさせていただきましたが、依然として本町は、健全財政を維持している中で、本年度の町債は全て赤字補填債ではなく、建設事業債であり、債務負担行為を含めても、借方の固定資産税と貸方の固定負債というバランスシートにおいて、建設事業債は資産形成につながるといった点では、健全財政を著しく低下させるものではないと判断しております。しかしながら、将来負担による財政硬直化といった点では懸念される部分もあることから、引き続き中長期的な視点を持って自立的な行財政運営に努めてまいります。

4ページ中ほどにお戻りください。続きまして歳出でございます。主な増減についてご説明申し上げます。まず総務費につきましては、令和7年2月執行予定の町議会議員選挙に係る選挙公営負担金の増や防災対策事業費の庁用器具購入費の増などにより、全体で867万円、0.5%の増といたしました。

民生費につきましては、倉見幼稚園の認定こども園化整備事業に伴う就学前教育・保育施設整備事業補助金の増や令和6年10月の児童手当制度改正に伴う支給対象者数の増加に伴う児童手当扶助料の増などにより、全体で6億262万円、9.8%の増といたしました。

衛生費につきましては、健康管理センター代替施設の建設工事の増や資源物売払単価の上昇に伴い、茅ヶ崎市に対する資源物拠出金分担金の増などにより、全体で8億9,236万円、52.4%の増といたしました。

5ページをご覧ください。農林水産業費につきましては、農業排水路等維持補修工事の増などにより、全体で1,108万円、10.5%の増といたしました。

商工費につきましては、デジタル地域通貨導入に伴い商工会補助金の増や中小企業事業資金融資上限額の増に伴い中小企業融資貸付金預託金の増などにより、全体で8,715万円、48.5%の増といたしました。

土木費につきましては、ツインシティ倉見地区のまちづくりの検討に当たって、県と共同で実施するまちづくり事業調査委託料などの増があるものの、事業の進捗に伴う田端西地区組合土地区画整理事業助成金の減や寒川総合体育館武道場及びサブアリーナ空調機新設工事の完了などにより、全体で10億1,238万円、39.5%の減といたしました。

消防費につきましては、茅ヶ崎市消防署宮山出張所建設工事の増があるものの、同出張所の土地購入費の減により全体で4,190万円、5.2%の減といたしました。

教育費につきましては、町内3小学校へのことばの教室を新たに設置するための個別ブースの購入に伴う特別支援教育推進事業費の学校備品購入費の増や、令和6年度より年間を通じた中学校給食の実施に伴う学校給食センター維持管理経費の食糧費の増などがあるものの、学校給食センターの新設に対する初年度即納金の支払完了に伴う学校給食費の建物購入費などの減により、全体で1億9,957万円、7.7%の減といたしました。公債費につきましては、令和4年度借入れのデジタル移動通信システム更新工事に係る町債元金の償還開始や令和5年度新発債に係る利子等の増があるものの、平成30年度借入れの小学校空調機等設置工事や平成20年度借入れの寒川駅北口地区土地区画整理事業などの償還終了により全体で4,333万円、4.1%の減といたしました。なお、ただいま申し上げました歳入歳出の個々の変動等につきましては、12ページから24ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

最後となりますが、本3月会議の冒頭、令和6年度施政方針の中で、町民皆様の生命や財産を守る体制を強化し、一歩先の安心を感じることができるよう取り組んだ上で、未来に向けての新たな取組を町民の皆様と進めていくことに全力を傾注し、少子高齢化、人口減少という構造的な課題に対し様々な取組を行うとともに、次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、笑顔で暮らし、住み続けたい、住んでみたいと思われるまちづくりの実現を目指す町長が述べたところであります。令和6年度予算につきましては、こうした方向性を着実に反映し、町民ニーズに即した新たな取組などを含めた積極予算とした事で、令和5年度の予算規模を超える過去最大の予算規模といたしました。つきましては、議員皆様をはじめ町民皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上、令和6年度の予算の概要について、その一端をご説明させていただきました。詳細な点につきましては、配付させていただいております令和6年度予算の概要において、各会計における歳入歳出項目の内訳、あるいは対前年度との比較をはじめ、主要事業におきましては、各事業の財源内訳とともに、事業の内容の説明も記載しております。この後各会計の細部の事業項目につきましては、それぞれ担当課等によりご説明させていただきますが、そのご参考としていただければと思います。よろしくご審査をくださいますようお願い申し上げます。貴重な時間を割いていただきまして、誠にありがとうございました。

【柳田委員長】 ご苦労さまでした。準備のため暫時休憩といたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、議会事務局の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

大川議会事務局長。

【大川議会事務局長】 皆様、改めまして、おはようございます。それでは、これから議会事務局が所管いたします令和6年度の予算審査をよろしく願いいたします。説明につきましては亀井次長が、ご質問については出席職員でお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【柳田委員長】 亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、議会事務局所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

タブレット資料は5分の2ページをご覧ください。職員給与費ですが、給料、職員手当等共済費につきましては、備考欄に記載のとおりです。

次に、タブレット資料の5分の3ページをご覧ください。議員報酬及び手当ですが、報酬、職員手当等共済費につきましては、備考欄に記載のとおりです。

次に、タブレット資料の5分の4ページをご覧ください。議会運営経費でございます。報償費につきましては、各種団体等で開催されます大会や品評会などの議長賞の記念品代でございます。旅費は、各常任委員会の行政視察のほか、新人議員による寒河江市への親善訪問や寒河江市市制施行70周年記念式典の出席に係る費用弁償、また議員に随行する職員の普通旅費、各常任委員会の行政視察における執行部職員の特別旅費でございます。交際費は、議会が対応する慶弔関係等の経費で、前年度と同額で計上しております。今年度は2月末現在で37件27万6,229円の支出がございました。需用費の消耗品費は、常任委員会視察等の手土産代、図書室に備えてございます加除式図書の追録代経費や事務局に備える各種新聞代、ほかは備考欄に記載のとおりです。需用費の食糧費ですが、主な内容は備考欄に記載のとおりです。令和5年度の視察の受入状況ですが、2月末現在で12件99名となっております。役務費につきましては、議員控室の光ケーブルによる回線使用料及びロゴチャット使用料でございます。委託料ですが、主な内容は備考欄に記載のとおりです。使用料及び賃借料ですが、主な内容は備考欄に記載のとおりですが、議長車等の駐車場使用料や有料道路通行料、またタブレット端末につきましては、現在の端末はリース期間が令和7年2月までのため、3月からは新たな端末のリース契約を予定しております。負担金補助及び交付金ですが、主な内容は備考欄に記載のとおりですが、神奈川県町村議会議長会負担金については、人口割の増により6,000円の増額ではございますが、政務活動費交付金が2月まで17人分となっていることから、負担金補助及び交付金としては減額となっております。

下表の特定財源ですが、記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料の5分の5ページをご覧ください。議会公開事業費でございます。議会議員活動が円滑に行えるよう、議決事件をはじめ町の重要事項に関し、適切な審議、調査、提言等が行えるよう支援し、議会情報を正確かつ迅速に広く情報公開を行うものでございます。需用費につきましては、備考欄に記載のとおりです。役務費は、インターネット配信に伴う専用回線使用料でございます。委託料につきましては、備考欄に記載のとおりです。

下表の特定財源ですが、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、議会費の予算説明を終わらせていただきます。

【柳田委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

【柳田委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で議会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、企画部企画政策課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、引き続きよろしくお願い申し上げます。

ただいま委員長からご案内のありましたとおり、企画部企画政策課の予算審査をお願いするものであります。説明につきましては、関根企画政策課長から、また質疑等につきましては、出席職員全員で対応してまいります。よろしくお願い申し上げます。

【柳田委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 改めまして、おはようございます。それでは、企画部企画政策課所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料に基づきご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料の4分の2ページをご覧ください。企画行革事務経費につきましては、経常的な事務に要する経費でございます。町総合計画及び町総合戦略のそれぞれの取組において、諮問答申機関、助言提言機関等として設置しております各種審議会等に係る経費でございます。報酬は、総合計画審議会委員への報酬、報償費は、総合戦略策定等外部委員会委員のうち学識経験者への謝礼及び同外部委員会の委員に対する記念品代、旅費は、総合計画審議会委員の費用弁償や企画マーケティング担当職員の旅費でございます。

令和5年度予算との比較による増額の主な理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料の4分の3ページをご覧ください。広域行政推進事業費につきましては、単独の自治体では解決できない広域的な行政課題への対応や住民サービスの向上、地域の活性化、行政の効率化、能率化を図るため、スケールメリットを生かした広域連携施策の調査研究及びその推進を図るものでございます。負担金補助及び交付金は、湘南広域都市行政協議会の運営費負担金でございます。令和5年度の負担金額と同額としております。

続きまして、タブレット資料の4分の4ページをご覧ください。マーケティング推進事業費につきましては、町民のニーズや本質を捉えるためのマーケティングリサーチを実施し施策へ反映することで、町民の満足度向上を図るものでございます。報償費は、eマーケティングリサーチ制度によるアンケート調査回答者への謝礼、需用費の消耗品費は、マーケティングに関する書籍の購入費、印刷製本費は、『「高座」のこころ。』ブランドを推進するためのステッカー付メッセージカードの印刷代、役務費は、eマーケティングリサーチ制度によるアンケート調査回答者への謝礼の郵送料でございます。令和5年度予算との比較による増減の主な理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

企画政策課の令和6年度予算のご説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【柳田委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

黒沢委員。

【黒沢委員】 マーケティング推進事業、4ページの『「高座」のころ。』のブランドのイメージアップということで、ステッカー付メッセージカードを作成しますよということでございましたが、このステッカー付メッセージカードの、まずこの金額で作る枚数がどれぐらいになっているのかということと、あとどのような形で使用していただくことになるのか、それからこれを作成し、いろんな方に使っていただくんだと思うんですけども、その際の事業の目的というか、そういったところを詳しく説明いただけますでしょうか。

【柳田委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 ステッカー付メッセージカードについて3点ほどご質問いただいたと思っております。まず枚数ですが、今回の予算では約1万枚ほどと考えております。どのような場面のことですが、ふだんなかなか感謝の言葉を口に出して伝えられないような身近な方に手書きということで特別な体験を通してということで、心を伝えるようなきっかけになればと思っております。目的についても、感謝等の気持ちを身近な大切な方に伝える方法としてということで考えております。

以上です。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今1万枚作成しますと、日頃から感謝を伝えたい、そういう気持ちを伝えたい方にこれを誰が使うことになるのかというところをもうちょっと聞きたかったんですけど、町民の皆さんに使っていただくという理解でよろしいのか、その場合、どなたでも使えることになると思うので、それがどういった形でいただけるものなのか、手軽にいただけるものなのか、どういった形で町民の皆さんの手元に届くのか、その辺についてもう少し説明をお願いしますか。

【柳田委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 対象としては、まずは町民の皆様と考えておりますが、広くご利用いただければと思っております。配布場所としても、役場ですとか、図書館といった公共施設のほか、町内の洋菓子、和菓子ですとか、花屋さんといった協力していただけるようなところにステッカー付メッセージカードを置いていただいて、物と一緒にメッセージを添えていただくというような使い方も考えられるところがございます。

以上です。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 大体使い方としては分かりました。町内の協力してくださるご商売をされているところにも置かせていただいて、ケーキやお花を感謝の思いで届ける際に、そういったメッセージカードを添える、貼る、ステッカー付だから貼ったりすることもできるのかな、そういった形で相手方に感謝の気持ちを伝える、これによってつながる力というか、それから『「高座」のころ。』にある優しさとか潤いとか、そういったところを表現していただきたいということだろうと理解いたします。

最後になりますけど、まず来年度1万枚作成しますということでございましたが、1万枚がはけたとしたら、もし足りなくなったとしたら増刷する予定があるのかどうかという点と、あともう一つ考え方として、これは単年度での事業となるのか、それとも継続して行っていきますよという事業として現段

階では考えているのかどうか、その辺についての見解を最後にお聞かせいただけますか。

【柳田委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 今回6年度当初に1万枚を想定して予算計上させていただいております。実は、こちらは今年度の12月補正で同様に計上させていただいて、この3月にスモールスタートといった意味合いでスタートさせていただいております。始まってすぐなので、まだ状況としてはつかみ切れていないところがありますが、ご協力いただいているところからのお話ですと、かなり好評で、大分はけが早いというような状況になっております。それを踏まえると、6年度当初も早々に着手して増刷していかなきゃいけないかなとは思っておりますし、6年度当初予算で不足が見込まれます、今現在でも。そのときには、また改めて補正なりで議会の皆様にもご理解いただきながら事業展開していければと思っておりますし、この3月からスタートしている取組について、6年度当初も取り組んでまいりますが、その状況等を踏まえまして、今後継続するかどうかといったところも含めて今後検討していきたいと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 今のメッセージカードは、黒沢委員から非常にいろいろと聞いた中で、引っかかったというか、感じたことは、非常に好評だからということで、それは結構なことだと思うんですけど、どういったカードかということは、その思いを相手に伝える、感謝の心を伝えるということなんですけど、それによって町の効果というのは、どういったものを狙うというのですかね。その辺をもう少し聞かせていただきたいなと思ひまして、質問します。

【柳田委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 ステッカー付メッセージカードですが、『「高座」のころ。』ブランドの認知度向上という部分を目的としております。『「高座」のころ。』のスローガンですとか、マークといったものの認知度は向上しているものの、その中身について、優しさ、穏やかさ、温かさといった部分についての認知度というのは、まだこれからと認識しております。そういった認知度を高めていくということで、今回手書きのメッセージカードを使って大切な方に思いを伝えるというところで、『「高座」のころ。』の持つ中身との親和性が高いだろうというところで、ステッカー付メッセージカードを推進することで、『「高座」のころ。』の認知度も上がっていくものと捉えて今後も展開していこうというものでございます。

以上です。

【柳田委員長】 山下主査。

【山下主査】 補足でご説明させていただきます。ただいまご説明させていただいたとおり、ブランドの中身の認知度が低いというところで、取組を検討してきたところです。ブランドの本質としては、記憶の戦いと言われております。私たちの周りにはブランドが様々あふれておりまして、魅力的な自治体に囲まれている寒川町というところで、『「高座」のころ。』ブランドがこれまで以上に受け手の方、町民の方々の記憶に残るためには、特別な体験とブランドへの共感が必要であると捉えました。そ

ここで、受け手と競争するエンゲージマーケティングという手法を使って、町から一方的に町民の方に何かをするという施策ではなくて、町民の方が参加する、参加型のブランド施策として実施しております。こちらのオリジナルデザインのメッセージが書けるステッカーを使って、穏やかさ、優しさ、温かさというのを自由に伝え合う、一方的に伝えられるだけじゃなく、伝え合う機会をつくることで、その体験がすごくいいものとして記憶に残る、記憶に残ることで、寒川町っていい町なんだと認識され、それが広がっていくことで、持続的な未来に向けた寒川町のまちづくりもできるというところで実施したところでございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 非常にいい試みだと自分も今思いました。非常に丁寧な説明、ありがとうございます。ブランド力を上げていくのは、寒川のイメージアップにつながるのは当然そう思いますので、そういうことを周知していくということが大切だと思うんですね。周知していく上で協力していただいている店舗に置かせていただいて、そこで周知していただく、町としてこのカードを広げていく周知というのは、どういったことを考えているのかお聞かせください。

【柳田委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 こちらの周知方法ですが、町としても町のホームページや広報紙、あとLINEなどを活用して広く周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

岸本委員。

【岸本委員】 マーケティング推進事業費と総合戦略について質問させていただきます。eモニター増による謝礼の増とありますけれども、実際具体的にどれぐらい増えているのかということと、あとは今年度、昨年度とどれぐらいの件数のアンケートを取っているのか、また反映した例などを教えていただければと思います。もう一つは、総合戦略についてです。予算の概要にもありますけれども、まち・ひと・しごと総合戦略に基づく取組という中で、基本目標の3、結婚から子育てまでの切れ目ない支援充実とあります。第1期では、出会いのきっかけづくりなどによる結果を支援するとありましたが、第2期では、その文章が抜けています。その点について説明があったのかどうかは定かではございませんが、改めてなくした理由というのをお聞かせいただきたいと思います。

以上2点お願いいたします。

【柳田委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 2点いただきました。まず1点目のeモニターの件について、私からご回答させていただきたいと思います。今回予算計上させていただいているのが、モニター数を5年度は400件であったところを6年度は450件ということで、増を見込んでおります。現在直近の登録者数でいいますと、487名おります。ただ、全員の方に回答していただけるわけではなくて、予算で計上しているのは回答された方に対する謝礼ということですので、今450名を見込んでおります。ただ登録者数としては、これからも増やしていきたいとは考えております。5年度、これまで4回ほどeモニターのア

ンケートを実施しております。自殺対策ですとか、町民の生活、あと災害に対する備えですとか、広報紙に関することで4回ほど行っておりまして、それぞれ現状を把握して今後の町政に反映できるようにということで、行わせていただいているものでございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 山下主査。

【山下主査】 ご質問いただいた総合戦略の部分についてお答えさせていただきます。基本目標の3で、子育ての切れ目ない支援で出会いのきっかけがなくなったというご質問でございます。総合戦略については、持続的な行財政運営を図っていくために人口をしっかりと確保していきましょうという内容の計画になっております。転入者を増やすだとか、出生率を上げるという中で、出生率を上げる取組の1つとして出会いのきっかけがあり、そこから結婚して子どもを産んでもらおうというところで第1期では記載させていただいております。第1期の計画が始まったのが平成27年度ですので、このときは社会的にも待機児童だとか、子育て世帯の貧困化などが非常に社会的な課題となっている中で、第1期に書かれていたものの、子育ての支援に重点的に取り組んできたところでございます。第2期につきましては、そういった状況がまだ変わっていなかったこと、あとは町自体、行政自体が出会いのきっかけをつくるのか、第2期では記載として落としているところでございます。これから来年度第3期をつくっていく中では、県も出会いのきっかけをつくっていたり、あとは寒川町内でも民間の方が実施して、非常に好評だったということも伺っておりますので、そういった中で町として出会いのきっかけをつくるべきなのかどうか、あとはどういうふうにやっていくのかというのは、来年度検討して第3期の総合戦略にどう載せていくか検討していくところでございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 eマーケティング制度については理解できました。今487名が登録しているということですけども、今後どれくらいの数を見込んで計画を進めているのかということを改めてお聞かせいただきたいと思います。総合戦略につきましては、来年度以降第3期に向けて計画を立てていくと理解いたしました。結婚に至る出会いというのは、私もいろんなところで求められておりまして、親御さんやご兄弟、またはその会社経営されている方が誰かいらないかということで、たまに聞かれることがあるんですけども、以前若者会議まち人スタイルという中でミートミーティングというものを開催いたしました。それは町内の方男女を集めて、お肉を食べながら寒川の野菜を食べながら、みんなでいろんなことを話合おうという中で、実は出会った方が結婚されております。そういった出会いの場をつくることによって結婚されたり、新たなつながりが生まれるということもございますので、町としてしっかり計画に盛り込んだ中で、民間だったり、いろんな団体と手を組みながらその場を提供していくというのは大事だと思いますので、来年度以降しっかりとそのようなものに取り組んだ中で実施計画を立てていただきたいと思います。これは要望で結構です。1点だけお願いいたします。

【柳田委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 eモニターさんはどれぐらいまで増やすつもりでいるかというようなご質問だったかと思います。統計学上町民の人口規模から計算しますと、回答数としては381以上ないと統計

学上有意なといいますが、信頼の置ける回答にならないということでございます。現状まだeモニターの回答の率から見ると、300までいかないようなところでありますので、eモニターの回答をいただいても参考程度にしか信頼度が置けないというような状況になっています。これを施策まで転換できるような形に持っていくためには、381を超える、例えば400という回答数が必要になってくるかなとは思っておりますので、今登録者数が487名ですけれども、大体倍ぐらいまでは今後必要なかなとは思っております。ただ、eモニターさんは希望制でありますので、無作為抽出のアンケートとは異なって、属性に偏りがあるところにも注意する必要がありますので、そういったものも踏まえた上で、アンケートの回答については分析していきたいと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 eモニターはまだまだ増やしていく必要があるとお聞きしましたので、eモニターを登録制で行っておりますけれども、今町では公式のLINEアカウントを取っていて、その中でアンケートも取れる機能があって、つい先日も町で取っていましたが、もしかするとそのようなところで利用したほうが若い世代だったり、LINEの利活用をされている方というのはアンケートをしやすいのかなと思っています。様々な制度を改正しながらアプローチしていくということも大事であると思いますので、そういったところ、eモニターのもともとの仕組み自体も考えながら、しっかりと町の方のご意見を取り入れた施策に結びつけるようなものに早急に取り組んでもらいたいと思いますので、eモニターそのものの制度を変えながら取り組んでいくような余地はあるのかどうか最後にお聞きして質問を終わります。

【柳田委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 ある意味ご提言いただいたのかなと思っております。ありがとうございます。ウェブを利用したアンケートというだけでなく、委員にご提案いただいたようなLINE活用したアンケートの取り方というのも1つはあるかなと思っております。また、どのように回答率を上げていくかということも課題として捉えておりますので、それらの課題解決に向けて可能な限り検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柳田委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、企画部企画政策課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、企画部財政課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 引き続きよろしくお願い申し上げます。続きまして、企画部財政課の予算審査と

なります。説明につきましては皆川財政課長から、また質疑等については出席職員全員で対応しますので、よろしくお願い申し上げます。

【柳田委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 それでは、企画部財政課所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考資料）によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は2ページをご覧ください。財政事務経費でございます。こちらは財政事務を行うための経費で、旅費につきましては、県庁等への職員の旅費、需用費の消耗品費は、地方債や交付税等に関する参考図書の購入費用、委託料は、統一的な基準に基づく財務書類作成業務委託料、使用料及び賃借料は、起債管理システムの借上料でございますが、備考欄に記載のとおり、起債管理システムの長期リース満了に伴い新システムの導入初期費用としての業務委託料を計上したことから委託料が増となり、使用料及び賃借料が減となっております。なお、財源は全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。ふるさと納税推進事業費でございます。町外の方から町へふるさと納税として寄附をいただくために、インターネット上の窓口サイトを利用し、クレジットカード等の決済、収納、返礼品の手配、配送を行うもので、需用費の印刷製本費は、ふるさと納税していただいた方に対するお礼状の作成料、役務費は、クレジットカード等の決済環境利用料、サイト掲載手数料、委託料は、返礼品の調達、手配、発送などの委託業務に対するものとなっております。

減額の主な理由といたしましては、地方税法の改正により令和5年10月からふるさと納税のルールが厳格化され、町では返礼品に係る地場産品基準に関して、幾つかの返礼品が対象外になったことなどの影響と、近年の寄附額の伸びを踏まえて、下表に記載のとおり、700万円の減額としております。なお、下表に記載のとおり、歳入は本事業費のほか、まちづくり基金積立金へ充当するものとしております。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。財政調整基金積立金でございます。予算計上額は預金利子分で、直近の定期預金利子を参考に計上しております。

下表をご覧ください、特定財源は全額財政調整基金利子でございます。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。まちづくり基金積立金でございます。こちらは預金利子分のほかに、ふるさと納税などによるまちづくり寄附金を積み立てるもので、下表の特定財源については、まちづくり基金利子とまちづくり寄附金から記載の額を充当しております。

続きまして、タブレット資料6ページをご覧ください。契約検査事務経費でございます。町が行う各種契約を円滑に行うとともに、その工事等が契約どおりに適正に施工されているかを検査する事務でございます。報酬につきましては、備考欄に記載がありますが、隔年で実施している電子入札共同システムの定期申請の年であるため、会計年度任用職員の報酬が皆増、旅費は、電子入札事務や検査事務の職員旅費で、増額分は会計年度任用職員の費用弁償でございます。需用費の消耗品費は、契約事務及び検査事務のための事務用品等の購入、使用料及び賃借料は、建設副産物情報交換システムの利用料、負担金補助及び交付金は、電子入札共同システム事業の運営に係る負担金などとなっております。

続いて、下表の特定財源でございますが、下水道事業事務費負担金につきましては、一般会計で支出しているもののうち下水道事業会計が負担すべき経費を歳入にしているもので、電子入札共同システム事業運用負担金に特定財源として19万5,000円を充当しており、その他の充当事業につきましては、下

段に記載の充当内訳のとおりとなっております。

続きまして、タブレット資料7ページをご覧ください。町債償還元金でございます。増減理由については記載のとおりで、財源につきましては、全て一般財源となっております。

続きまして、タブレット資料8ページをご覧ください。町債償還利子となります。増減理由は、備考欄に記載のとおりで、財源につきましては、こちらも全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料9ページをご覧ください。予備費でございます。当初予算額といたしましては、前年度同様5,000万円を計上しております。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明いたします。タブレット資料10ページをご覧ください。2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、基本的には近年の実績を勘案して計上しております。まず、地方譲与税ですが、1段目の地方揮発油譲与税、2段目の自動車重量譲与税につきましては、前年度と同額とし、3段目の森林環境譲与税につきましては、52万8,000円の増としております。

続きまして、2段下の利子割交付金につきましては、減額して180万円の計上としております。

次に、配当割交付金につきましては、前年度と同額としており、続いて株式等譲渡所得割交付金は500万円の増額、次の段の法人事業税交付金につきましても、3,000万円の増額としております。

続きまして、地方消費税交付金及びその次の段の環境性能割交付金は、共に前年度同額の計上としております。

次に、9款地方特例交付金は、住宅ローン減税の減収補填措置分としては前年度と同額計上でございますが、6年度の6月以降に実施されます定額減税による減収分が全額国費で補填されますので、その分の増額分でございます。

なお、次の新型コロナウイルス感染症地方税減収補填特別交付金の項目につきましては、国の設定に倣って地方特例交付金へ整理統合したため科目廃止いたしましたものでございます。

続きまして、10款地方交付税でございますが、普通交付税につきましては、不交付が続くと見込み計上せず、特別交付税については、前年度と同額を見込んでおります。

次に、交通安全対策特別交付金につきましては、前年度同額計上としております。

続きまして、15款県支出金でございます。県負担金となります市町村移譲事務交付金は、県の事務の一部を町が移譲を受け、処理することとした事務に要する経費について県から交付を受けるもので、内容は、旅券の発給申請の受理、鳥獣捕獲の許可、都市計画関係の許可等、福祉関係書類の受理や軽油などで、67万3,000円の増を見込んでおります。

次に、県補助金の2件につきましては、タブレット資料13ページをご覧ください。こちらに再掲するとともに、それぞれすぐ下の枠外に充当内訳の記載がございますが、別掲1の市町村事業推進交付金は、地域子育て環境づくり支援事業費等への補助金で、補助割合は2分の1でございます。6年度は5万9,000円の増額としております。

続きまして、同じページの別掲2、市町村自治基盤強化総合補助金は、県独自の補助金で、地域主権社会の実現に向け、市町村の自主性、主体性を尊重し、権限移譲への取組や広域で行う事業などのために補助されるもので、補助割合は2分の1から3分の1となっており、その充当内訳は枠外に記載のとおりとなっております。

恐れ入りますが、タブレット10ページにお戻りください。続きまして、下から2段目より16款財産収入となりますが、公共施設再編整備基金利子から、11ページをご覧ください。上から3段目の奨学金基金利子までは預金利子でございます。

次の株式配当金は、例年配当いただいております三光化学工業株式会社様分の配当を計上しており、その配当金につきましては、寄附者の篤志を尊重し、中学校費の教育活動充実事業費に全額充当しております。

続きまして、18款繰入金の1つ目、財政調整基金繰入金は、7億5,100万円を計上しております。財源の年度間変動に対応する目的で繰り入れるもので、財源不足を補うため前年度より1,972万9,000円、率にして2.7%の増としております。

続きまして、まちづくり基金繰入金は、ふるさと納税をはじめ町への寄附を一旦積み立てたものを寄附者の意向を踏まえ事業財源として繰り入れるものでございます。充当先は、再度タブレット13ページをご覧ください。別掲3の枠外に記載しておりますが、記載の12事業に充当しており、括弧書きが各所管課になっております。

恐れ入ります。11ページにお戻りください。続きまして、中段にございます19款は、前年度繰越金で、2億8,000万円としております。こちらは決算上の剰余金を見込んでいるものでございます。

続きまして、20款諸収入市町村振興協会市町村交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金から市町村に配分されるものでございます。

続きまして、21款町債につきましては、保育環境事業債ほか9事業に対し総額11億4,130万円の借入れを予定しております。なお、各事業債を借り入れる事業の詳細につきましては、所管課からの説明となりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、タブレット14ページをご覧ください。令和6年度休止及び廃止等事業でございます。令和5年度の基金の見直しにより8つの基金を廃止いたしました。そのうちの3つが当所管課でございます。そのほかの基金につきましては、所管課よりご説明いたします。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
青木委員。

【青木委員】 ふるさと納税についてお聞きします。地方税法が改正したことによりルールが厳格化されたと聞いたんですけど、その辺をもう少し詳しくお聞かせ願えますか。

【柳田委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 ふるさと納税のルールの厳格化の内容につきましては、1つ目といたしましては、地場産品の基準にございまして、まずはふるさと納税返礼品がその地域で製造されているもの、あるいはその地域で加工されているものがまず1つございます。それから2点目といたしましては、例えば複数のセットで組合せた返礼品につきましては、その7割はその地域で製造されているもの、そういったものが厳格化されてございます。

以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 厳格化して地元、寒川だとなかなか厳しいとは思うんですね。その厳しい中での町の影響というのはどう考えているのでしょうか。お聞かせください。

【柳田委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 厳格化によりまして、厳しい点といたしましては、1つの企業でつくられているもの全てにおいて、我々としては返礼品としてできるものだと思っていたところが、厳格化によりその工場でつくっていないものは対象外になってしまったというところがございます。それとふるさと納税全体といたしましては、根本からになりますけれども、制度全体としては、先日の一般質問でもありましたけれども、不交付団体は条件として不利ではないかというところもございます。そういったところが厳しいと思っているところでございます。

以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 確かに不交付だと厳しい、交付団体だと、そこも対応できるというのは本当に重々承知なんですけど、この影響についてどうこの予算に対して対策を取っていくかということについては、どういった考えがあるのでしょうか。お聞かせください。

【柳田委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 ふるさと納税の返礼品のルールといたしましては、費用の支出割合で自治体に入る寄附金が50%以上、返礼品につきましては3割以下、その残りが事務費という形で扱っていますので、事務費の20%の中で賄わなければいけないという制度上のルールがございますので、その中でどうするかということなんですけども、現在事務費というのは目いっぱい使っているところですので、今後なかなか予算を増やすわけにいかないという状況がございますので、中身の充実と、あとまだこちらで寒川として使っておりますふるさと納税のサイトが、まだ有名なところが何サイトかございますので、そういった部分を取り込むような工夫をしていきながら、全体的に返礼品の充実をして、寄附金のふるさと納税の向上に努めていきたいと思ってございますので、よろしくお願いします。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柳田委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、企画部財政課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、企画部広報戦略課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、ただいま委員長からご案内のありましたとおり、企画部広報戦略課の令和6年度の予算審査をお願いするものでございます。説明につきましては小林広報戦略課長、また質疑等につきましては職員全員で対応してまいりますので、よろしくお願いします。

【柳田委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 こんにちは。それでは、企画部広報戦略課所管の令和6年度予算につきまして、予算書及び予算特別委員会説明資料に基づきご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。予算書は50ページから51ページの2款総務費1項総務管理費8目広報情報費でございます。タブレットのファイル番号040広報戦略課の3分の2ページをご覧ください。広報プロモーション活動事業費でございます。この事業は、広報誌、広報板、ホームページ、メール配信サービス、SNSなどの様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、町民の町に対する愛着心の醸成と町の認知度向上により移住定住の可能性を高めるために、町のブランドにのっとった情報発信とコミュニケーション活動を行っているものでございます。報酬、職員手当等共済費につきましては、広報誌製作業務に係る会計年度職員の経費でございまして、令和5年度より広報誌の製作業務に従事していますが、当初予算との比較では皆増となっております。報償費につきましては、様々な媒体への可視化などデザイン業務をメインとしたマーケティングマネージャー1名分の謝礼でございます。前年度予算との比較で減となっている理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。旅費につきましては、移住定住関連の会議等の出席に係る職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、ブランド醸成及び広報誌の編集に係る消耗品でございまして、前年度予算との比較で減となっている理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。なお、印刷製本費につきましては、『「高座」のころ。』ガイドブックや移住相談ノート等の増刷は令和6年度に予定がございませんので、予算は皆減でございます。役務費につきましては、通信運搬費、保険料及び広告料でございまして、通信運搬費につきましては、「広報さむかわ」の関係機関への郵送料をはじめ記念広報誌贈呈事業の記念品及びブランド浸透度調査のための郵送料でございます。保険料につきましては、役場前交差点の3面啓発塔及び役場正面玄関入口の大型モニター分でございます。広告料につきましては、移住定住の促進に向けターゲットとしている町外の方や、実際に移住を検討している方に対する直接的遡求活動の強化を図るため実施しております住宅情報サイト広告及び移住促進プロモーション広告の展開に係るものでございます。なお、前年度予算との比較で減となっている理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。委託料につきましては、「広報さむかわ」制作業務のほかウェブサイト、CMSサービス、こちらは町ホームページの提供業務、やメール配信サービス提供業務、広報誌等の全戸配布業務、移住ポータルサイト保守業務、『「高座」のころ。』推進実行委員会へのブランド醸成業務、地域コミュニティ放送レディオ湘南を活用した広報番組制作業務の7本でございます。なお、前年度予算との比較で減となっている理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。使用料及び賃借料につきましては、新聞等の著作物複写利用料とブランドの可視化や動画編集に資するソフトライセンス使用料でございます。備品購入費につきましては、デザイン用パソコンの機器更新でございます。負担金補助及び交付金につきましては、公益財団法人日本広報協会への負担金でございます。

続きまして、下表をご覧ください、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書は30ページから33ページの県支出金自衛官募集事務委託金につきましては、法定受託事務である自衛官及び自衛官候補生の募集事務のうち広報誌への記事掲載に対して配分されるものでございまして、予算額の全額を「広報さむかわ」製作業務委託料に充当しております。歳入番号②、予算書は34ページか

ら35ページの諸収入広報掲載料につきましては、公益財団法人神奈川県市町村振興協会が実施しております市町村振興宝くじ、通称サマージャンボ宝くじ及び新市町村振興宝くじ、通称ハロウィンジャンボ宝くじの販売において、広報誌等への掲載に協力することで、その収益金の一部が公益財団法人神奈川県市町村振興協会から交付されるものでございまして、予算額の全額を「広報さむかわ」製作業務委託料に充当しております。歳入番号③、予算書は同じく34ページから35ページの諸収入広告掲載料につきましては、広報紙及び町ホームページへの広告掲載に関するものでございまして、ウェブサイトCMSサービス提供委託料及び「広報さむかわ」製作業務委託料にそれぞれ充当しております。

本事業におけるこれら特定財源の充当額合計は94万1,000円で、一般財源額は4,520万7,000円となります。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。休止及び廃止等事業でございまして、町の花スイセン制定50周年記念事業は廃止となりますが、引き続き町の花スイセンにつきまして、広報誌等を活用し、PRしていきたいと考えてございます。

以上で、企画部広報戦略課所管の令和6年度予算のご説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。
岸本委員。

【岸本委員】 まず、寒川フィルムコミッションについてお聞かせください。ロケ地登録やエキストラ登録の近年の推移をお願いいたします。

続きまして、先日行った町の花スイセン制定50周年記念事業についてでございますが、せっかく50周年の事業を行ったので、今後の展開等がございましたら、できれば続けたほうがいいのかと思っていますが、その点についてお聞かせください。

最後3点目ですけども、施政方針にもあります寒川町を応援していただけるインフルエンサーを獲得し、ブランドコミュニケーションの確立に努めていくとございますけども、具体的にそのインフルエンサーというのは、どのような方を想定し、どのようなことをしてもらおうのかというのがございましたらお聞かせください。

以上でございます。

【柳田委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 まず、ロケ地誘致の関係でございます。ロケ地誘致は、令和5年度におきましては、まず相談件数が78件ございまして、成約件数は現在23件となっております。それに伴いまして町民の方にロケ地登録していただいたのは26件の登録をいただいております。今年度当初は16件でしたが、いろいろロケ地誘致するメディアに出る関係で10件の増となっております。また、エキストラ登録につきましても、今年度当初につきましては66名だったのが、2月末現在で653名の登録でございます。こちらは10月に放送されたドラマの影響が大きかったのかと思っています。

続きまして、2点目のスイセンなんですけれども、今年度令和5年度はスイセンの制定をして50周年の記念ということで、町内に1万2,000球の球根を植えたところでございます。来年度は予算計上はございませんが、今予定で決まっているのは、今年度についても少年スポーツの団体が植え付けにご協力

いただいたんですけども、今その1万2,000球が1,000個のプランターの中に、全部ではないんですけども、1,000プランターに5つつ球根が植わっております。ですので、5,000球は植わっております。それをずっとプランターのまま育てるわけにもいきませんので、それを今度例えば公園ですとか、そういうところに植え替えを行っていきます。ですので、その辺をまたスポーツの団体に協力いただいて植え替え等を行っていきたいと考えてございます。白いスイセンと黄色のスイセンがございまして、今白のスイセンが満開というか、だんだん満開時期を過ぎているんですが、これから黄色のスイセンが出てきます。今1,000のうち200のプランターが白いスイセンで、それが今中央公園と駅前公園に飾られているんですけども、今後残りの800の黄色いスイセンが公園等を彩る予定でございます。

それと3点目、インフルエンサーのお話でございます。こちらにつきましては、プロモーションを展開していくにはインフルエンサーの獲得というものは、我々も課題と認識しておりまして、また必要だと認識しております。今年度につきましては、インスタグラムで獲得した多くのフォロワーさんの中から移住の方に声をかけまして、8名の方から手が上がりまして、協力するというようなことを言っていたいて、実際に2名の方に移住相談会、こちらは有楽町の移住相談センターで行われているんですけども、そちらに出向いて移住相談の協力をしていただいたという経緯がございます。今後もそういう方たちとコンタクトを取って町をPR、町だけではなく、そういう移住者の方にも併せてPRをしていただければと、引き続き、継続していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 まず1点目のロケ地登録とエキストラ登録、まずロケ地ですけども、続いてロケ地登録された方とエキストラさんがどれぐらい実際にドラマや映画、CMに出たのかというのをお聞かせください。スイセンの花ですけども、今後も続けていこうということでございますけれども、スポーツの少年団だったり、地域の方を巻き込んでということで、何人かの私の知り合いが行って、少年たちがふだん触ったことがないスイセンを植えるということで、町の花ということも初めて認識したという方もいらっしゃるようなので、今後も、大きくなくてもいいので、そういったことを続けていくことが大事だと思います。予算化しなくてもいいんですけども、できれば今後は小・中学校並びに老人施設などがございますので、そういうのを進めていくのもいいのかなと思います。それについてひとつお聞かせください。

最後インフルエンサーですね。やはりSNSの力はかなり大きくなってきているのかなと思いますし、ホームページを見るよりもインスタグラムで検索するという方が、きっと若い世代、移住をされる方は多いのかなとも思っていますので、できる限り、2名ということでございますが、もうちょっとアプローチ、町内にも例えば有名なプロスポーツ選手などがいらっしゃいますので、そういった方々に競技のことだけでなく町の良いところなどもPRしてもらって、日本のみならず世界にも発信できますので、そういったことも考えていつてもらえたら広がりが出るのかなと思いますので、そういった今後の展開について見解があればお聞かせください。

【柳田委員長】 木内主査。

【木内主査】 1点目のロケ地誘致の件で、これまでエキストラさんには延べ人数にして180名の方

に参加していただいています。今後も、ロケ地誘致というのは、町政に気軽に参加できる取組であることから、積極的に営業者に声かけをして、どんどん参加していただけるように取り組んでまいります。

【柳田委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 スイセンの関係です。今年植えた1万2,000球の球根が、2、3年かかるとは聞いているんですけども、その球根が株分け、増えていくんですね。ですので、その球根をぜひ、今、委員がおっしゃったように、今年度も中学生に植え付けにご協力いただきまして、植えた子は、すごく成長を気にしてしまっていて、いい取組だなと私も実感しましたので、増えた球根等を活用して、ボランティア団体さんとよく話をしながら、老人ホームですとか、公園ですとか、そういうところに増えた球根を増やしていく、そういう取組を継続していければと考えてございます。それと3点目のインフルエンサーの関係は、今担当がいろいろ頑張っておりまして、例えばInstagramのフォロー、いいね！を返すとか、そういうのを積極的にやっておりまして、1つの事例では、子育てにすごく人気のあるインフルエンサーさんのやり取りとか、いいね！で寒川を結構紹介してくれたりしているところもありますので、そういうものを続けていくのとともにスポーツ選手、いろんな世界に羽ばたいている選手もいますので、そういう方にぜひ協力いただいて広めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、報酬で会計年度任用職員雇用により皆増と備考欄に書いてありますけども、この方については今年度途中から採用していますという説明でございましたが、これは「広報さむかわ」が横書きになったことによって、事務量とか作業量等が増えたということが影響しているのかどうか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。それから備品購入費50万円でデザイン用パソコンの機器更新と備考欄にも書いてありますけども、こういったパソコン等の備品については大半がリースでやっているかと思います。今回購入として扱わなければいけなかった理由と、それから購入となると、パソコンとかは、今は時代の進歩が相当早いので、更新時期というのが必ず来ると思うんですけども、そういったときに購入だと更新しづらいとか、もうちょっと頑張って使っちゃおうとか、どうしてもそういう考えになりがちかなと思う中で、なぜ今回のデザイン用のパソコンについては購入をしなければ、リースという考え方というのはあり得なかったかどうか、その辺についてお知らせいただけますか。

【柳田委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 まず広報誌作成業務の会計年度任用職員の関係でございます。委員おっしゃるとおり、業務が増えたところもあるんですけども、今年度令和5年度人事異動に伴いまして職員の入替えがかなり多くございました。その辺もございまして、経験のある会計年度職員、以前その方については広報誌の作成に経験を持っておりましたので、その経験を若手職員に伝えながらというところで採用したところでございます。2点目のデザイン用のパソコンについては、リースと買取りで金額をまず比較いたしました。比較したところ、まず購入したほうが安価であるというところが、まずもっての一番の理由でございます。次に更新の関係なんですけども、実は今マーケティングマネージャーが主に使用して、職員も当然使っているんですけども、これが2台目になります。前例がございまして、今使っ

ているパソコンが購入でやってございまして、その辺の更新が特段問題もなく、逆にリースよりも購入のほうがいいという実績の下、判断をしたところでございます。今使っているパソコンは、引き続きこちらについては、例えば1つ、学校の子どもたちが使っているタブレットと連動性が非常に高いものを使用しておりますので、そちらに使えるということもありますので、継続して使っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 会計年度任用職員については、承知しました。課の職員の数も考えた上での任用職員の採用だったので、それは了解いたしました。今備品購入の部分で、当然買取りのほうが安いことは理解できます。今職員の皆さんが使っているパソコンも、恐らく買い取ったほうが絶対に金額としてはかからない、でも、予算の平準化ですとか、やっぱり更新時期の問題だとか、それから買い取った場合、今、課長からも、ほかで使えますというお話があったんですけど、要はすぐに廃棄するという決断ができないので、ほかに使い道を見いださなきゃいけない、そういうことが無理やり行われる、そういうこともあるんだと思うんですね。例えばうちも議会が主導としてタブレットを入れさせていただきましたけども、そのときの見積りについては、当然買取りのほうが安いわけですね。ただ、買い取った場合については、その使えなくなったものをどうするんだ、それから更新の時期もどうしても遅れてしまうということもあったので、やはりリースにすべきだろうという判断をしたんですけども、買取りを決して否定するわけではないんですけど、なぜこの部分だけ買取りにしたのかということについては、今後のことを考えると、処分するときの決断だったり、更新するタイミングが遅れやしないかなと、その辺の懸念があるので、もうちょっとその辺についてはお答えいただけますか。

【柳田委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 ありがとうございます。まず今私も小学生等のタブレットに利用できるとお話しさせていただいたんですけど、それは今現在も並行して使っていて、それが不要になったからそちらを使うということではない、ちょっと説明が足りなかったんですけども、ですので、今度は、令和6年度で購入することで2台のパソコンとなりますので、併用して、今デザインパソコンを職員も使っておりますので、非常に利用度が高く、順番待ちみたいなのところもございますので、今度は2台で並行して使っていくというのがまず1点でございます。それと、更新時期につきましては、確かにリースのほうが最新のものに切り替えていけるという利点はあろうかと思うんですけども、先ほども申し上げたとおり、今回6年間今のパソコンは使っているんですけども、そこで特段デザインパソコンについては不具合、リースのほうがよかったなというところが購入でよかったということ、このデザインパソコンについてはそういう判断をさせてもらったので、引き続き、リースも検討したんですけども、購入といった結果に至ったところでございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 しつこくて申し訳ないんですけど、別にリースを推奨するわけじゃないんですけど、今実際にはこれは2台目になるので、2台併用していきますよ、それでも職員も使っているの、待たな

きやいけないタイミングも出ているということだったんですよ。であるならば、予算を平準化することを考え、3台必要だったら3台リースする、4台必要だったら4台リースするほうが予算的には平準化できるし、作業に支障なく使える体制というのがつくれるんじゃないかなという気がするんですけども、それでも購入を選択したということについては、納得はしますけども、そういう考え方、職員が待たなきゃいけないタイミングがあるということは、ちょっと引かかるなと思うんですよ。必要なものについては仕事を円滑に進める、それから特にプロモーションの担当の部分については、町民の皆さんにしっかりと情報を与えなきゃいけない、それからいろんな形でプロモーションの推進もしていかなきゃいけない、そのためのプロもここに配置していただいている、そういう中であって、その作業が待ちになるようなタイミングがあるというのは、あまり理想的な体制ではないと思う。そうなってくると、このパソコンが、多分1台50万円もするので、相当スペックの高い、それから様々なデザインができるようなソフトも入っているということを考えると、そういうパソコンを職員が待つ時間がないようにもう少し台数を増やす、そして、それは予算を平準化するためにリースでやっていくという考えも当然有意性としてはあるんじゃないかなと思うんですけど、最後にその辺の見解だけお聞かせいただければと思います。

【柳田委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 確かにリースにして台数を2台、3台、4台というお話も考えられるところでありますけれども、先ほど私も待っている状態ということも、説明不足の点もございまして、今2台で十分に作業は回っていくという判断をまずはしてございます。現在までは1台なんですけども、1台でも順番をやりくりすることで回っていたところもあります。ただ、デザインソフトとして古くなった部分があるので、ここで更新も併せてするところでございます。今後につきまして、リースというものは念頭に置きながら、引き続き検討はしていきたいと思いますが、今回については、このデザインソフトのパソコンについては購入で、引き続きリースのメリット、デメリットを検討しながら進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 先ほど岸本委員からあったフィルムコミッション、これは町の規模からいったら、問合せが78件は、ほかの自治体に比べてどうなのかというのが非常に気になるところで、フィルムコミッションによって様々な効果があると思うんですけど、まず町の規模でいって問合せというのは、ほかの自治体と比べるというのもなかなか難しいかもしれないんですけど、どうなのかというのが気になったので、その辺をお答えください。それとあと報償費の説明の中で、プロカメラマンによる町のホームページや移住定住ポータルサイト等に登載する町潜在写真の撮影が完了したことによる減をお聞きしたいんですけど、プロが撮ったということについて、アマでも写真だからという、逆にそういう考えもあったりして、プロが撮ったことによる町への効果、町に対してはどういった効果を見ているのか、アマでもある程度のものを撮れるじゃないですか。プロが撮ったから、これぞというような写真を示して、町がいろいろなことに関して効果があるということについての見解をお聞かせください。

【柳田委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 まずロケ地誘致の関係で、他の自治体との比較については、残念ながら資料はございません。担当として他の市町村との比較は行っていないのが現状でございます。また、件数が伸びているというのは、1つの理由に町の対応、それと町民の方の対応にテレビ関係者等が非常に温かいという印象を持たれて、次へ次へといったお声がかかってきているのが現状です。それとまたテレビ局の中でも横のつながりがあって、何々の撮影をやった方からということで紹介があり、連絡があって増えているのが現状でございます。それとプロのカメラマンの関係です。今年はいろいろ写真は撮っていただいたんですけども、1つ、例えばふるさと納税の商品の写真を撮っていただいて、視覚的に食べ物であれば非常においしい、果物であればみずみずしい、そういうものを撮影していただきました。撮影していただいただけではなくて、技術的なところ、こういう角度から撮るといいんだよとか、そういうアドバイスを我々広報戦略課の職員に伝えていただきまして、その辺を今年度は教えていただいたところはございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 比較は多分できないと思うんですけど、だけでも、横のつながりで、いろいろとフィルムコミッションが拡充していくというのは分かりました。逆に町として町の魅力、ロケーションをつくる上で発信はされていると思うんですけど、どういったところを町の魅力をロケーションとしてやっていく、魅力というのを町としてはどう感じているのかということが気になりますので、その辺をお答えいただきたいなと思います。それとふるさと納税については、例えばふるさと納税の写真をプロが撮ると、こういったところがということで、技術的なところを職員の方々にやったというのは非常にいいことだと思いますので、この点については何も申し上げることはないですけど、ほかに何かふるさと納税以外にそういったものがあれば、その辺をお答えしていただければなと思いますけど。

【柳田委員長】 もう一度お願いします。

【青木委員】 比べるということではできないのは分かりましたけども、だけど、かなり横のつながりが広がっていったって、これだけロケ地として活用していただいたということで、逆に町としては町の魅力について、どうお考えなのかということをお尋ねします。あとプロのカメラマンがその技術を職員の方々に与えていただいたということは非常にいいことだと思うんですけど、ほかに何か効果というのを町はどう見ているのかということをお聞かせください。

【柳田委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 まずロケ地誘致の関係です。寒川町がロケ地誘致に取り組んでいて、業界の方からの評価については、まず直接的に町の職員がやっているところと、あと、やっているからこそニーズに応えられる、ほかに例えばどこかの団体にこういう話があるから、あとは調整をお願いしますねとかではなく、我々が全て調整しているので、ニーズに合った場所を紹介できているというのが1点、それとすごく感じるのが、町民の皆様がロケ地誘致に非常に協力的だということです。ですので、我々職員も飛び込みで、おうちで撮影していただけないかといったときに、断られるケースもありますが、ほとんどの町民の方に快く受入れをしていただけるので、そういった積み重ねが今ロケ地誘致の件

数が増えているところにつながっているのかなと、またそれを行うことで町の認知度、いわゆるロケ地への登録ですとか、エキストラ登録の人数が増えることで町の認知度が上がっていく効果があるのかなと考えてございます。それと2点目については、プロの撮った写真については、ふるさと納税のほかガイドブックですとか、ホームページですとか、そういうところに活用はしておりますけれども、結果として、今年度県の広報誌のコンクールの中で、トップは取れなかったんですけども、3番目で賞に入りました。それはプロが撮った写真ではなくて職員が撮った写真でないとエントリーできないので、その中で評価をいただいたところがあります。広報戦略課としてもトップを目指す、一番いい賞を目指すというところを目標に頑張っておりますので、そういう目に見えた成果が出たのかなと感じているところでございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 それでは委託料についてお聞きしたいんですけども、3,372万9,000円、委託料の7つの事業と先ほどおっしゃっていたんですけども、その内訳について教えていただいてもよろしいですか。

【柳田委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 先ほどもご説明の中でさせていただいたところがあります。7つ、1つがウェブサイト、CMSサービスの提供委託料、こちらはホームページの関係でございます。2点目が、メール配信サービスの提供委託料、3点目が、広報等全戸配布業務の委託料、4点目が、「広報さむかわ」製作業務委託料、5点目が、移住ポータルサイト保守委託料、6点目が、『「高座」のころ。』推進実行委員会委託料、最後7点目が、レディオ湘南番組制作委託料でございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 ちょっと聞き方が悪かったですね。内訳の予算の配分というんですかね。その金額についてお聞きしたいんですけども。

【柳田委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 すみません。配分につきましては、これから入札等をかける件もございまして、全体の金額でお示しさせていただいているところでございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、企画部広報戦略課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、企画部デジタル推進課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、企画部最後となりますが、企画部デジタル推進課の令和6年度の予算審査をお願いするものでございます。説明につきましては村瀬デジタル推進課長から、また質疑等については出席職員全員で対応いたします。よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 それでは、企画部デジタル推進課所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考資料）により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料050デジタル推進課の2ページをご覧ください。デジタル推進事業費でございますが、デジタルによる快適な生活環境を実現するため、行政手続オンライン化を進め、町公式LINEや電子申請届出システム、公共施設予約システムを町民向けに提供するとともに、町組織内外の電子情報連携を安全かつ確実に行うものでございます。旅費につきましては、会議等の出席に係る職員の普通旅費、需用費は、プリンターのカートリッジや記録媒体等コンピューター周辺機器に関する消耗品費、役務費は、役場庁舎ネットワークと町内各公共施設等を接続するための回線経費やモバイルルーター、ウェブ会議ツール、ビジネスチャットツール、RPA、AIOCRサービス利用料、情報セキュリティ対策等に係る通信運搬費でございますが、前年度比増額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。委託料は、情報セキュリティ対策やグループウェア、町公式LINEアカウントの運用、自治体DXの推進等に係る委託料でございますが、前年度比減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。使用料及び賃借料は、職員が使用するノートパソコン、ネットワークの構築運用、情報セキュリティ対策に係るコンピューター機器等の借上料でございますが、前年度比増額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金は、電子申請届出システム、公共施設利用予約システムの共同調達に係る神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への負担金でございます。

続いて、下表をご覧ください。当事業に充当している特定財源でございますが、歳入番号①の諸収入、下水道事業事務費負担金につきましては、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金にそれぞれ充当しており、本事業における財源内訳は資料記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。コンピューター利用事業費でございますが、行政事務の迅速かつ正確な処理により住民サービスの向上を図るため、住民情報システム等の機器及びソフトウェアの調達、運用、改修等を適正に行い、併せて重要データを災害などから守るためのバックアップ等を行うものでございます。報酬、職員手当等共済費は、会計年度任用職員に係る経費、旅費は、職員の普通旅費及び会計年度任用職員の通勤手当、需用費は、電算処理に係る用紙代やトナー代等の消耗品費、委託料は、住民情報システムの運用保守等に係る委託料でございますが、前年度比増額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。使用料及び賃借料は、住民情報システム等とその周辺機器のコンピューター借上料、負担金補助及び交付金は、国及び地方公共団体が共同して運営し、マイナンバーカードに関連する各種システムの整備運用を担う地方公共団体情報システム機構への交付金や、県内町村の参加団体にて共同調達する内部系情報システムに係る神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金でございますが、前年度比増額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください、当事業に充当している特定財源でございますが、歳入番号①の国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省分）につきましては、負担金補助及び交付金、地方公共団体情報システム機構負担金及び交付金のうち、中間サーバーの磁気システム構築に係る経費を対象としたものでございまして、補助率は10分の10でございます。

続いて、歳入番号②、国庫支出金デジタル基盤改革支援補助金（標準化、共通化に係る事業）につきましては、自治体の情報システムの標準化、共通化に係る作業経費を対象としたものでございまして、補助率は10分の10となっており、委託料の基幹系システム標準化対応委託料と保健衛生事務経費へそれぞれ充当してございます。

続いて、歳入番号③の諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金へそれぞれ充当しており、本事業におけるこれら特定財源と一般財源の内訳は資料記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。歳入予算の概要でございますが、国庫支出金デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他の地域等で既に確立されている有料モデル等を活用したサービスを町で実装する際の導入経費に係る国庫補助でございまして、補助率は2分の1でございます。内容といたしましては、デジタル地域通貨の導入に係るもので、商業振興事業費へ全額充当してございます。

デジタル推進課の令和6年度予算の説明は以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

青木委員。

【青木委員】 役務費の生成A I サービス導入による増をもう少し詳しくお聞かせ願えますか。

【柳田委員長】 村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 ただいまお尋ねのデジタル推進事業費の役務費、生成A I サービスについて詳しくということでございます。現在デジタル推進課及び一部関係する課も参加いただいておりますけれども、生成A I サービスに関しての検証を行ってまいりました。こちらにつきましては、国の法令等を追加・拡充したような環境で検証作業を行ってまいりました。検証を通じまして十分に業務の活用において有効であるという判断と、あるいは先行して実施しておる団体での業務効率化の効果が、一例として1日10分から30分の効率化が見られたというような成果もございまして、これらのことにより来年度本格導入を予定、目指しておるものでございます。導入に当たっては、ガイドラインというものを作成いたしまして、使用時における注意事項であるとか、活用事例などをまとめたものを作成していきたいと思っております。

内容としては以上でございます。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 A I サービスは、自分のイメージとしては、いろいろな有名なところがあるんですけど、イメージしているような内容のものを導入していくということなんですか。20、30分ほど効率化することなので、来年に向けて導入していくということなんですけど、役場の使えるところに

使っていくという考えなんですか。お聞かせください。

【柳田委員長】 村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 全体で使えるような形での調達といいますか、そういう方向で考えてございます。

以上です。

【柳田委員長】 渡邊副主幹。

【渡邊副主幹】 若干の補足をさせていただきます。導入を予定しているサービスは、文章の生成をするサービスでして、よくニュースなどで取り上げられているものが後ろ側でエンジンとして動いているサービスになっておりまして、職員の文書の作成の支援ですとか、要約の支援、あるいはアイデア出しの支援、それから我々のような部署ですと、プログラムの作成の支援などに活用することをまず第1段階として予定しております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 私もAIサービスの導入について聞こうと思ったけど、今ので理解しましたので結構です。

デジタル推進課の中では、町で様々なソフトを使っていますよね。システムと言った方がいいのかな。システムを使っているかと思います。その中には町単独で業者に開発していただいたものがあると思うんですけど、いわゆるシステムの町から仕様書等が出されて、プログラムされてくるわけですけども、かなり専門的な知識がなければできないことなので、どうしても業者も相当限られてくると思いますし、それからそのシステムによって出された金額、開発によって出された金額ですとか、更新によって出された金額というのが、これが本当に妥当なのかどうかという判断がつきづらい分野であろうかと思いますが、そういったことに関して、町として今あるシステムを費用の妥当性ですとか、中身の妥当性、このぐらいの中身であれば、このぐらいの金額というのは妥当だよと、そういった判断というのは何か機関を使って行っているのかどうか、それからそういったことの判断の必要性についてどういった見解を持っているのか、お答えいただけますでしょうか。

【柳田委員長】 渡邊副主幹。

【渡邊副主幹】 情報システムに関する見積りの妥当性、あるいは仕様書の作成のご質問にお答えいたします。まず、仕様書の作成に関しては、おっしゃるとおり、専門的な知識が必要な部分がありまして、我々もよく庁内のいろんな部署から相談を受けて、中身の確認をしたり、こういった項目を入れたほうがいいですよという助言をしております。我々自身も、新しいサービスがどんどん始まってきたり、セキュリティに気をつけなくてはいけないことが時代に合わせて変わっていきますので、そちらに関する知識を更新していく必要というのを感じておりまして、外部の有識者の方に知見をお聞きしながら我々に技術移転というか、知識を移転していただくようなことができればいいということを1つ考えております。その中で1つ、来年度予定しているものとして、神奈川県が県内の市町村に対するデジタル部門での支援というのを予定していただいている中で、外部の専門的な知見をお持ちになる人材を県が

確保して、市町村でシェアして、それぞれの困り事の解決につなげられないかというような取組を予定しているものがありますので、そちらはどんなやり方がいいですかというようなワーキングを開催して、ところに職員が参加して、意見を出しているところでして、来年度からまた、途中からになるかと思えますけれども、活用できるところは積極的に参加していきたいと考えております。

それから金額の妥当性に関しましては、まず町単独の取組としましては、外部の有識者の方に見積書を精査していただく、例えばその翌年度に更新を予定しているシステム、導入を予定しているシステムの見積書の精査と一緒に入っていただくような取組を過去に取り組んでおりました。その中で基本的に予算の段階だと比較的一式というような書きぶりで、大きな粒度で書かれるケースが多いので、これはどういう作業、どんな資格の方が何人ぐらい何日どういった作業をするんですかみたいな、あるいはデータの登録でしたら、何件を1件当たりどういう作業量でやる想定ですかというのを細かく分解して聞き取りをしていくことで妥当性が見えてきますよというところと一緒に聞き取りの場に参加しながら学んでいって、それを基に庁内の他課から相談が来たときに見積書の精査をするようなことをこれまでやっております。その取組をやっていた時期が一定程度また経過したところもありますので、先ほど申し上げた県の外部人材の方とシェアしていただける取組の中で見積書の精査というの、県内のほかの市町村からも要望が上がっているメニューになるので、活用ができるところに積極的に参加していきたいと考えております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

岸本委員。

【岸本委員】 デジタル推進に関わることだと思うんですけども、昨今だとコロナも落ち着いてきて、テレワーク並びにオンライン会議などは少し減ってきて、出社することが増えてきたと思うんですけども、今後の社会環境を見据えると、人口減少であるとか、育児、介護などという労働の環境を考えると、テレワークというものの必要性が逆に出てくるのかなと思うんですけども、その辺りの協議というか、進捗はどのようになっているのかお聞かせください。

【柳田委員長】 渡邊副主幹。

【渡邊副主幹】 テレワークのシステムに関しては、ちょうどコロナの始まった時期から地方公共団体情報システム機構が、全国の自治体に向けてテレワークの実証環境を提供している無償のサービスに参加しまして、庁内の職員が利用しているパソコンを自宅から操作することで、庁内にいるのと同様と事務ができるような環境を整備して運用しております。また、令和4年度から内部情報系システムということで、グループウェア、それから文書管理、庶務管理に関して、これまで紙で運用していたものをシステムに変更したことによりまして、パソコンの中で事務ができる幅が大きく広がりましたので、職場に来て判こを押すというような作業が、システム上の作業が、コンピューターの操作でできるようになりましたので、業務がテレワークでもできるような内容が大きく広がったところであります。テレワークの利用に関しては、令和6年度も実証環境が引き続き無償で継続されるというところがありますので、こちらを引き続き運用しながら使っていただく、また、より使っていただけるような形で庁内のポータルサイト等で周知を行っていききたいと考えております。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 人事課との絡みもあると思うんですけども、業務の棚卸等もただ単にＩＣＴを使うだけじゃなくて、本来どのような業務があって、デジタルが進むことによってどのようなことが解決できるのか、時間短縮できるのかということは、関係各課との協議が必要だと思います。その推進を担うのがデジタル推進課だと思っていますので、リーダーシップを持って各課にどのようなことが必要なのか、何ができるかというのは、今までに増して会議体といいますか、協議をする場が必要だと思います。そのように時間をしっかり有効活用できるようなリーダーシップを取ってもらうことをご期待申し上げまして、要望でいいので、今後お願いいたします。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 それでは、委託料について、実際ＤＸ推進による窓口サービスのデジタル化とキャッシュレス決済なんですけども、去年５年度の予算で初期構築が完了したということなんですけども、今年度はこの部分は、例えばデジタル化という部分でどのように進めていく形になるんですか。

【柳田委員長】 村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 ただいまの質問でございます。自治体ＤＸの推進に係る委託料です。今年度というのは、６年度にどういった動きを取るかということになりますでしょうか。まず、備考欄に書かせていただいておりますけれども、窓口サービスのデジタル化では、マイナンバーカードを使って住所とか氏名とか生年月日の情報を読み出しまして、転記した申請書を作成する機械を窓口を設置してございます。２月から始めておるような形になるんですが、こちらを引き続き展開していく、これはあくまで本人が書かずにマイナンバーカードの情報から転記されて自動的に申請書ができる、そういった仕組みになりますので、北見市で言われている書かない窓口とは若干内容は異なるわけなんですけども、本人記載の必要がない、そういった申請書が出てくるという取組でございます。また、窓口サービスのデジタル化でいいますと、電子申請、電子的にＰＣであるとか、スマホ等で申請を行うものに関しまして、支払いの必要な手続に関してオンライン決済ができるような仕組みを導入いたしました。こちらを引き続き６年度に展開していく形になります。導入のメリットとしては、手数料とか、使用料が必要な手続については、直接役場に来庁いただいていたんですけども、そちらの手続が全てオンラインで完結するといったことが可能になりました。

それから続きまして、キャッシュレス決済でございます。こちらにつきましては、庁舎窓口における証明書交付手数料などをキャッシュレス決済できるような、セルフレジと呼ばれるものを導入いたしました。設置箇所としては、町民窓口課と税務収納課の２か所でございます。

それから最後に、分析ツールとありますけれども、こちらにつきましては、ＢＩツールと一般に呼ばれる分析ツールになってくるんですが、ＥＢＰＭ、証拠に基づく政策立案に活用できる住民情報を分析するツールでございまして、導入の目的としましては、マイナンバーカードの交付率向上へのピンポイント対策を図れるような、そちらを分析する目的で導入を図ったものでございますが、今後につきましては、引き続きそういった分析にも使うわけなんですけども、例えば総合計画等で事業手法を設定するときにも使えるということになりますので、そういった場面でも活用していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 大変分かりやすく説明していただいて、ありがとうございます。キャッシュレス決済に関しては、今ほとんどお財布を持たないで買物に行けるような時代なので、導入していただいてよかったなという部分はあるんですけど、その部分に関して手数料がかかると思うんですよね、キャッシュレス決済を導入すると。その部分というのはどのように対応されているんですか。

【柳田委員長】 渡邊副主幹。

【渡邊副主幹】 おっしゃるとおり、例えばクレジットですと何%、コード決済ですと何%というような手数料がかかってまいりまして、令和6年度に関しましては、デジタル推進事業費の中でその手数料を予算措置させていただいております。

以上です。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 分かりました。じゃ、町民には負担はかかっていない状態で、町が持っているということで、そういうことで分かりました。

以上です。

【柳田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、企画部デジタル推進課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、総務部総務課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。引き続き午後もよろしくお願いいたします。

それでは、これより総務部4つの課の令和6年度予算についての審査をお願いいたします。まず初めに、総務課の審査をお願いいたします。説明は伊藤課長より、質疑につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長（兼）寒川文書館長】 それでは、総務部総務課所管の令和6年度予算について、タブレット資料060総務課の予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料11分の2ページをご覧ください。一般管理経費でございます。報酬は、固定資産評価審査委員会の委員報酬です。報償費は、町と法律顧問契約を交わしている弁護士への謝礼、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、新聞等の購読料、国旗の購入費です。役務費は、アイジャンプの通信サービス料及びタブレット端末のクラウド使用料、電子版官報の利用に係る通信運搬費、使用料及び賃借料は、タブレット端末機23台の借上料です。

なお、本経費は、総額で261万7,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続いて、タブレット資料11分の3ページをご覧ください。秘書事務経費でございます。本経費につきましては、町長、副町長の秘書事務に係る経費です。報償費は、各種団体が開催するスポーツなどの大会に交付する表彰盾などの賞品代、旅費は、秘書担当職員の出張旅費、交際費は、主に慶弔関係のほか町長が町政執行上の必要から町を代表して交際を行うための費用です。需用費の消耗品費は、町が主催する賀詞交換会の会場用生花や慶弔袋、物故功労者の弔問時の生花や供物などの購入費、食糧費は、来客接待用のお茶や賀詞交換会の飲料等の購入費、印刷製本費は、賞状用紙の印刷費でございます。役務費は、式典用のテーブルクロスなどのクリーニング代、使用料及び賃借料については、町長車の運行に係る駐車場使用料、有料道路通行料及び自動車借上料、負担金補助及び交付金については、神奈川県町村会及び湘南地区町村会の負担金、扶助費については、町功労者のご逝去に伴う弔慰金です。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっています。

なお、本経費は、総額で226万6,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続いて、タブレット資料11分の4ページをご覧ください。表彰関係経費でございます。本経費につきましては、寒川町表彰条例に基づき毎年11月の町制記念日に合わせ開催している町表彰式に関する経費で、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献された個人や団体、またスポーツ等で優秀な成績を収められた方を表彰しております。報償費は、表彰される方への記念品や功労表彰者用の記章、賞状用の筒の購入に係る経費、需用費の消耗品費は、被表彰者の記念写真や式典会場用の生花など式典に係る経費、役務費は、町表彰式における被表彰者の出欠返信用の切手代です。

なお、本経費は、総額で26万7,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続いて、タブレット資料11分の5ページをご覧ください。文書事務経費でございます。本事務経費につきましては、保存文書の適正な管理を行う経費や例規システムの適正な管理等文書事務の効率化を図る経費で、需用費の消耗品費は、加除式図書の追録代や文書保存箱や個別ホルダーなど文書保存に必要な消耗品購入代、役務費は、料金後納郵便料、委託料は、例規システム管理サポート業務、廃棄文書の裁断回収処理、公文書管理システム運用サポート業務の委託料です。なお、本経費に充当している特定財源については、下表のとおりとなっており、11万2,000円を委託料に充てております。この特定財源を事業費979万円から差し引いた967万8,000円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料11分の6ページをご覧ください。印刷事務経費でございます。本事務経費につきましては、印刷機器等の活用により事務の合理化や迅速化を図るための経費です。需用費の消耗品費は、印刷用紙や印刷機器の消耗品購入代、修繕料は、断裁機の歯の研磨費用です。使用料及び賃借料は、庁舎に配置している複合機24台、簡易印刷機、紙折り機、製本機、オンデマンド印刷機、ミシン目カッターの継続借上げに係る機械器具借上料です。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっています。なお、本経費に充当している特定財源については下表のとおりとなっており、合計16万4,000円を使用料及び賃借料に充てております。この特定財源を事業費1,304万2,000円から差し引いた1,287万8,000円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料11分の7ページをご覧ください。情報公開事務経費でございます。本事務経費は、情報公開条例や個人情報の保護に関する法律に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度を適切に運用するための事務に係る経費です。報酬は、情報公開制度運営審議会の委員報酬及び情報公

開と個人情報保護の審査会の委員報酬です。旅費は、委員の費用弁償及び職員の普通旅費です。

なお、本経費は総額で14万5,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料11分の8ページをご覧ください。文書館管理経費でございます。こちらは寒川文書館の所管となります。報酬は、文書館運営審議会委員及び会計年度任用職員の報酬、職員手当等は、会計年度任用職員の期末勤勉手当、共済費は、会計年度任用職員の共済組合負担金と社会保険料、旅費は、文書館運営審議会委員と会計年度任用職員の費用弁償と職員の普通旅費です。需用費の消耗品費は、図書整理用品及び事務用品等の購入代、役務費は、電話、ファクス回線の基本料金及び通話料、負担金補助及び交付金は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の会費です。主な増減理由につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。

なお、本経費は、総額で763万1,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料11分の9ページをご覧ください。文書館資料保存活用事業費でございます。本事業費については、公文書館法に基づき歴史的公文書、行政刊行物、古文書など寒川地域に関する記録資料を調査収集、整理保存し、利用に供するとともに、これらの資料を用いた普及活動や町史刊行物の発行を行うものでございます。報酬は、町史編集委員への報酬、報償費は、町史講座の講師への謝礼、旅費は、町史編集委員の費用弁償です。需用費の消耗品費は、展示及び資料保存関係に係る消耗品代、印刷製本費は、寒川町史研究第36号の印刷代及び行政刊行物の製本費用、役務費は、刊行物の郵送に係る通信運搬費と町史研究の原稿作成に係る筆耕翻訳料です。委託料は、保存資料を燻蒸するための委託料です。使用料及び賃借料は、文書館資料管理検索システムの借上料です。なお、本経費に充当している特定財源については、下表のとおりとなっており、13万3,000円をそれぞれ上の表の科目に充てております。これら特定財源を事業費である194万6,000円から差し引いた181万3,000円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料11分の10ページをご覧ください。統計調査事務経費でございます。本事務経費につきましては、神奈川県統計センターが所管する県単独・統計調査に係るもの、また統計の普及に関する経費でございまして、統計さむかわ統計月報の発行をはじめ、登録調査員の研修、統計グラフコンクールの実施など、かかる経費の全額を県の交付金を財源として実施するものでございます。旅費は、県が開催する統計会議等へ出席するための職員の普通旅費、需用費は、統計調査事務に関する必要な消耗品費、役務費の通信運搬費は、統計調査員に対する各種研修案内等の郵送料です。

なお、本経費に充当している特定財源については、下表のとおりとなっており、全科目に充てられております。したがって、本経費は総額で5万7,000円としておりますが、一般財源の持出しはございません。

続きまして、タブレット資料11分の11ページをご覧ください。基幹統計調査事務経費でございます。本事務経費は、統計法に基づき実施される国勢調査や経済センサス活動調査などの基幹統計調査の実施に係る経費で、令和6年度については、農林業センサス、学校基本調査が実施されるほか、調査の準備として国勢調査区管理、経済センサス調査区管理を行う予定となっております。報酬は、統計調査員及び指導員並びに会計年度任用職員の報酬、職員手当等は、調査に伴う職員の時間外勤務手当、旅費は、統計調査員及び指導員の費用弁償や調査説明会等への出席に係る職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、

基幹統計調査実施に必要な消耗品代、役務費は、通信運搬費で統計調査員及び指導員への調査関係書類等の郵送料です。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。なお、本経費に充当している特定財源については、下表のとおりとなっており、全科目に充てられております。したがって、本経費は総額で91万9,000円としておりますが、一般財源の持出しはございません。

説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

【柳田委員長】 ないようですので、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部総務課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、総務部人事課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 続きまして、人事課の審査をお願いいたします。それでは、説明は青木課長より、質疑につきましては出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、総務部人事課所管の令和6年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております予算書及び予算の概要、またタブレットのファイル番号070人事課にございます予算特別委員会説明資料を基にご説明させていただきます。

最初に、タブレット資料11分の2ページをご覧ください。令和6年度予算人件費概要でございます。この一覧表は、各会計別に議会議員の皆様や職員の種類ごとの人件費を取りまとめたもので、会計年度任用職員分は含んでおりません。左側の表側については、各会計と職の種類、表頭が人数及び支出項目となっております。また、表中の上段が令和6年度の当初予算額で、中段が令和5年度の当初予算額、下段が対前年度の伸び率となっております。令和6年度の一般会計と各特別会計を合計した人件費の総額は、表の一番下の合計欄、その右端の上段の数字になりますが、31億3,191万円でございます。前年比で6,403万4,000円の増、率にして2.09%の増となっております。増となった要因については、令和5年の人事院勧告に基づき、若年層に重点を置いた給与改定を実施したことによるものでございます。

続きまして、タブレット資料11分の3ページをご覧ください。会計年度任用職員の人件費概要でございます。表側の会計年度任用職員の合計欄の右端上段が全会計の合計となりますが、令和6年度の総額は3億8,080万1,000円、前年比で6,736万2,000円の増、率にして21.49%の増となっております。大幅に増となった要因については、令和5年5月8日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律に基づき令和6年度から開始する勤勉手当の支給に伴うものでございます。これにより職員等と会計年度任用職員を合計した人件費総額は、表の最下段総合計の右端上段に記載の35億1,271万1,000円で、前年比で1億3,139万6,000円の増、率にして3.89%の増となっております。

また、タブレット資料11分の4ページでは、会計年度任用職員の過去5年間の当初予算ベースによる予算額の推移を取りまとめておりますので、後ほどご参考にご覧いただければと存じます。

続きまして、事業費別歳出歳入予算の概要についてご説明いたします。タブレット資料11分の5ページをご覧ください。最初に職員給与費でございますが、こちらは特別職2名と一般職員87名分の給料、職員手当等及び共済費でございます。充当している特定財源については記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料11分の6ページをお開きいただき、人事管理経費でございます。最初に報酬は、公務災害補償等認定委員会及び特別職報酬等審議会の委員報酬と職員の育児休業や療養休暇等に伴い人事課で雇用いたします18名分の会計年度任用職員報酬でございます。次の職員手当等は、職員に対する災害対応の時間外勤務手当や会計年度任用職員に対する期末手当及び今年度より新たに支給開始となる勤勉手当でございます。前年度との比較で増となった理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。次の共済費は、地方公務員災害補償基金負担金と会計年度任用職員の社会保険料、次の災害補償費は、議会議員その他の非常勤職員の公務災害に対する療養補償費及び見舞金でございます。次の旅費は、職員の普通旅費と会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償でございます。その次の需用費消耗品は、職員用の椅子や事務用品の購入費、被服費は、職員用作業服の購入費、医薬材料費は、職員用の常備薬の購入費でございます。次の委託料は、ペーパーレス化や事務の効率化を目的に令和4年度から導入しております庶務事務システムの運用サポート業務委託料でございます。最後の負担金補助及び交付金は、神奈川県人事委員会に委託しております公平委員会の事務負担金と非常勤職員等分の公務災害補償負担金でございます。また、当事業への特定財源の充当は、下の表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料11分の7ページをお開きいただきまして、職員力向上事業費でございます。この事業は、職員が高い志を持って創造性と生産性の高い仕事を行うことを目的に、組織マネジメントを強化するとともに、職員採用、研修、人事評価等の諸制度の充実を図り、職員一人一人の役割や資質に応じた人材育成を行っていくものでございます。最初に、報償費は、町職員表彰の受賞者に対する記念品、旅費は、職員研修において一部宿泊型研修を実施することに伴うものでございます。次の役務費は、通信運搬費となりますが、人事評価システムの利用料でございます。次の委託料は、職員研修に係るものと採用試験に係るものの2本でございます。次の使用料及び賃借料についても、宿泊型研修の実施に伴う会場の借上料でございます。また、前年度との比較で増となった科目の理由については、備考欄に記載のとおりでございますが、令和6年度においては町総合計画2040の第1次実施計画において設定しております目標指標、職員力指数が向上した職員の割合を向上させるべく職員研修制度の充実を図り、積極的に取組を進めてまいります。本事業につきましては、令和3年度実績、令和4年度実績と目標指標が未達成の状況となっております。そのため令和6年度当初予算の編成に当たりましては、これまでの指標の状況を分析しまして事業の構築を行ってまいりました。具体的には最初に若手職員主事級、それと中堅職員主任主事級、それと係長職員主査副主幹級、それと管理職級職員といった階層別のモチベーションの状況を要素別、これは達成感、承認感、やりがい、責任感、成長実感の5つになりますが、この5つに分類し、それぞれの階層ごとに課題の分析を行いました。そしてその課題を基にそれぞれの階層ごとに必要となる研修メニュー等の対策を施し、各階層別の諸課題にアプローチしていこ

うとするものでございます。令和6年度における当事業では、主に若手職員、中堅職員、係長職員の3階層にアプローチしていきたいと考えております。まず、若手職員につきましては、モチベーションを構成する要素のうち承認感へのアプローチが課題となっております。そこで職場内におけるコミュニケーション機会の創出や活性化に向けた環境整備として、宿泊型で実施するチームビルディング研修や上司となる階層へのマネジメント研修、またこれらを補完するものとしてメンター制度の導入も新たに予定しております。次に、中堅職員につきましては、モチベーションを構成する要素のうちやりがいと成長実感へのアプローチが課題となっております。そこで職員としてのキャリアアップを見据え、主体性や課題解決力を養う研修を予定しております。最後に係長職員につきましては、中堅職員と同様にモチベーションを構成する要素のうちやりがいと成長実感へのアプローチが課題となっております。そこで職員としてのスキルアップを目指し、実践的な政策形成能力の向上を図る研修を予定するとともに、令和6年度については、町総合計画2040第2次実施計画の策定年度でありますことから、こうした策定作業とも可能な限り連携するなど、より実践的な力を高めていく工夫をしていきたいと考えております。また、これら3階層共通のアプローチとして、上司が行うフィードバックの重要性の理解と適時適切なタイミングでの実践を目指し、管理職級への研修も予定しております。いずれにいたしましても、こうした課題分析を今後も継続していくとともに、人材育成方針の策定をはじめ研修制度以外の諸制度とも連動性を高めた上で職員のモチベーションと生産性の向上、ひいては住民サービスの向上を目指してまいります。

当事業への特定財源の充当は、下の表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料11分の8ページをお開きいただき、職員健康管理経費でございます。最初に報酬は、職員等の健康相談や健康指導をお願いしております産業医への報酬、次の委託料は、職員の健康管理を目的とした職員健康診断業務に係るものでございまして、定期健康診断及びそれに伴う再検査費用とストレス健診、ストレス診断、メンタルチェックの委託料の2本でございます。

続きまして、タブレット資料11分の9ページをお開きいただき、職員福利厚生経費でございます。委託料は、地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健と元気回復等厚生を実施する団体寒川町職員福利厚生会への事業委託料でございます。増となった理由については、神奈川県市町村職員共済組合における人間ドック補助事業におきまして対象年齢が拡大されました。これまでの35歳から20歳へ拡大されたことに伴いまして、町職員福利厚生会事業におけます人間ドック助成金事業においても併せて対象を拡大していくことによるものでございます。

続きまして、タブレット資料11分の10ページをお開きいただき、職員研修経費でございます。最初の旅費は、職員の普通旅費及び神奈川県市町村研修センターをはじめとする各種研修に参加する職員への特別旅費でございます。次の委託料は、先ほどご説明させていただきました令和6年度の研修計画に基づいた管理職及び監督者の階層別研修の委託料でございまして、主にマネジメント関連の研修を予定しております。次の負担金補助及び交付金は、神奈川県市町村振興協会研修センターに対する負担金のほか市町村アカデミーや自治大学校、日本経営協会等が主催する研修の自己負担金でございます。また、当事業への特定財源の充当は、下の表に記載のとおりでございます。

最後となりますが、タブレット資料11分の11ページをお開きください。歳入の一般財源振替分でござ

います。諸収入その他については、職員向けの遺族共済年金補完事業に係る事務手数料等でございます。昨年度との比較で増となった理由は、これまでの歳入実績額の推移を踏まえたことによるものでございます。

以上で、総務部人事課所管の令和6年度歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

青木委員。

【青木委員】 まず、最初の資料1ページ、2ページ、3ページを見ると、男女の比率とかというのがないので、その辺の雇用の性と任用職員を分けてまずお聞かせください。それとやりがい、職員力向上事業費についてなんですけど、いろいろと丁寧な説明でよく分かったんですね。どういった戦略で効果を狙っていくかということをお聞かせください。3階層に分けてやっていくということで、今聞いた中で、やりがいをまず強調されていたんですね。その点について研修が中心だとは思いますが、それ以外に町として取り組んでいくものというのはあるんですかね。職員のやりがいを達成させていくには、どういった町としての戦略を立てているのかということをお聞かせください。

【柳田委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 まず、1点目のご質問の正職員と会計年度任用職員の構成比率から私から答弁させていただきます。まず会計年度任用職員の構成率としましては、令和4年度予算になりますけれども、46.4%が会計年度任用職員の構成率となります。

以上です。

【柳田委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 では、男女比につきまして、令和5年の男女比でいいますと、正社員の女性の割合が39.49%でございます。会計年度につきましては、すみません。数字を今手に持ち合わせていないので、お答えできないという状況です。

以上です。

【柳田委員長】 後ほど、青木委員、審査に当たり、その統計は必要でしょうか。それともどうされますか。問題ないですか。

【青木委員】 性が分かっているの、大体これぐらいの比率だろうということでもいいです。

【柳田委員長】 そうしましたら、青木人事課長。

【青木人事課長】 すみません。ありがとうございます。そして2点目のご質問です。研修の関係で、やりがい以外にというようなご質問でよろしいでしょうか。やりがいにどうアプローチしていくかという観点からお答えさせていただきたいと思います。先ほどご説明の中でも申し上げましたとおり、階層別に5要素の中でどこが足りないのかというところをアンケート調査や事務量調査等から分析して、今回の研修メニューを組んだということになりますけれども、やりがいの項目が顕著に低下しているという階層は、まず主任主事級と係長級の2つの階層になります。それぞれ申し上げますと、主任主事級のどうしてそこが下がったかという部分につきましては、遂行する業務の質の変化にあると我々は捉えております。こちらについては、業務量調査の結果から、主任主事になる前ですから主事までの間の業務に

については、ある意味定型的なものが中心でありました。その後主任主事になって、より係長級に近い業務内容、定型業務から企画業務や構想業務に変化していっているということが業務量調査からも明らかになりましたので、そういった意味ではこれによって業務の難易度が上がって、成功体験の機会が減少していっているということが主な要因ではないかと、主任主事級については捉えているところでございます。よって、こうした状況を踏まえまして、6年度については企画業務、構想業務に円滑に対応していくための問題発見力ですとか、構想力等の習得をはじめ仕事の中核をなす職になりますので、組織への帰属意識の醸成など、次の係長級、監督者としての目覚め、自覚を促すための研修を実施していこうと考えているところです。続いて、係長級になりますけれども、係長級も同じくやりがいと成長実感が低下の要因になっていると、その理由も、構図については、先ほど申し上げました主任主事級と同様に、業務の難易度が高いことに加えて、その質の高い構想業務、企画業務をやる量についても、最も多く担う階層になっているということから、やりがいや成長実感が低いと捉えております。そういったことから係長級に対しましても、問題発見から分析、解決に至るまでの思考法や思考力を身につけてもらう研修、先ほどご説明の中で申し上げましたが、それにプラスして総合計画第2次実施計画の策定年度にありますので、来年度は、なので、その計画策定作業を研修の実践的フィールドとして活用していくことで、組織運営に自分も貢献しているんだというような思いを持ってもらって、それが成長実感につながっていくのではないかとというような効果を期待して研修を組んでいるという状況でございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 男女の比率を聞いたのは、今はジェンダー平等というようなことを言われていて、男らしさ、女らしさというよりは、人間としてということだと思いうんですね。なので、登用していく上で女性を優先するという言い方はあれなのかもしれないんですけど、そういった観点からいくと、男女の比率というのは同等にすべきだという考えなんですけど、その点は町としてどう進めていくかというような戦略はあるのかどうかお聞かせください。それとあと、今丁寧に説明していただいたんですけど、いろいろな業務をしながらなので、その中で失敗を繰り返して、なかなかモチベーションが上がらないという場面もあるとは思いうんですね。その辺についての寄り添い方が人事課としては大切なことなのかなと思いうんですね。その点についてのお考えというのをお聞かせください。

【柳田委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 まず1点目の男女比率の部分でございます。男女比率につきましては、青木委員おっしゃるとおり、我々としても、こういった世の中、社会情勢でありますから、しっかりとそれは認識しながら採用も含め拝聴していかなきゃいけないんだろうなと考えてございます。実際に採用試験もやっている中で、男女比率の数字は持ち合わせておりませんけれども、女性の受験者というのも非常に多い印象はありますし、本当に優秀な方が多いなという印象があります。庁内の管理職級を見ても、決して女性の比率が高いという状況ではないということは、客観的に我々も認識しておりますので、その辺は本当に時代錯誤にならないようにしっかりと認識していきながら、様々なことに取り組んでまいりたいと思っています。それと2点目のモチベーションが上がらないというところになります。こちらについては、事業指標として設定している職員力指数が2年連続で低下しているという状況がありますの

で、当然モチベーションが上がっていないという事実は間違いなくあると認識しておりまして、職員一人一人のモチベーションの維持ですとか、向上については、住民サービスの向上、また業務の生産性を上げていくためにも大変重要なものでありますので、こうしたマイナスの状況という事実は真摯に受け止めながら、その要因分析をしっかりと行いながら改善を図っていかねばならない喫緊の重要な課題としてまず認識しているところでございます。一方で、指標上は当然マイナスではあるんですが、これはそれぞれの5要素を10段階で見て測定しているところでございますが、10段階の換算値でいきますと、33.6、要は1項目平均が6.72になります。10段階換算値なので、平均値、中央値は5、その中で1項目平均が6.72あるので、そういった意味ではモチベーションは指標上は下がっているものの、ないかと言われたら、ないわけではないという認識もしっかり持たなきゃいけないと思っています。当然上げれば上げるだけ、いいことだとは思いますが、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますが、これを維持していくということも非常に大事なことなのかなと思っています。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

岸本委員。

【岸本委員】 まず人材確保の件で、施政方針にもあるように、各技術職や保健師などの確保に備えて、学校等へ行っているとお聞きしましたが、具体的にどのような学校及び件数というか、目星をつけて行っているのかというところお聞かせください。続きまして、人材確保育成で、今青木委員からもありましたけれども、様々な研修等も行っているとお聞きしましたが、すぐにこういうのは結果が出ないと思いますけれども、手応えといいますか、本当に受けた方々の感想及び今後の方向性を聞きましたけど、具体的にお聞かせいただきたいと思います。日時、期間等も含めて。最後に、住民の福祉向上、生活の向上のためにも職員さんの力が必要だと思っていますけれども、育児、介護も含めて療養も含めて、休まれている方が多いのかなと見受けられます。休まれている方のフォローはもちろんですけれども、残っている職員の方々の逆にフォローといいますか、残された方々の業務量が増えているというのも考えられますので、そういったところも人事課としてどのように捉えているのか、お聞かせいただければと思います。あと、先ほどデジタル推進課に質問したんですけれども、今後業務のデジタルトランスフォーメーション化をするに当たって、デジタル推進課におきましては、システム的には受けられる体制が整っているかということをお聞きました。そこで役場内の棚卸というものをどのように今進めていて、どのように落とし込んでいくのか、その辺の現状をお聞かせください。

【柳田委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 4点ご質問をいただきました。まず1点、人材の確保に向けて、こういったところに周知活動をしているかという部分でございます。こちらについては、令和6年4月採用予定の特に保健師の確保、応募者の確保というところが課題でございましたので、保健師さんの確保に向けて、具体的な学校名を申し上げますと、国際医療福祉大学さん、それと東京工科大学さん、この2校については、直接アポを取って我々人事課職員とあと健康づくり課の職員にもご協力いただきながら、複数課で連携して周知活動に行っていました。また直接は行っておりませんが、その他5校に直接連絡を入れ、個別に資料等を郵送させていただいたというような経過がございます。また、障害者対象の確保と

いう部分につきましても、湘南地域就労援助センターや神奈川県立茅ヶ崎支援学校等に直接訪問してお話を伺うなり周知活動をしてきたという経過でございます。それと2点目の人材育成、手応えといいですか、これまでの感想という部分だと思います。大変難しいご質問なのですが、正直指標の達成状況から手応えがあるとは決して言えない状況であると認識しております。岸本委員おっしゃるとおり、この取組は本当に人間の意識にかかってくる部分ですので、1年やった、2年やったからすぐ効果が出るかと言われれば、大変難しい問題なのかなと認識しておりますので、ただ、これまでの風をまず変えて、継続してやっていくこと、もしかすると手段が違う場面も出てくるかと思いますが、そこはトライアンドエラーの気持ちで、継続していくことが非常に重要かなと思っています。とにかく今世代で区切れれば、Z世代は、我々の世代はみたいな話は多いわけですが、直接若い職員とも少しでも話をしてみると、非常に伝わる場所もありますし、どうやっても価値観が合わないというような感覚ではおりませんので、そこはこういった規模の職場でございますので、しっかりとコミュニケーションを取りながら1つの方向に向けて取組を様々進めていきたいなと思っています。それと3点目の休職者の関係ですね。休職者のフォローも大事だけれども、残っている職員のということは、本当におっしゃるとおりで、それについては痛感しております、そこに課題があるなど。休職者に対するフォローについても、職員数が減っておりますので、その休職者を復職させることで一人一人の事業負担が減っていくという考えの下、フォローは当然丁寧にやっていっている現状はありますが、残されている職員へのフォローも、声としても私自身も聞いておりますし、そういった意味では制度化も含めて、様々本当にメンタルの休職者が多いですが、育児休業を取る方、その後に残る方へのフォローというのは、どんな形でフォローができるのかというのは、我々課内でも来年度の研究課題としておりますので、その辺りは来年度に入ってからしっかりと具体的な考えをまとめていきたいなと思っています。それと最後のテレワーク、棚卸という部分でよろしいですか。テレワークにつきましては、先ほどデジタル推進課さんで物理的にはできますよという答弁をさせていただきました。おっしゃるとおり、物理的にはできますし、今現在もコロナが5類に変わったことでテレワークをやめたということではありません。引き続き継続して取れる状況にはあります。ただし、正式な制度としてはまだ確立されておられません。そこも我々としても課題認識はしているところでございます。これまでのテレワークについては、あくまでも感染防止を目的としたものでしたので、それに基づいたルール設定をして運用してまいりました。これから始めるテレワークというのは、感染防止よりは、やはり多様な働き方が中心になると思いますので、そういったところに視線を移せば、ルール設定も変わってくると思いますので、改めてそういうことも認識しながら今後検討していきたいと思っています。

以上です。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 人材確保の件は了解いたしました。民間でも人材確保というのは喫緊の課題であって、仕事があっても業務をこなせないという方が庁内にも多くいらっしゃるのをお聞きしているので、今後この役場内においても人材を確保できないということが出てくると思います。先ほどのデジタルトランスフォーメーションの話とかぶるんですけども、職員さんでできないことと、あとAIなり、新たなシステムにできるということというのは、しっかりと分けていかないと今後生き残れないというか、この

庁舎内の仕事もままならないのかと思っていますので、それをしっかり人事課として捉えていきながら来年度以降は考えていってもらいたいと思います。次の人材の研修等についてですけども、様々な階層別でやられていることをお聞きしましたけども、結局のところ、人間関係が一番の問題になって、課内で、また部内で、もしくは関係する他団体、町民の方々との人間関係に悩んでいられる方もいらっしゃると思うんです。仕事だけでなく、ごく自然な人間関係の在り方とか、コミュニケーションのやり方とか、そういったところから1回、コロナも明けて社会も変わってきていますので、基本的なものに返って庁舎内での研修というのもやっていくべきなのかなと私は思っていますので、そういったところも考えていただきながら、できる限り残っている人材を生かしてもらえるようにしてもらいたいと思います。これは要望で結構でございます。休職者のフォローですね。そちらもできる限りやってもらわないと、残った方が疲弊してしまっているというようなこともあると思います。これは能登半島地震も含めてですけども、災害時にも起きることだと思っていますので、残っている方々が倒れないようにというか、そういったことも今のうちからやっていかないとならないと思っていますし、また新たな人材確保の際におきましても、いろんなことに対応できる方が必要だと思っていますので、それもしっかりとやってもらいたいと思います。これも要望で結構でございます。4番目の棚卸の質問ですけども、これは今後限られた人材で職を全うする中で、この仕事はできる、こういう仕事は向いているというのを含めて、スキルの自分の中の棚卸といえますか、職員さんの中のスキル、マネジメントが得意なのか、それとも日々の業務が得意なのか、それとも例えば窓口が得意なのか、いろんな方がいらっしゃると思いますので、そういった一つ一つを細かく出していくことが本当の意味でのデジタル化につながると思っていますので、そういったところは本当にヒアリングをしっかりした中で、こういったことがデジタルトランスフォーメーションできるのかということも考えていただきながら人事課として進めてもらいたいので、その点については回答をお願いいたします。

【柳田委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 ありがとうございます。今の業務の棚卸は、これも我々の一番大きな課題だと思っています。我々は現在事務量調査というものを毎年度やっております。この事務量調査は、我々が行っている業務を定型業務と応用業務と構想業務と判断業務、この4つに分類して、各事業、各取組の中で、例えば伝票作成業務だったら定型業務になる、そういうのが何時間あるのかというのを1年間分全部積み上げていく、回答するほうも非常に時間のかかる調査になりますけれども、皆さんにご協力いただきながらやっているところです。今回その業務量調査の結果を初めてある意味可視化できるようにして、できてきたという部分もありますので、可視化したものを業務マネジメントに、所属長なんかと共有しながら、それぞれがマネジメントに使ってもらいたいと思いますし、委員から提案のありましたとおり、その業務をさらに細分化していくことで定型業務の中でも性能性が必要なのか、そうじゃないのかということまでつまびらかにもし出せるのであれば、定型業務で専門性がないもの、イコールそれがもしかするとDXにはまるような業務なのかもしれない、委託できる業務なのかもしれないという振分けをしながら、我々職員の本来やるべき考えるような仕事ですとか、そういったところの時間を増やしていくことにつながると思っていますので、その辺りは現在もデジタル推進課とも共有しながら、今後そういった活用ができるような事務量調査にしていきたいと思っていますので、引き続

きその方向で検討していきたいと思っています。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 人事課の仕事としては、職員の採用、それから職員の確保、育成、それから様々なヘルス、こういったものを全てやっていかなければいけないので、大変な仕事であると思いますし、ある意味町の将来を担っている部門であると思っております。その中で今お二人が先に質問しましたけども、まず今、課長から業務量調査を可視化できるようにしましたというお話でありましたけれども、可視化したことによって来年度その事務量に合った職員配置に対してどのような配慮をされたのか、その辺についての見解をお聞かせいただきたいと思います。これまでも様々指摘があったと思いますけども、課によって忙しさの程度に差があるのかなというのが実際目に見えている部分もあると思いますし、もしかしたらそういった慢性的な多忙というような現象が心身のケア等にも影響が出ている場合もあるかなと思いますので、業務量に合った職員配置について配慮した部分、その辺についてまず見解をお聞かせいただきたいと思います。それから育休ですね。これは今男性でも女性でも取りやすい体制を取っていただいていると認識はしておるところでありますけれども、若干、男性女性と分けていいのかどうかという問題もありますけれども、男性の育休の取得率については、女性と比べるとということになってしまうと思うので、その辺の実態を踏まえた上で、男性職員の育休に対する、もし取得に男女の差異が出ているのであれば、育休を取られるケースが少ない性別に対しての育休取得の促しであるとか、促進であるとか、その辺についての見解をお聞かせいただきたいと思います。施政方針の中にも今年度は専門職の職員を積極的に採用していきますというような内容が書かれておりました。ただ、これまでもいろんな場面で専門職の必要性というのは、人事課も当然認識しているし、ただ、それに見合った人材の確保がなかなか難しいという現状もある中で、来年度については学校に出向いたりとか、そういった機関に直接的に話を持っていっているというのは、1つの方向性としてはすばらしいなとは思いますが、専門職の人材の確保が、多分これは寒川町だけではなくて、どこの行政にあってもその確保が難しいということであれば、今いる職員に専門的資格を取っていただく、それで行政の仕事にそのスキルを生かしてもらうというような考え方も今後は必要になってくるかなと思っています。職員に専門的な資格を取っていただくために先進的な取組をしているところは、ご存じかとは思いますが、資格取得に関わる費用に対する一部助成制度をつくったりして、しっかりとそうやってやっている、先ほど課長からも答弁であったように、仕事を始めてから少し時間がたって、役職が上がっていく中では、やりがいとか成長実感が薄れてきちゃうと、それから役職が変わったときに仕事の質が変わるというような変化があったときに、どうしてもやりがいが落ちる、もしかしたらその後心身に支障が出てしまうといったケースも少なくないんだと思うんですね。成長実感とかやりがいの部分で、1つの方法として、新たな資格に挑戦するとか、もしかしたら担当にいったところでは、この資格があればもっと深く調査研究できるんじゃないかとか、本人がもし感じた場合に、職員であっても職員の間でそういった資格を取っていただくということに関して、もう少し寛容になってもいいのかなという気がしているんですね。それによってももしかしたらそういったやりがいだとか、成長実感というのも生まれるだろうし、それか

らそういうことを町が独自でやっているということになれば、採用の際新たにここを就職希望として出していただいた方たちにとって、1つのメリットというか、判断する材料にもつながっていくのかなと思うわけですね。そういった中で専門職の資格取得、職員の。これについてこれまでも場面場面でお話があったかと思いますが、来年度検討していく余地があるのかどうか、もしそういうことを進めようといった場合に、どういう課題とか、デメリットがあるのか、資格を取っていただいですぐに辞められたら困るよと、そういう話になっちゃうと、ちょっと寂しいなと思うんですけど、そういうことも含めて検討する余地があるのかどうか、その辺について見解をお聞かせいただければと思います。

【柳田委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 ありがとうございます。3点ご質問をいただきました。まず1つは、事務量の結果を可視化したことによる活用ができたポイントはというようなご質問だと思います。こちらについては、おっしゃるとおり、先ほど4分類でこれだけ業務量がありましたということだけしかお話ししましたが、基本的に可視化したポイントとしては、定型業務は2級の職員が主にやるべき仕事ではないか、応用業務は3級、4級の主任主事が担う量、構想業務は係長級、判断業務は管理職級というような分けていきますと、今いる課の職階の人数のバランスに業務量と合っていない配置が行われているということが、当然仮説ベースですが、明らかになったということは非常に大きな成果だと思っています。令和6年度の人事配置に向けまして、その結果については乖離が激しいところ、いろんな事情があつてなかなかそのとおりにには当然いかないんですが、ただ基本的にはそういったバランス、業務量に合った職階の職員の配置のバランスということは、しっかり考えながら今取組を進めているところがありますから、そういったところでは業務量の調査の可視化というのは非常にメリットがあるものだったのではないかなと思っています。あとは、先ほども申し上げましたが、所属長に提示してあげて共有して、自分の課の仕事はこういった業務が多いからという状況を伝えてあげれば、もしかすると次の予算のときに、ここはこういう状況だから委託料でお願いしたいんだけどというような要求にもつながるというようなことも十分考えられますので、全庁的にしっかりと今後共有していきたいなと思っています。2点目の育児休業取得の促進という部分でございます。取得率は三澤からお答えさせていただきます。

【柳田委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 育児休業の促進のお伺いですが、令和4年度の実績でいいますと、新規取得可能者が7名おりまして、そのうち未取得者は1名、これは男性なんですけども、取得率としては85.7%、基本的にはここ最近ですと大体皆さんに取っていただいているという状況でございます。ただ、取得期間につきましては、男性の方ですと、1か月から2か月と期間が短い状況になっております。女性の方ですと、期間としては1年とか、結構長めの期間を取られているという状況でございます。先ほどありましたように、残された職員へ業務を残していく不安があると思いますので、残された職員へのフォローが必要になってくると考えております。育休促進につきましては、基本的には人事課としては取得促進に向けて制度の説明をして進めているところでございますので、先ほどありました残された職員のフォローというのは、セットでまた今後考えていきたい、進めていきたいと考えております。

以上です。

【柳田委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、3点目の資格取得の件についてでございます。資格の関係は、これまでやってきた職員アンケートの中でも、モチベーションが上がらない、当然その状況だけじゃなくて、何があれば上がりますかという設問もしてきております。その中で特に若手の職員から知識、スキルという声も多いのも間違いない状況なんですね。そういった状況を捉えますと、我々としても資格取得をしてもらい、女性も含めた形でしてもらいということを考えてもいいのではということはずっと考えているところであります。黒沢委員おっしゃるとおり、全国に目を向けますと、本当に資格取得に寛容な自治体というのはありまして、自分の業務に関係のない部分での例えば資格も自治体として認めます。当然それを取ったら辞めてしまうのではないかというリスクは承知の上で、それでも、むしろそういう太っ腹な姿勢が自治体の魅力を上げていくんだ、採用につながるんだというようなスタンスを取っているところもありますので、資格取得の制度を広げていく有用性は非常に感じているところでございます。ただ、本当に課題はたくさん財政上の課題等々がありますので、改めて来年度以降退職者の抑制という部分でも採用という部分でも、両方に資する取組だという認識はありますので、改めてしっかりとこれから考えていきたいなと思っています。

以上です。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、事務量に見合った職員配置については、これからという部分もありますので、承知いたしました。それから育休の取得について、男女で期間に大分差が出ていますというお話でした。その理由というのは、取る側が、自分が抜けてしまうと課の仕事が大変になっちゃうんじゃないのというような意識が少なからず働いている部分もあるのかなと、でも、育休は制度で定められた権利でありますし、取っていただける環境をつくっている職場がいい環境が整っているということにつながると思うので、それについては、できるだけ男性についても気兼ねなく取れるような体制づくりが必要なんだろうと思います。私が抜けちゃうと仕事が大変になるだろうなという要因として、その課については慢性的な多忙化を抱えている課のほうが、そういった意識が働きやすいということは、その課にいる人が取りづらい状況になってしまう、だからそういう状況をできるだけなくしていくというのが、人事課の力の見せどころなんだろうなと思います。だからそれは意識していただいて、先ほどの業務量に見合った配置も含めて、そういったところの解消にできるだけ努めていただきたいなと、男性でも本当に気兼ねなく育休が取れる環境を実現していく、その期間についても、取得率というのかな、取得期間もできるだけ長く取っていただけるような環境づくりに努めていただければと思います。それから専門職の資格取得について、いろいろ調べていただいているでしょうし、全国ではかなりの自治体でやり始めているし、年々増えていっているというのが事実だと思います。理由としてはいっぱいあると思いますけれども、まず1つは、専門職の採用がなかなか難しい中で、今いる職員の皆さんに専門的な知識を持っていただく、それが行政の運営、それから行政の事務の遂行、こういったものに寄与していくという考え方から、そういうふうになっているんだと思うんですね。取って辞められたら困るというような答弁も以前町からもあったかと思うんですけども、それはその人、要は資格を持った人というのは、地域の人材なんだと思うんですね。たとえ役場を辞めたとしても、その人たちは地域で、その地域をよくする

ために活躍しているスキルを持った人が増えると考えたら、社会にそういう人が多くなることを1つ寒川町役場が担っていくんだという考えになれば、もう少し考え方が変わってくるのかなという気がします。この辺は人事課でやりたいと言っても、最終的には首長の判断が必要になることだと思いますから、その辺は首長に判断していただくしかないと思いますけど、担当課としては、先ほどその必要性については、これまでも調べてきたし、検討もしてきたということですので、さらに調査研究を進めていただいて、できれば実現していただければなと考えておりますけれども、もう一つ深く何か見解があればお答えいただければと思います。

【柳田委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 黒沢委員さんを含め、今3人の方から様々町の将来といえますか、人材の確保の観点等のご質問やご提言をいただきました。本当に町の将来を考えてのお話だったと思っております。課長は今年始めて1年目なので、そういった中で採用試験も経験しながら、いろんな思いがあると思います。いろんな新しい取組にも取り組んでもらっているところなんですけど、今話した中で。これまで私もここに来てから採用試験については、これまでは公務員専門試験だったんですけど、一般の就職活動をした人たちが受ける試験に変えたほうが受けやすいから変えた、それから試験もここに来て受けなくても、それぞれの地方でも同じ会場で受けられるような民間でよくやっている形に変えたりして、受けやすいようなことをして、なるべく優秀な人材を確保したい、集めたいというようなことをやってきたりしました。それから研修なんかについても、今までどおりじゃ駄目だし、心の病もかなりあるので、そういった部分の研修と、それからスキルアップの研修と分けながら両方やっていかなきゃいけない、取組としてはやってきているんですけど、社会情勢は、ブラック企業は駄目だよという中で働き方がどうなのという中で、今は民間が大分いい形になって給与も上がっているという中では、ここ3年間ぐらいは本当に20%ぐらいずつ受けている人が減っているという実態の中で、かなり公務員離れといえますか、そういう実態があります。それをだから越えていかなくちゃいけないんですけど、そういった中では、心の病になる部分と、それから自己都合退職、離職率が増加している、これについてはほかの自治体もある程度同じ状況にあると聞いていますけど、我々のところも本当に予想を超えるというんですかね。それくらい数でここ3年間ぐらいは本当に増えているんです。中身としては、ほかの自治体を受けるとか、そういったことも随分多くて、どこも足りないんで、町というよりは市とか県とか国を受けて、受かる率もかなり上がっているのかなという状況はあるんですけど、それはそれとして、そういう状況の中で手を打っていかなくちゃいけないんですけど、今いろんなことを言っていた中で、育休をきちっと取りやすいようにしてあげなきゃいけないでしょうとか、資格取得ができる環境を整えたらいいんじゃないの、それから適材適所の配置をすべきだ、適材適所になるようにヒアリングといろんな職員の意見は我々も考えてやるんですけど、結局はかなり人材の確保に本当に苦労してしまして、多めに取ろう、多めに取らないと駄目だよと、あと、定期的に育休も年間で何人かは統計を取れば大体これくらいある。今回でいくと自己都合退職が毎年何人くらいあるとやると、例えばですけど、10人とかは毎年いなくなる、普通の辞めるのとは別にある、そうするとそれを補っていかなくちゃいけないという中で、ここ二、三年はとにかく多めに取っているんですけど、それを超えているので、実態としては人が足りなくなっている、そのために適材適所もできないし、人数自体の配置もなかなか難しい面があ

って、確かにそれが育休が取りづらいとか、心身にもしかしたら、心の不調につながるようなことにもつながっているのかもしれない、それ我々も憂慮していて、とにかく解消していきたいと考えておりますので、よりいろんな形で人材確保できるように引き続き努力していきたいなと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 人事課の方々皆さんが健康管理とか、いろいろアンケートをやられて、モチベーションアップとかもいろいろ考えてやられているということは分かったんですけども、資料11分の8、健康管理の部分で、先ほどアンケートをされていると言っていたんですけども、アンケートというのは多分健康管理に関してで、今例えばほかの自治体で結構問題になっているパワハラとかセクハラとか、そういう部分に関してのアンケートとか、例えば職員の皆さんが訴えかけるような部署というか、窓口というのは実際今設置されているのか、そういうのを教えていただけますでしょうか。

【柳田委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 ハラスメントに対する体制ですけども、受付窓口としては人事課と、あと関係団体に窓口を設けて担当者を置きまして、そちらに相談ができるようにはなっております。直接人事課にいらしていただいても相談を受けるようにしております。また、各種アンケートにつきましては、特にそれ用のアンケートというのは取ってはいないんですけども、自己申告など、そういった場面で職員の意見というのは書いていただけるようにはなっていますので、そういったところも捉えながら把握に努めているところでございます。

以上です。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 私も過去は結構いろんな会社で企業勤めとかもしていて、実際に昔だったらパワハラがあったか、なかったかと言われたら、正直ありましたし、働き方も今と比べたら結構ブラックと言われるような会社で働いたこともあるんですけども、実際に、じゃ、そうなったときに、例えばパワハラがありましたといったときに、人事課の方が窓口になりますと、ただ、それを言ってしまうと、ほぼ内部じゃないですか、実際に。ほかに行政は委託しているところがあるのかもしれないんですけど、それが言いづらい環境であると思うんですよね。もしかしたら人事課の方でいったら、もちろん守秘義務というのがあるので、絶対に漏らしませんよということはあると思うんですけど、でも実際は役場内で行われている人事なので、言えないのかなと正直思ってしまうんですけど、例えばほかの行政のように町職員に対しての全員アンケートみたいな形でそれがあるのか、ないのか、さっき野崎部長がおっしゃるように、実際に辞められる原因は、働いている環境にもあると思うんですよね。なので、例えば全員アンケートとか、そういうお考えとか、そういうことはあるのかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

【柳田委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 ありがとうございます。ハラスメントは確かに、副委員長がおっしゃるとおり、人事課だから言いにくい、人事課だからこそ言いにくいというところもあるのかなと、今ご指摘を受け

まして、そうかなとは思ったところでございますが、今のところハラスメントに関する全員アンケートを実施しようというような動きとしてはない状況です。ただ、今日ご指摘いただいて、そういった部分もちちゃんと人の特性というか、そういったところもちちゃんと認識しながら、こういった事務を進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

【柳田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部人事課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は15時5分とします。

【新村副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、総務部財産管理課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きまして、財産管理課の審査をお願いいたします。説明につきましては杉崎課長より、質疑につきましては出席職員により対応いたします。よろしくお願いいたします。

【新村副委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 それでは、総務部財産管理課所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により説明いたします。

予算書は48、49ページの2款総務費1項総務管理費6目財産管理費です。タブレット資料8分の2ページをご覧ください。資産経営事務経費ですが、町有財産を良好な状態に保ち、効率的に運用管理するものです。報酬は、指定管理者選定委員会の外部委員への報酬、旅費は、指定管理者選定委員会の外部委員及び職員の旅費、役務費は、公有財産を売却するための手数料及び町有財産のうち財産管理課所管分の総合賠償補償保険料、建物災害共済保険料、自動車共済保険料です。その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。こちらの経費の財源でございますが、全て一般財源となります。令和5年度は公有財産売却収入を見込み、特定財源があったものの、令和6年度は現時点で売却予定がないため、当経費の財源は一般財源となります。

次に、タブレット8分の3ページをご覧ください。庁舎等維持管理経費ですが、庁舎建物及び設備等を良好な状態に保ち、町民の利用の便に供しつつ、公務を円滑に遂行するために庁舎等を維持管理するための経費となります。需用費消耗品費は、庁舎維持管理に係るトイレトペーパーや清掃用ごみ袋、LED蛍光灯などの購入費、燃料費は、庁舎維持管理用及び自家発電用の軽油など、光熱水費は、電気、ガス及び上下水道使用料で、電気代につきましては、神奈川再エネ共同オークションにより契約先を変更し、ゼロカーボンに向けた取組を進めるものとなっております。修繕料は、庁舎の機械設備等の急修修繕、役務費は、電話代及び簡易専用水道検査手数料、委託料は、庁舎維持管理及び電源設備の保守点検などの委託料、使用料及び賃借料は、テレビの受信料、空調機及び庁舎直流電源装置更新リース料、原材料費は、常温アスファルト合材の購入、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市危険物安全協会への年会費、こちらの予算の主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

下表をご覧くださいまして、当経費の特定財源ですが、歳入番号①から④までの4つにつきましては、

需用費、光熱水費、役務費、通信運搬費の電気料金、委託料の庁舎維持管理委託料に充てております。歳入番号⑤から⑧の4つにつきましては、本来町民センターの指定管理者が直接支払うべきものを、庁舎と町民センターが一体不可分であるため一括して町が支出し、実費相当分を指定管理者から町にお支払いいただくものとなっております。充当先は光熱水費、委託料の庁舎維持管理委託料へ充てております。歳入番号⑨は、庁舎1階ロビーの広告付案内板、地図板の電気使用料をいただくもので光熱水費に充てております。

資料8分の4ページをご覧ください。庁用自動車管理経費ですが、庁用自動車を整備管理し、安全運転確保を図るとともに、公務の円滑化を図るための経費です。需用費消耗品費は、公用車に係る洗車用具など、燃料費は、公用車の燃料代、修繕料は、車検及び定期点検整備代など、役務費は、車検時の印紙代及び自賠責保険料など、使用料及び賃借料は、各課から依頼のあった有料道路通行料及びマイクロバスなどの借上料、議長車及びワゴン車のリース料、備品購入費は、平成11年に購入し老朽化が進んでいるホイールローダーを更新するための備品購入で、道路やグラウンド等での作業の際の使用に加え、除雪作業、また昨今の国内における災害状況を踏まえ、大規模災害時における瓦礫撤去等の災害復旧をするために購入するものでございます。なお、令和5年度末時点で財産管理課が管理している公用車は、専用車が2台、共用者が16台の合計18台となります。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎安全運転管理者会への補助金など、公課費は、車検に伴う自動車重量税です。その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

下表をご覧くださいまして、当経費の特定財源ですが、歳入番号①332万9,000円のうち1万9,000円を負担金補助及び交付金へ充当し、歳入番号②121万6,000円のうち10万8,000円を修繕料に充てております。

タブレット資料8分の5ページをご覧ください。建築営繕事務経費ですが、営繕工事における概算見積書や設計書等の作成、工事等の発注及び管理といった建築営繕事務を円滑に実施するための事務経費となります。旅費は、職員の普通旅費、需用費消耗品費は、建築工事設計に係る参考図書代など、使用料及び賃借料は、建築工事設計のための営繕積算システム使用料、負担金補助及び交付金は、公共建築設計業務等積算システム使用料負担金、主な予算の増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております、当経費は全て一般財源となります。

資料8分の6ページをご覧ください。公共施設再編計画進行管理経費ですが、寒川町公共施設等総合管理計画に基づき、その実行プランとなる公共施設再編計画の進行管理を行うための経費となります。報償費は、PFI等選定委員会及び再編計画進行管理委員会委員の謝礼、旅費は、PFI等選定委員会委員及び職員の普通旅費です。主な増減理由は備考欄記載のとおりとなっております、当経費は全て一般財源となります。

次に、タブレット資料8分の7ページをご覧ください。公共施設再編整備基金積立金ですが、昨年9月会議におきまして議決いただきました寒川町公共施設再編整備基金条例に基づき、公共施設の再編、整備、改修等の財源に充てるため公共施設再編計画上予定している事業費の一般財源所要額を積み立てるものです。現時点では町総合計画2040第2次実施計画期間である令和7年度からの4年間において、令和11年度からの4年間の再編計画対策費の一般財源所要額を積み立てることとしているため、令和6

年度当初予算では、利子のみの積立てを予定しております。

次に、タブレット資料8分の8ページ、歳入予算の一般財源ほかの概要となります。予算書は22、23ページの行政財産使用料11万2,000円のうち財産管理課所管分の10万6,000円は、庁舎敷地内におけるATMや自動販売機など行政財産の目的外使用に係る使用料収入、次の土地賃借料445万8,000円は、寒川小学校南側に隣接する駐車場及び町内3保育園の敷地を運営法人である社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会に貸すことで得る賃貸料収入となります。

以上で、総務部財産管理課所管の令和6年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【新村副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。黒沢委員。

【黒沢委員】 4ページ、庁用自動車管理経費の中で、使用料及び賃借料の減の理由として、町長車リース返却に伴う減とありますけれども、来年度の町長車については、どのようになるのかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【新村副委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 来年度の町長車の予定ということでございますが、現在使っておりますセレナを町長車として使用していくこととしております。

以上となります。

【新村副委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 黒いセレナを町長車として指定するのかどうかということと、そもそもセレナもリースでしたね。リースした目的についてはどのようになっていましたでしょうか。

【新村副委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 現行の町長が使っています黒塗りのセレナですけども、今年度購入しております、当初の予定では昨年8月末で町長車のリース切れが起きまして、6年度の予算で町長車というものも考えてはあったところであるんですが、先ほど冒頭ご説明しましたホイールローダーの購入を優先させたといったことで、町長車は現行のセレナを使っていくこととしております。

以上となります。

【新村副委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 失礼いたしました。セレナに関しましては、当初の予定では現行の1号車の代替で購入予定としておりましたが、昨年8月末の町長車のリース切れに伴いまして一旦町長車として使うといったことになっておりました。令和6年度予算で新たに町長車の購入も考えておったところですが、ホイールローダーに変更しているという状況でございます。

失礼しました。現行のセレナに関しましては、現在の1号車、グレーの車の再リースを継続する予定ですので、ワゴンタイプの車については、引き続き使用することとなっております。

以上です。

【新村副委員長】 杉崎財産管理課長、今の1号車はそのまま、もう一台をリースで継続ということですか。町長車としてリースされるということですか。2台目を購入されたということですか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、セレナを購入した際については、1号車の代替として考えていたので、職員全員が使えるような形を取っていたかと思います。今セレナの位置づけがどうなっているかというのが明確じゃないんだけど、町長車として位置づけられているのか、そうではなくて、購入当時のものと同じ位置づけがされているのか、もし購入当時と同様の位置づけのままだとすると、町長が使う際も使用申請とかが必要になっているのかどうか、それから今後町長車がどうなるかというのが分からない、6年度についてはホイールローダーを優先したと話があったんですけど、それは全然違う話だと僕は思っていて、ホイールローダーについては、あくまでホイールローダーが必要だから購入する、それと町長車は、これをやる代わりに町長車は更新しませんというのは違う話で、ホイールローダーは必要だから購入する、それと町長車の更新がなぜそこに重なってくるのかというのが理解できないので、その辺について、町長車は町長車、必要であればリースなり購入しなきゃいけないと思いますし、それから今のセレナの位置づけがどうなっているかというのが明確に、この後答えていただけるとは思いますが、もし購入した当時の扱いであるとすれば、今、町長が頻繁に使っていらっしゃいますので、基本的に町長の公務がある場合については、絶対に職員は使えない、それから町長車として使用していることで、町長も予定されていなくて出かける場合、緊急で動かなきゃいけない場合等もあるということを考えると、基本的にあの車は町長以外は使えないという状態にもなっているとしたら、それはそれで問題があるんじゃないかなと思っていて、町長車の目的というのは、町長はいつ出かけるか分からない、緊急の場合もある、だから専用車は必要、それから代わりになる人がいませんので、長距離移動もあるので、それなりにしっかりした車、それと命、体を守らなきゃいけないという意味があって、町長車についても議長車についても専用で用意されているものだとは私に思っているんで、今セレナがどういう位置づけのまま町長が使っているか分かりませんが、この状態というのは決して健全な状態ではないと思うんですが、その辺についての見解をお聞かせいただけますでしょうか。

【新村副委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 まず今のセレナの位置づけでございますが、現行は町長車という位置づけになっておりまして、他の職員が使用することはできないという状況になっております。その状況でワゴンタイプの車が1台どうなんだといったご心配が出てくるかと思いますが、それに関しては現行のグレーの車を再リースにおいて確保して、職員もワゴンタイプの車を使えるような状況になっております。

【新村副委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 すみません。2つの車の性格が違おうだろうというようなお話があったと思います。違うのに優先したという言い方はどうなんだということは、確かにそうかなと思うんですが、1月に地震が起きたことも踏まえた中で、急遽ホイールローダーを購入することに持っていった中で、期間も短かった中で、ホイールローダーを購入して町長車は買わないということになりましたので、これについては、改めて来年度できちっと考えて、整理して、位置づけしていくというのが今の状況です。ご理解いただければと思うんですが。

【新村副委員長】 先ほどの質問の中で、町長車は町長車で命、体を守るようなものじゃないといけないというお話が黒沢委員からあったと思うんですが、その部分に関してはどうですか。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 ごもつものご指摘だと思っておりますので、しっかりそれを受け止めて、対応を考えていきたいと思います。

【新村副委員長】 ほかに質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 庁舎等維持管理経費の中の光熱水費は、説明には契約先変更に伴う減と書いてあるんですけど、説明の中にもゼロカーボンという言葉が出てきたんですけど、その辺の詳細をもう一度お聞かせ願えますか。

【新村副委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 先ほど申し上げましたかながわ再エネ共同オークションによって電力の調達をしているといった状況になります。平成25年からP P Sを導入していきまして、省エネですとか、ゼロカーボンに向けた取組を実施しているという状況になります。

以上です。

【新村副委員長】 青木委員。

【青木委員】 契約先を替えて減になったということは、いいことだと思うんですね。だからもう少しどういったところが再エネになったかお聞かせ願いたいのと、1つ聞き逃したので、ここで新たに質問させていただくんですけど、庁用自動車管理費なんですけど、ホイールローダーは先ほど答えていただいたんですけど、気になるのは、ホイールローダーを新しく購入するんですけど、現行のホイールローダーも並行して使っていくんですかね。今災害が一番のメインで入れたと認識はしているんですけど、その辺はどうなんでしょうか。お聞かせください。

【新村副委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 まず1点目、再エネに関しては、町全体として再エネに取り組んでいくということで、役場の庁舎もこれを導入しているという形になります。全体として契約というか、使用先が多くなりますので、全体としてスケールメリットが大きくなるので、電力の削減に至っているという状況になります。それから2点目のホイールローダーにつきましては、買い替え、更新になりますので、現行のホイールローダーにつきましては、売却手続なり、処分する方向で今の時点では考えております。

以上です。

【新村副委員長】 ほかに質疑はございますでしょうか。

柳田委員長。

【柳田委員長】 6ページの公共施設再編計画進行管理費で、P F I 選定委員会で報酬が増えたと思うんですけど、こちらは金額の中でまず寒川町P F I 選定委員会条例の中では15名以下であったと思うんですけど、計算すると恐らく13名かそのぐらい、12名か、1万3,000円の中で何名でこの金額なのか、あと何回を予定しての算出根拠なのかお伺いします。

【新村副委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 条例の中での15人以内というのは、学識経験者と町職員も含めて15人以内になりますので、学識経験者が何名という条例上のルールの設定はございませんので、現時点で想定して

いるのは、学識経験の方は今のところ3名で、回数としては4回を予定しております。

以上です。

【新村副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【新村副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部財産管理課の審議を終わります。

暫時休憩いたします。

【新村副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、総務部税務収納課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、総務部最後になりますが、税務収納課の審査をお願いいたします。説明につきましては鳥海課長から、質疑につきましては出席職員により対応いたします。よろしくお願いいたします。

【新村副委員長】 鳥海税務収納課長。

【鳥海税務収納課長】 それでは、税務収納課所管の令和6年度歳出予算につきましてご説明させていただきます。

予算書は56、57ページの徴税费でございますが、内容につきましては、予算特別委員会説明資料によりまして順次ご説明いたします。

タブレット資料14分の2ページをお開きください。職員給与費は、当課の一般職20人分の給与、職員手当等共済費でございます。こちらにつきましては、特定財源が2つございます。1つ目は、下段の表の歳入番号①、予算書は24、25ページ、税務証明手数料等で、こちらは課税証明や納税証明など税に関する証明書等の発行手数料でございます。2つ目は、歳入番号②、予算書は32から33ページ、県民税徴収事務委託金で、こちらは個人住民税と個人県民税を併せて徴収していることに対して、国が定める単価により県から交付される委託金でございます。職員給与費には、この2つの財源を合わせて7,230万円を充当しており、残りの額は一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料14分の3ページ、賦課徴収事務経費でございます。こちらは町税の賦課及び徴収事務全般に係る経費でございます。旅費は、会議や研修など職員の出張に伴います普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、各種の申告や徴収に使用いたします封筒や用紙類、賦課資料整理用のファイルやバイNDER、原付用のナンバープレート、参考図書類など賦課徴収事務を遂行するに当たっての事務用品等を購入いたします。なお、増減理由は備考欄記載のとおりでございます。印刷製本費は、納税通知書や封筒、督促状など賦課徴収に関する各種印刷物の作成費用でございます。次に、役務費です。こちらは納税通知書や申告書、督促状、催告書などの郵送料と地方税共通納税システムの利用料、金融機関の口座振替事務取扱手数料、財産調査照会システム利用料などでございます。なお、増減理由は備考欄記載のとおりでございます。次に、委託料ですが、県民税、軽自動車税種別割及び固定資産税の納税通知書封入処理委託、県民税や固定資産税の賦課業務に係る資料整備委託、コンビニの収納

代行委託、基幹システムなどの改修に係る委託等の費用でございます。当課で予定しております委託案件は12件ございまして、数が多いため内訳を備考欄に記載させていただきました。新規の案件は2つございまして、1つ目は、軽自動車2輪電子化に伴うシステム改修業務委託で、これは軽自動車検査協会がオンラインで種別割の納付状況を確認できる自動車税納付確認システムが小型2輪にも対応することとなったため、本町の基幹システムにおいても小型2輪を含んだ納税情報ファイルを作成できるようにするための改修でございます。2つ目は、個人住民税申告書電子化対応業務委託で、これは地方税共同機構が新たに構築し、運用する住民税電子申告ポータルで個人住民税の申告ができるようになり、その申告のCSVファイル等がeLTAXを通じて送信されるようになることから、それを国税連携システムに取り込むことができるように改修するものでございます。なお、前年に比べ予算額が下がった理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、使用料及び賃借料です。滞納整理管理システムや所得税申告書等のデータを税務署と送受信するための国税連携システム、町民税及び固定資産税の賦課計算に必要となるシステムの借上料、確定申告相談の予約受付システムの使用料でございます。次に、負担金補助及び交付金でございます。内訳ですが、一番大きいものは地方税共同機構負担金です。国税の申告書データをはじめ地方税の賦課に関する様々な申告、届出のデータを電子でやり取りするため、全ての地方団体をオンラインで結ぶネットワークシステム、eLTAXを管理運用しています団体への負担金です。そのほかに神奈川県町村税務協議会負担金、資産税評価システム研究センター負担金、共同収納手数料負担金、軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金、確定申告書共同発送負担金がございまして、いずれも当課の賦課徴収事務を遂行するために必要となるものでございます。昨年より増額となった理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

最後に、償還金利子及び割引料です。修正申告等によって年度を遡って税金を還付することになった場合に過誤納還付金と遡及して還付する際の日数に応じて定められた率により算出された金額を加算して支払うための過誤納還付金を計上しております。なお、賦課徴収事務につきましては、全て一般財源でございます。

以上で歳出予算の説明を終わります。

続きまして、歳入1款町税の説明をいたします。予算書は2ページの第1表歳入歳出予算の町税の部、10ページ、11ページの歳入歳出予算事項別明細書の町税の部分、18ページ、19ページの町税の各税目、24、25ページの総務手数料、32、33ページの総務費委託金、34、35ページの延滞金でございます。またタブレット資料につきましては、14分の4、5ページをご覧ください。それでは、予算書18、19ページをお開きください。初めに、町民税の個人でございます。現年課税分の均等割は6,900万円で、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律による500円の上乗せが令和5年度で終了することなどから、前年度比で1,300万円の減額といたしました。

なお、令和6年度から森林環境税という国税を均等割と合わせて賦課徴収いたしますので、参考としてその概要をご説明いたします。タブレット資料14分の12ページをご覧ください。森林環境税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため森林整備

等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、国内に住所を有する個人に対して課する国税です。非課税となるのは資料①から③に該当するため、③の要件については町民税均等割の非課税要件と若干異なることから、均等割は非課税であるが、森林環境税は課税されるという方も生じます。賦課期日は1月1日で、年額1,000円が課されます。そして森林環境税は町民税の均等割と併せて賦課徴収され、都道府県を経由して税収の全額が国に払い込まれます。なお、森林環境税の使い道である森林環境譲与税につきましては、資料に記載のとおりでございます。均等割の賦課徴収につきましては、復興財源としての町民税500円と県民税の500円の加算がなくなり、森林環境税が新たに加わることとなるため、納税者の負担は変わりませんが、森林環境税は国税であり、町の裁量とはなりませんので、町にとっては復興財源の500円分の減収となります。

タブレット資料14分の4ページにお戻りください。所得割は、24億7,000万円で、所得動向などを勘案すると増額とすべきところですが、定額減税により2億3,000万円の減額が見込まれることから、前年度比で3,000万円の減額といたしました。

この定額減税につきましてその概要をご説明いたします。タブレット資料14分の13ページをご覧ください。個人町民税所得割の定額減税につきましては、デフレ完全脱却のための総合経済対策において賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として実施されるものであります。前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者が対象で、減税額は納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額で、妻と子ども1人を扶養している納税義務者は3万円減税されます。なお、この計算によって算出された減税額が定額減税前の所得割額を超える場合は、定額減税前の所得割を限度として減税します。そして控除し切れない額がある場合は調整給付金が支給されます。定額減税を行った場合の所得割の徴収方法ですが、給与所得に係る特別徴収の場合は、令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の年税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月でならした税額を徴収します。普通徴収の場合は、定額減税前の年税額を基に算出した第1期分の税額から控除し、第1期分から控除し切れない場合は、第2期分以降の税額から順次控除、徴収いたします。公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合は、定額減税前の年税額を基に算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除し切れない税額から順次控除し、徴収しますが、令和6年度分の個人町民税において初めて公的年金等に係る所得から特別徴収される場合は、令和6年6月分及び8月分において、先ほどご説明した普通徴収の方法による控除を実施し、控除し切れない場合は令和6年10月分以降の特別徴収税額から順次控除いたします。

最後に、財政措置ですが、定額減税により生じた減収分は、地方特例交付金により全額国費で補填されます。なお、タブレット資料14分の14ページには、所得税の定額減税について参考として記載しております。

タブレット資料14分の4ページにお戻りください。町民税個人の滞納繰越分につきましては、2,270万円で、前年度と同額としております。なお、滞納繰越分につきましては、今後も納期内納付の勧奨と公平、公正な徴収に努めてまいります。以上、町民税の個人は、合計で25億6,170万円となり、前年度比で4,300万円の減額、1.65%の減となっております。

次に、町民税の法人でございます。タブレット資料14分の7ページから9ページも併せてご覧ください。

い。現年課税分の均等割は、1億5,000万円で、令和6年度の法人数は1,171社で、前年より8社増えておりますが、法人の区分ごとの均等割を積算したところ、前年度と同額でありましたので、前年度と同額として計上しております。法人税割は、4億1,000万円で、町内法人へのアンケート調査結果などを踏まえた企業収益の動向などから前年度比で3,000万円の減といたしました。法人税割の業種別の概要でございますが、タブレット資料14分の8ページにありますように、農業、林業、漁業、建設業、電気、ガス、水道が大きく減額となっており、金融、保険業、不動産業、卸売、小売業が大きく増額となっております。

タブレット資料14分の4ページにお戻りください。町民税法人の滞納繰越分につきましては、30万円で、前年度と同額としております。以上、町民税の法人は合計で5億6,030万円となっており、前年度比で2,000万円の減額、3.45%の減となっております。また、個人と法人を合わせた町民税全体では31億2,200万円となり、前年度比で6,300万円の減額、1.98%の減となっております。

次に、固定資産税でございます。現年課税分の土地は20億8,000万円で、全町的に地価が上昇していることから、前年度比で7,000万円の増額といたしております。家屋は13億9,000万円で、評価替えによる減額分を大型の非木造家屋などの新築による増額分が補うものと見込み、前年度と同額といたしました。償却資産は10億円で、規模の大きな法人へのアンケート結果において設備投資を行う事業所があったことや決算の状況などを踏まえ、前年度比で3,000万円の増額といたしました。固定資産税の滞納繰越分につきましては、920万円で、前年度と同額といたしております。以上、固定資産税全体では44億7,920万円となり、前年度比で1億円の増額、2.28%の増となっております。国有資産等所在市町村交付金は、タブレット資料14分の11ページに記載しております。神奈川県から関東財務局までの団体が町内に所有している土地・家屋・償却資産について固定資産税に代わるものとして交付するものでございまして、各団体からの通知に基づいて1億4,920万円としており、償却資産の減により前年度比で40万円の減となっております。

次に、軽自動車税でございます。環境性能割は1,000万円で、環境性能割が非課税や軽減となる環境性能がよい車両の購入が増えるの見込み、450万円の減額、31%の減といたしました。次の種別割につきましては、タブレット資料14分の10ページを併せてご覧ください。種別割の現年度課税分は、1億1,080万円で、原動機付自転車において減額が見込まれますが、軽自動車や2輪小型自動車において増額が見込まれることから、前年度比で490万円の増額、4.63%の増といたしました。軽自動車税の滞納繰越分につきましては50万円で、前年度と同額としております。以上、軽自動車税全体では1億2,130万円となり、前年度比で40万円の増額、0.33%の増となっております。次に、町たばこ税でございます。町たばこ税は、3億8,000万円で、全国的な販売数量としては健康志向によるたばこ離れなどにより、減少傾向ですが、決算の状況などを踏まえ、前年度と同額といたしました。次に、都市計画税でございます。土地は3億4,500万円で、前年度比で1,300万円の増額、家屋は1億8,600万円で、前年度と同額といたしました。前年度比の理由は、固定資産税の土地、家屋と同様でございます。都市計画税の滞納繰越分につきましては、100万円で、前年度と同額としております。以上、都市計画税全体では5億3,200万円となり、前年度比で1,300万円の増、2.5%の増となっております。

各税目につきましては以上でございます。

続きまして、その他の歳入科目をご説明いたします。予算書24、25ページの総務手数料、32、33ページの総務費委託金の2つにつきましては、歳出職員給与費の特定財源としてご説明いたしましたとおりでございます。

最後に、予算書34、35ページ中段に記載しております諸収入延滞金の町税滞納延滞金でございますが、こちらは前年度と同額の400万円を計上いたしました。

それでは、予算書のページを戻らせていただきまして、2ページをお開きください。1款の町税でございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び都市計画税まで町税全体を合わせた予算額を87億8,370万円といたしました。

続きまして、予算書11ページをお開きください。予算事項別明細書の最上段の町税ですが、前年度当初予算額と比較いたしまして5,000万円の増額、0.57ポイントの増となっております。なお、11ページの一番右の欄、構成比でございますが、町税の一般会計歳入総額に占める割合は49.85%で、前年度に比べて0.56%の減となっております。

説明を以上で終わります。よろしくお願いいたします。

【新村副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑がある方は挙手をお願いします。柳田委員長。

【柳田委員長】 2点お伺いします。歳入で町民税が下がって、固定資産税が上がっていると見て取れると思うんですけど、特に固定資産税に関して近年上昇が見えると思うんですけど、算出するに当たって、特に償却資産が予算の中で10億円台になったと思うんですけど、その中で例えば令和4年度の場合だと、収入済額から予算額を引いたら大体4億円ぐらい下がった、その中で近年増えているというところで、平成初期は固定資産概要調査を見ていくと、償却資産の課税標準額というのが高かったんですけど、償却の更新時期にあるからこういった算出がされているのかどうか、先ほどアンケートだとか、令和4年度の決算を見てというところはあったと思うんですけど、算出するに当たって償却時期が寒川は来ているのかどうか、傾向としてお伺いします。2点目なんですけど、滞納繰越分の計算の仕方で、毎年度差があると思うんですけど、こちらもどのように算出されているのかをお伺いします。

以上2点お伺いします。

【新村副委員長】 鳥海税務収納課長。

【鳥海税務収納課長】 償却資産の見積りにつきましては、先ほどご説明いたしましたように、アンケート等を基本としております。ただ、企業の全てについてアンケートで回答が得られるわけではないので、積算については、これまでの増減の傾向などを使って計算するだけじゃないので、必ずしも課税し終わった後に積算したものと実際が同じであったかという、なかなか難しい部分がありますので、多少の乖離は生じたりということはあると考えております。次に、滞納繰越分につきましては、現年課税分の収入未済額、それから欠損の状況、こういったものを踏まえて翌年度の滞納繰越分の調定がどうなるかを計算して計上しております。

以上です。

【新村副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、総務部税務収納課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【新村副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、町民部町民協働課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 皆様、こんにちは。これより町民部が所管いたします3課の令和6年度の予算の審査をお願いいたします。最初に町民協働課となります。説明につきましては岡野町民協働課長より、また質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【新村副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 それでは、町民部町民協働課所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット100町民協働課説明資料の2ページ、自治会活動支援事業費につきましては、町内の各自治会及び自治会長連絡協議会の活動を支援することにより、地域住民自治を推進するための経費でございます。役務費は、地域集会所の建物に対する保険料でございます。委託料は、地域集会所の管理運営のための指定管理委託料となります。使用料及び賃借料は、3か所の地域集会所、倉見、大曲、中瀬の地域集会所用地の借上料と12か所全ての地域集会所へ設置したAEDの機械器具借上料でございます。負担金補助及び交付金は、町内22自治会の活動を支援するための自治会活動交付金及び自治会長連絡協議会への補助金などでございます。

なお、本事業費は、全て一般財源となります。

続いて、タブレット資料3ページ、協働推進事業費でございますが、こちらは自治基本条例を周知啓発するための経費で、自治基本条例の附属機関であるまちづくり推進会議の運営、開催に係る経費やみんなの協働事業提案制度に係る経費等でございます。報酬は、まちづくり推進会議委員の報酬でございます。職員手当等は、地域担当職員として各自治会の定例会に参加した際の時間外手当について計上したものです。こちらは令和5年度までは町民協働課職員の時間外手当と同一科目で予算計上していましたが、令和6年度からは事業費を分け、それぞれ時間外手当を予算計上しております。これは地域担当職員としての時間外手当は、協働推進事業として予算計上することが本来の事業の趣旨に合致すること、また協働推進担当の時間外手当との混同を避けるため事業費ごとに分けて計上したものです。報償費は、みんなの協働事業提案制度に係る協働事業選考委員会の委員謝礼と職員向け協働研修の講師謝礼でございます。旅費は、まちづくり推進会議委員の会議出席のための費用弁償と職員の普通旅費でございます。役務費は、全町民を対象とした住民活動補償制度の保険料で、過去の実績に伴い算出しております。委託料は、庁内の各課等で開催しております審議会等の会議録作成を一括して委託するための費用でございます。増額理由は、備考欄に記載のとおりです。負担金補助及び交付金は、協働事業提案制度の推進事業費補助金でございます。地域の公共的な課題解決を町民と町が協働して進めるみんなの協働事業提案制度において、提案団体によるプレゼンテーションの結果、1件の提案事業が採択されたので、令和6年度の提案事業として計上いたしました。この提案事業は、スタート支援の上限5万円として提案があったもので、事業内容は、障害のある方も健常者も一緒にフェンシングを体験し、共生

スポーツを広めようという事業の提案になります。こちらの事業費の特定財源は、下段の表に記載のとおりです。

続きまして、資料4ページ、歳入予算を説明いたします。使用料及び手数料行政財産使用料の6,000円ですが、一之宮地域集会所敷地への自動販売機設置と宮山地域集会所への電話柱設置による土地の目的外使用に伴う使用料となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【新村副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

岸本委員。

【岸本委員】 自治会活動支援事業費についてお尋ねいたします。昨年までデジタルサイネージを9月の自治会加入促進月間に合わせたということで、今年度からは通年で行うということでしたが、実施してから例えば加入者が増えたとか、転入者数に対してどのぐらいの加入者があったのか、それがあったからこそ通年でやるんだと思うんですけども、その数字が分かっているならば、昨年の自治会の加入数が分かっているならば教えていただきたいと思います。

【新村副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 自治会の加入についてのご質問をいただきました。確かに昨年度までは9月の加入促進月間におきましてデジタルサイネージを放映しておりました。その効果だと思うんですけど、実際にそれを見て加入したかどうかというところまでは今の段階で確認ができておりませんので、それを見て加入したという数字は、申し訳ないですが、今分らないです。ただ、来年度6年度からは毎月自治会の活動を報告するようなサイネージを通年で流していくということで取り組んでまいりますので、今後自治会加入をした際に、なぜ加入してくれたのか、何を見てとか、そういったところも聞き取りを併せてしていけたらと考えております。実際の自治会加入なんですけれど、令和5年7月の段階で1万3,039世帯の加入となっておりまして、加入率は63.1%となっております。

以上です。

【新村副委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 分かりました。課題となっているのが、自治会加入率であったり、どこの地域もそうなんですけども、役員の成り手不足ということで、我々も把握しておりますけれども、事務局という立場なので、どこまで自治会、自治連の方々に話をするかというところは、置いておきまして、自治会の加入率が、例えばですけど、63%から何%くらい、例えば自治会の自治連の中で担い手不足、成り手不足だったり、昔はこうだったから今成り手不足なんだとか、そういった検証はされているのか、例えば事務局として、100%にいかないにしても、何%までの加入率を求めているのかというのを議論されているのかどうか、その辺りにについてお聞かせいただければと思います。

【新村副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 自治会加入率につきましては、残念ながらここ数年下がっている状況でございまして、町としてもこれは大きな課題として捉えております。総合計画2040の中でも、自治会加入率に関しては目標設定をしております。町の目標は70%です。何%であれば役員の担い手不足が解消でき

るのかといった観点で自治連の中で話をしたことは、実はないんです。ただ、過去の加入率が高かった時代を見ますと、70%を超えてくれば、かなりのところで、もしかしたら役員不足が解消できるのかなと担当としては考えております。ただ、今後自治連ともこの件については相談していきたいと考えております。

以上です。

【新村副委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 きっとこれから転入してくる世帯で考えますと、若い世代が多いのかなと思っています。20代、30代、40代、30代がメインなのかなと思いますけれども、その方々にアプローチするのに当たって、果たして現状の自治連さんのアプローチでいいのかどうか、そういうところに疑問が残るかなと思っています。例えば担い手不足を解消するに当たって、いろいろな手段、手法を変えていくなり、回覧板の在り方であったり、役員の決め方であるとか、根本的に変えなければ、きっと今後自治会の加入率というのは上がらないのかなと思っていて、残っている方々の負担が増えてしまっ、退会者も増えてしまう、例えば年齢を理由に役員はできないよという方も増えています。私は聞いています、実際に。そういったことを解決するためには、根本的なものを議論していくんですけど、そこに事務局としてはなかなか助言もしづらいと思うんですけども、今後は事務局としてしっかりとその意見も言い合っていないと、70%の数字というのには到達できないと思っています。あとは寒川町のブランドイメージがあったりするじゃないですか。例えばホームページであったり、自治連さんだったり、回覧板だったり、見栄えといいますか、ちょっとでも若い世代にヒットするような、アイキャッチできるようなものを今後は提案していくべきだと私は思っていますけども、どこまで自治連さんと町は協議できて、事務局として、町としての意見を言える場を持てるかというのは、今後大事だと思っていますけども、その辺りのリーダーシップといいますか、町としての見解を自治連さんにぶつけて、それをすり合わせて70%に持っていこうよという話を来年度以降していつてもらいたいと思っていますけども、それについて見解があればお願いいたします。

【新村副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 ありがとうございます。私どもも、本当に自治会に加入していただくために、どうしたらいいんだろうということは、常に考えております。特に若い世代、若い方に入っていただくために必要なことで、最近ですと、スマホもそうなんですけれど、デジタル化が進んでいるというのがあります。自治会加入に関しても、今まではその地域の自治会長さんのところに申し込みに行くとか、そういったことがほとんどだったんですけど、ちょっと前にはなってしまうんですけど、平成30年から自治会加入の電子申請というのを実は行っております。電子申請ですと、簡単に2次元コードを読み取ってスマホで申請ができるというものなんですけれど、平成30年に始めた当初は、1か月に1回ぐらいしか実は2次元コードを読み取っての申込みはなかったんですけど、ここ数年増えてきておりまして、令和4年度の数字なんですけれど、48件の申請をいただいております。若い世代の方ほどスマホを使って簡単に加入ができるのであれば入ろうかなと考えてくださる方も多いのかなと捉えておりますので、今後は2次元コードをいろんなところに掲載することで、加入がしやすくなってきてくれたらいいなという事務局側としての考えはあります。それと自治会活動を報告するツールとして、自治連だよ

りを6月に発行しているんですけど、実は自治連だよりは、初版のときからずっと新聞みたいに縦書きで掲載しているもので、恐らくそれが全戸配布で広報で配られるんですけど、配られた段階で若い方は目にしないと思うんです。これは事務局の提案として自治連に出しているものなんですけれど、来年度からは自治連よりも横書きにしようと、恐らく横書きで書いたほうが若い方にも見ていただけるのではないかと、今事務局から提案しております。そういったことも含めて、若い方が目にしてくれるような紙面づくりを進めていきたいと考えております。そのほかにも今担当職員も若い職員がおりますので、若い力を借りながら事務局提案を進めていきたいと考えています。

以上です。

【新村副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 今、岸本委員からも質問がありましたけど、私も、自治会活動支援事業について若干聞きながらご提案もさせていただければと思っているんですが、今、課長からも、一部自治会活動について電子の力を入れていくということは、今後必要だろうというお話がありました。寒川町内でも先進的な取組をされている自治会さんは、例えば避難所の避難者さんを把握するためのバーコードをそれぞれの自治会の会員の皆さんに付与してやっているんですけど、それは相当負担もかかりますし、1から10まで自治会さんお願いしますというのは、かなり酷な話、確かに先進的な事例で各自治会はやったほうがいいですけど、それには何らかの支援が必要になってくる。それから我々も自治会に入っていると回覧板が回ってきます、自治会から。あれは結構プレッシャーで、自分の家に2日と置いておけないわけですよ。事によっては、その内容が終わった後に届いちゃうなんていうケースもあるやに聞いています。なので、結構回すのがプレッシャーなんですね。あれは別にデジタルで送ってくれば携帯電話にその内容も残るし、いいなと思うんですけど、紙ベースでサインして、内容がもし残しておきたかったら写真を撮るなりすればいいんでしょうけど、そういう連絡もデジタル化されると、かなり簡単になるというか、若い人は共働きなので、あれが来ると回すのに結構大変なので、そういう負担もある、それから自治会の役員不足という話がありましたけど、役員さんの仕事がどんどん増えていて、大変。そういうところにデジタルを導入していく、簡単にできるようにするということが、全国を見ますと、いろんなところでやり始めているというのが現状だと思います。この1月に我々公明党会派で岡山市さんの電子自治会の様子を研修させていただきました。岡山市さんは人口大体70万人ぐらい、世帯数としては34万世帯ぐらいあるんですが、いわゆる地方といえば都市部に当たるようなところだと思いますけど、こういう状況でも自治会加入率77.9%をキープしているというか、むしろ上がっているところもある。電子自治会とか電子町内会を導入するに当たっては、行政がこういうフォーマットで利用しませんかとやらない限りは、自治会に任せたら絶対に進まないんですよ、大変です。何ならパソコンを使えない人ばかりだったりするし、だからそういうところでこれを入れていただくと、こういう便利さが出ますよとか、役員さんになってもそんなに負担がないですよということを理解していただくことによって、加入率も上げることができるし、加入していただく方も増やすことができるというのが岡山市さんの電子自治会の内容です。できることはどういうことかという、実はホームページが作れるんですね、簡単に。各自治会さんでホームページを作っているんです。ホームページでその自治会の特徴、こうい

う行事をやっています、こういう行事があるからほかの皆さんも参加してくださいという自治会活動がホームページから簡単にできるようになっている。それからさっき言ったように、回覧しなきゃいけないものも全部デジタルで一遍に送れる、1か所から全部送れる、それから役員さん同士の簡単な連絡については、一々集まらなくても、その中で連絡調整ができるというような内容はしっかりできるようになっている状況、市の役割はどういうことか、このシステムを岡山市さんは自力で開発して、これがあるので、自治会さん、どうぞ、使ってください、ぜひ協力して使ってくださいよということをやって、使い方が分からない方については、職員も支援するし、24時間態勢で電話相談も受け付けるというような体制で進めているらしいです。このまま入れてくださいというわけではなくて、こうやって自治会の存続をキープしているところもある。今後の時代は、さっき岸本委員からもあったように、若い人を相手にする場合は、手軽さを意識していかないといけない、それにはやっぱり電子の力を借りるというのは1つの効果としてはあるだろうと思います。岡山で聞いた話によると、実は国でも、自治会のためのアプリを今開発しているという話があるみたいなので、簡単な連絡調整だったり、回覧する、ホームページを作るとなると、かなりハードルが高くなっちゃうので、これはなしにして、それだけができるような形で国がアプリも開発を進めているようだという話も聞いたので、そういうところにぜひ遅れることなく乗っかっていていただきたいなと思うんですね。国がそれを作れば、それほど町で単独で開発費を捻出しなきゃいけないとかということもなくなるでしょうから、例えば回覧する、それから役員同士の連絡調査もその中でできるということだけでも、相当進むんじゃないかなという気がします。先ほど課長が言ったように、2次元コードで、QRコードで自治会加入できますよというようなことがもっと分かってもらえれば、効果は出てくるんじゃないかなと期待はしているんですけど、電子自治会に対する調査研究の可能性というのは来年度ありますでしょうか。

【新村副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 貴重なご意見、いろいろありがとうございました。とても参考になりました。早速私も岡山市を調べてみたいと思います。今お話があったとおり、スマホでいろいろできることは現在たくさんありますし、実際に岡山市以外でもスマホの回覧板というのは県内でもお話が幾つか出ています。町を取組としましては、今加入している方たちは、どうしても高齢の方が多いので、まずはスマホに慣れていただきたいということを考えておりまして、令和3年度から県の共同事業の中で、スマホ教室というのがありましたので、こちらに寒川町は手を挙げておりまして、自治会員対象のスマホ教室を実施しております。まずはデジタルデバイドの解消を進め、それから新しい電子の力を使っていきたいと考えております。あと参考になんですけど、現在自治会長連絡協議会のホームページを実は立ち上げております。令和4年4月に立ち上げておりまして、その中で各自治会の紹介のページもございまして、それ以外に、一部の自治会ではあるんですが、自治会独自のホームページを持っているところもあるんですけど、そこでもデジタルデバイドが生じてしまっているのので、まずは地域の底上げ、スマホに対する苦手意識とか、そういったところを解消していきながら、先進事例は随時町でも取り入れていって、必要であれば自治連にも持ちかけ、また町が先導を切って進めていきたいと考えておりますが、すぐには難しいかもしれませんが、徐々に取り組んでいきたいと思います。

【新村副委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 自治会のデジタル化については、自治会に任せているだけでは絶対に進まないと思います。ポイントは、行政が先導していけるかどうかだと思うので、それはしっかりと意識していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。要望で結構です。

【新村副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 2人の委員にいい提案をしていただいたということで、手軽さということをお二人は言っていたんですけど、入口にしても、活動にしても、確かにそれは非常に重要なことだと思うんですけど、自治会に対しての町民の意識というのが、自分が、自分がというふうになってしまう方々もいらっしゃる、自分も自治会をやっているんですけど、評議員だとか班長になったときに成り手がいなくて苦労したというのがあるんですよ、自分の経験上。大変だというのは分かって、軽減も当然やっていかないと、どんどん下がっていくんですけど、意識を高めていかなきゃ、自治会がなくなってしまうと、やはり大変になってしまう、結局自分がやらなくても、ほかの人がやるから大丈夫だろうという意識になってしまって、自治体が崩壊してしまうと、それこそ町も大変になってしまうし、結局町民も大変な思いをしてしまうわけですよ。そういうところでは意識を高めていく手だてというんですかね、そういう考えというのはございますか。

【新村副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 町としても、当然自治会の加入率が下がっていくということは、大きな課題としてももちろん捉えております。ただ、自治会自体は任意団体でございますので、強制的に加入させるということができないところです。ただ、町ができることというのをもたくさんあると思いますので、まずは自治会の存在意義、必要性、こういったものを丁寧に説明して、町としても自治会を支えていきたいと考えております。自治会に加入しないとどんな、デメリットという言葉はあまり使いたくないんですけど、デメリットがあるのか、例えば地域の関係性が薄れてしまって、災害時に助け合えるような顔の見える関係性が構築できないとか、隣近所、気心の知れたコミュニティの中でこそ安心して生活できますというように地域の中に積極的にお話ししていきたいと考えております。その中で先ほどもお話ししたんですが、6年度は庁舎1階のデジタルサイネージで自治会の実際の活動写真を流していきたいと考えております。それを通して、だから自治会は必要だ、自治会にぜひ加入しましょうというような呼びかけを年間を通じて行っていきたいと考えております。

以上です。

【新村副委員長】 青木委員。

【青木委員】 いろいろな努力をされるということは分かりました。呼びかけをするのに、自治会は必要だし、メリットがあるんだということを示すような資料というのはあったりするんですか。そういうのがあれば、入っていない方々に、自治会のメリットはこういうものですよということを分かっていたらいいということもあるだと思うんですね。それこそデジタルを使って、LINEを使ったりして、加入されていない方で町のLINEを使っている方もいらっしゃると思うんですね。そういうところで意識を高めていったらいいんじゃないかなと思ったりするんですけど、いかがでしょうか。

【新村副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 今お話いただきました自治会の魅力を伝えるツールみたいなものというお話なんですけれど、自治会の加入促進チラシというのを毎年自治会長連絡協議会で作成しております。このチラシには、自治会はこういうことをやっているよ、入るとこういういいことがあるよというようなことは一応記載しているんですけど、それも紙での配布になってしまっております。今年度9月の自治会加入促進月間のときには、今お話があったLINEでそういったことも呼びかけをしていきたいと考えておりますので、LINEでのプッシュ通知にも6年度は力を入れていきたいと考えております。

以上です。

【新村副委員長】 青木委員。

【青木委員】 紙ベースは確かに必要だと思うんです、それは絶対に。ですけど、それこそLINEの中で、自分は技術的なことは分からないんですけど、それをLINEにアップして、見ることで最低限できるんだと思うんですね。その見解というですかね。やはり町が意識を、自治会をフォローする上では、町民の皆さんに自治会の大切さという意識を高めていくことをやっていかなきゃいけないんだと思うんですけど、その辺の見解をよろしくをお願いします。

【新村副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 ありがとうございます。確かにLINE通知は、今若い方もいろいろスマホで見ている方が多いので、お話があったように、加入されていない方が見る可能性というのは非常に高いツールであると考えております。私の中では、9月の加入促進月間にLINEでの通知を出そうと考えてはいたんですが、もう少し頻繁に出せるものであれば、頻繁に出していきたいと思えますし、もしできればLINEで自治会に加入しませんかという呼びかけをしながら見ていただくと、申込みはこちらと進めるような形に仕様ができれば進めていきたいと考えております。

【新村副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

柳田委員長。

【柳田委員長】 自治会活動支援事業費に関して伺います。ほかの委員の方々からご提案などがございましたが、先ほど答弁の中で令和5年7月の段階で63.1%、昨年度の予算の議事録の中では、令和4年7月には64.9%なので、1.8%下がっている、その中で今年度63.1%の中で世代間、要するに20代が何%なのか、50代が何%なのかというのはデータはあるのでしょうか。伺います。

【新村副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 加入率につきましては、今、委員長がおっしゃったとおり、1.8%下がっている状況でございます。加入世帯1万3,039世帯のうちの年代の構成につきましては、町でも恐らく自治会でも把握ができていない状況にはなっております。ただ、今後のことも考えますと、これは自治会としても把握すべき内容だと思いますので、自治会長連絡協議会の中でもこれを把握すべきだということで話を出していきたいと考えております。

【新村副委員長】 柳田委員長。

【柳田委員長】 去年の議事録の中に検討していきたいというのは書かれていたので、伺いました。その中で今お話を聞いている中で、データがないので感覚的な話になってしまうんですけど、高齢化率が高いのかなと、例えば統計さむかわ令和3年度のものだと27.1%の高齢化率なんですけど、恐ら

く自治会だけで見たら27%以上恐らくあるのかなと思うんですね。その中で課題として先ほど自治会加入率の減少だったり、防災の強化の観点では課題だと思いますし、少子高齢化だとか、担い手不足だとか、そういった課題がある中で、今年度の予算はどのように地域課題を解決された予算になっているのか、どのような点でなっているのか、先ほど通年でサイネージをやりたいという話があったと思うんですけど、本年度の予算の中でこういった点が課題解決につながっているのか、何かほかにもあれば伺います。

【新村副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 自治会活動に関わる予算というお話だと思うんですけど、町から各自治会に対しましては、自治会活動交付金という形で補助を出しております。その中で情報発信事業に該当する部分で各自治会3万円ずつお渡ししているものがあるんですが、この中で今までですと、例えばそれぞれの自治会だよりの発行であるとか、そういったものに使用されているというお話は伺っているんですが、この使い方をもう少し変えていくことで、広く、また若い世代にPRするような、そういう使い方ができるのかなと思いますので、来年度各自治会にお示ししていきたいと今の段階では考えております。

【新村副委員長】 柳田委員長。

【柳田委員長】 各委員からもご提案がございましたように、しっかりと今年度の予算が地域課題の解決につながる算出根拠として出せるような取組をしていただけたらと思います。

以上、要望をお願いします。

【新村副委員長】 他になれば、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、町民部町民協働課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

委員会の途中ですが、暫時時間の延長をいたします。

それでは、町民部町民安全課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 引き続きまして、町民部町民安全課の令和6年度予算の審査をお願いいたします。説明につきましては濁川町民安全課長より、また質疑につきましては出席員により対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 それでは、町民部町民安全課所管の令和6年度予算につきまして予算特別委員会資料によりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。タブレット資料110町民安全課をお開きください。2ページをご覧ください。防災対策事務経費であります。これは防災事務に要する経費でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費は、プリンター用カートリッジの消耗品費、倉見防災倉庫の電気料の光熱水費、役務費は、災害対策用携帯電話通話料の通信運搬費、倉見防災倉庫の保険料、委託料は、台風や豪雨時に迅速かつ的確な防災配備体制や避難判断への活用、また町

民の皆様への気象情報等コンテンツサービスを行います水防体制支援サービス委託料、負担金補助及び交付金は、災害時など県と市町村との円滑な連絡体制の構築から運用しております神奈川県防災行政通信網の負担金などでございます。また、備考の増減理由につきましては記載のとおりでございます。

なお、本経費は全て一般財源となっております。

3ページをご覧ください。防災対策事業費であります。報酬は、寒川町防災会議、寒川町国民保護協議会及び寒川町地震対策警戒本部の委員報酬、報償費は、防災講演会の講師謝礼、需用費は、各避難所に備えるための防災用備蓄品などの消耗品費、災害時の医療救護所用医薬品の医薬材料費、役務費は、ドローンの損害保険料、委託料は、町内に4基設置しております耐震性貯水槽点検清掃委託料など、備品購入費は、各避難所等に備えるための防災資機材の購入費、負担金補助及び交付金は、集中豪雨等による浸水被害軽減から止水板の設置に対し補助を行うものとなります。令和6年度は寒川安全安心フェア開催などに使用するテント、広域避難場所に設置できるマンホールトイレ18基の備品購入及び起震車体験15回分の委託料が含まれております。また、備考の増減理由につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください、防災対策事業費の特定財源でございますが、記載のとおり各科目に充てているほか、自主防災活動事業費など他4事業、都市計画課の耐震改修促進事業費及び下水道課の可搬式ポンプ整備事業に充てております。

4ページをご覧ください。防災行政用無線維持管理経費であります。報償費は、町内に防災行政用無線の子局を51局設置しているうちの民地をお借りしている19局分の地権者に対する謝礼、需用費は、子局51局の電気料の光熱水費、役務費は、MC A無線機の通信料と防災行政用無線の放送内容を補完するための音声応答装置の電話回線使用料の通信運搬費、委託料は、固定系及び移動系の防災行政用無線の保守点検委託料、負担金補助及び交付金は、防災行政用無線及びMC A無線に係る電波利用料負担金などでございます。また備考の増減理由につきましては、記載のとおりでございます。

なお、本経費は全て一般財源となっております。

5ページをご覧ください。自主防災活動事業費であります。これは自主防災組織における資機材の充実及び活性化を図るための経費でございます。負担金補助及び交付金は、自主防災組織が災害時に効果的な活動ができるよう、防災訓練や避難生活、救護等の必要な災害への備えから資機材等の充実を図るための補助金でございます。

続いて、下表をご覧ください、自主防災活動事業費の特定財源でございますが、記載のとおり充てております。

6ページをご覧ください。自転車駐車場維持管理等経費であります。宮山、倉見駅の自転車駐車場の用地確保及び維持管理並びに寒川駅自転車等駐車場の経費でございます。需用費は、自転車駐車場用地借上げの賃貸借契約書に添付する印紙代の消耗品費、委託料は、宮山、倉見駅の自転車駐車場の整理及び放置された自転車の回収、立会いなど撤去に関わる委託料、使用料及び賃借料は、宮山、倉見駅に係る自転車等駐車場用地の土地の借上料、負担金補助及び交付金は、平成29年度より供用開始いたしました寒川駅自転車等駐車場施設の建設負担金で、公益財団法人自転車駐車場整備センターとの協定書に基づくものでございます。

なお、本経費は全て一般財源となっております。

7 ページをご覧ください。交通安全活動事業費であります。交通指導員を中心とした交通安全活動と意識の高揚を図るための事業でございます。報償費は、交通指導員16名分の謝礼、需用費は、新入学児童用の黄色い帽子などの消耗品、指導員の制服などの被服費、役務費は、交通指導員の活動保険料、負担金補助及び交付金は、昨年度から実施している自転車用ヘルメット購入費助成事業、交通事故防止や交通安全に関する様々な活動啓発を行っている寒川町交通安全対策協議会及び一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会への補助金となります。

なお、本事業費は全て一般財源となっております。

8 ページをご覧ください。放置自転車対策事業費であります。寒川町自転車等の放置防止に関する条例に基づく放置自転車対策推進のための事業費でございます。需用費は、放置自転車保管用地借上げの賃貸借契約書に添付する印紙代の消耗品費、役務費は、放置自転車保管場所における盗難等に対する賠償責任保険の保険料、委託料は、寒川駅周辺の自転車等放置禁止区域内のパトロールや放置車両への警告札の添付といった放置防止のための指導啓発業務、放置された自転車等の撤去運搬業務、放置自転車等保管場所における整理など管理業務に係る委託料でございます。使用料及び賃借料では、広域リサイクルセンター北側に設置している自転車等保管場所の土地の借上料でございます。

続いて、本事業の特定財源でございますが、記載のとおり充ててございます。

9 ページをご覧ください。防犯対策推進事業費であります。町民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくり推進のための事業費でございます。報酬、職員手当等共済費は、防犯アドバイザー1名と防犯相談員2名の計3名分の人件費でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費は、新入学児童用の防犯ブザー購入の消耗品、町内全域の防犯灯の電気料及び一之宮分庁舎等の電気料及び上下水道料の光熱水費、役務費は、一之宮分庁舎の電話料等の通信運搬費及び建物共済の保険料、委託料は、一之宮分庁舎の清掃委託料、使用料及び賃借料は、防犯灯のリース料で、リース料はLED灯本体のリース料のほか附帯サービスとして灯具の維持管理及び修繕、システム更新費用が含まれております。また、令和6年度はLED灯本体の機器の更新年度となるため、上半期分のみのリース料となっております。工事請負費では、防犯灯の新設工事費で、本年度は地域の防犯灯新設要望に応じて、安心安全のまちづくりを一層推進できるよう設置数を42灯予定しております。負担金補助及び交付金は、暴力団の追放に向けた活動を推進する茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会の負担金及び犯罪のない社会づくりに向け防犯思想の普及高揚に関する活動を行う茅ヶ崎・寒川防犯協会への補助金でございます。また、備考の増減理由につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、防犯対策推進事業費の特定財源でございますが、記載のとおり充てております。

10 ページをご覧ください。安全対策事務経費であります。旅費は、職員の普通旅費、なお、本経費は全て一般財源となっております。

11 ページをご覧ください。消防体制充実事業費であります。これは茅ヶ崎市と寒川町との消防業務の経費に関する協定に基づく事業費などでございます。被服費は、旧寒川町消防職員分の活動服の購入、委託料は、協定に基づき人件費等相当分及び常備消防費に係る経費を負担するものとなります。使用料及び賃借料は、広域化以前町で長期継続契約いたしました消防庁舎の空調設備、変電発電設備の借上料

で、借上期間終了後には茅ヶ崎市消防本部の管理となります。また、備考の増減理由につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください、消防体制充実事業費の特定財源でございますが、記載のとおり充てております。

12ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費であります。これは茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画に基づく消防施設の適正配置から寒川分署及び宮山出張所の整備事業費でございます。今年度からは本格的に宮山出張所の整備を進めてまいりたいと考えております。工事請負費は、宮山出張所建設工事に含まれている設計費となります。また、備考の増減理由につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください、公共施設再編計画実施事業費の特定財源でございますが、記載のとおり充てております。

13ページをご覧ください。消防団活動充実事業費でございます。これは消防団を運営するための安全管理体制や活動装備改善や車両維持管理など消防団活動の充実から地域防災力の強化を図る事業費でございます。報酬は、正副団長をはじめ消防団員178名分の年額報酬及び出動報酬、災害補償費は、消防団員の公務災害に対する補償費、報償費は、消防団員として5年以上勤務された方が退職された場合に支給いたします退職報償金、旅費は、消防団員の普通旅費等、需用費は、消防ホースなどの消耗品の購入や消防団車両の燃料費、消防団待機所の電気料等の光熱水費、消防団車両の法定点検等の修繕費、消防団の防火衣などの被服費、役務費は、消防団車両や車庫、待機室等の損額保険料及び消防団専用アプリの導入の通信運搬費、委託料は、消防団待機室の浄化槽保守点検委託料、使用料及び賃借料は、有料道路交通料、備品購入費は、第5分団へ配備いたします消防団車両の老朽化から、小型動力ポンプ付多機能型積載車の更新及び団本部用資機材搬送車の更新に伴う機械器具購入、負担金補助及び交付金は、団員への公務災害補償や退職報奨金等に対する消防団員等公務災害補償等共済掛金負担金や消防団運営交付金など、公課費は、消防団車両の自動車重量税でございます。また、備考の増減理由につきましては記載のとおりでございます。

消防団活動充実事業費の特定財源でございますが、記載のとおり充てております。

14ページをご覧ください。消防水利関係経費でございますが、これは公設消火栓や防火水槽の維持管理を行い、災害時の消火態勢の確保を図る経費でございます。需用費は、防火水槽等用地借上げに伴う収入印紙や街頭消火器の消耗品費、役務費は、防火水槽等用地借上げに伴う通知用切手の通信運搬費、委託料は、消火栓表示ライン塗装委託料、使用料及び賃借料は、防火水槽等用地の土地借上料、負担金補助及び交付金は、県企業庁へ依頼しております消火栓の新設及び維持管理に伴う負担金で、県企業庁水道局に負担しております。

続いて、消防水利関係経費の特定財源でございますが、記載のとおり充てております。

次に、15ページをご覧ください。歳入の一般財源分について説明させていただきます。予算書22から25ページの行政財産使用料は、寒川駅南口自転車等駐車場内に設置されております東京電力の電柱敷地料及び寒川分署の自動販売機、小谷分団車庫の敷地に設置してある公衆電話の使用料、また、予算書34ページから37ページのその他は、消防団員福祉共済制度の雑入でございます。こちらは財政課でまとめ

て説明したものとなります。

以上で、町民部町民安全課の令和6年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。
青木委員。

【青木委員】 防災対策事業費のことでお尋ねします。一般質問された議員がいらっしゃったんですけど、備蓄品のローリングストックについてお聞きしたいんです。備蓄品の期限切れというのは恐らくあると思うんですけど、その入替時期というのは、期限が切れる前のどのぐらい空けて入れ替えるかということですね。切れてからでは遅いですから、切れる前に入れ替えるとは思いますが、その入替時期というのを教えてください。それと防災対策の充実事業費、町民の方から地域によっては防災無線が聞こえないと、いまだにそういう意見があるんですね。高齢化も進んでいるので、高齢化の方は耳が遠くなった方もいらっしゃると思うんですけども、そういった方々を含めて、安全課にそういう相談があったかということをお尋ねします。それと防犯対策推進事業費なんですけど、防犯カメラは今回設置して、終わったということなんですけど、町としては危険な場所、防犯するための防犯カメラですから、差し支えなければこういった場所に重点的に置いたのかということをお尋ねします。あと消防体制充実事業費がございんですけども、需用費の説明で旧寒川町消防職員分活動被服購入による増と書いてあるんですけど、委託料に含めちゃっていいんじゃないかなと思ったので、その辺を確認したかったので、お答えください。あと最後なんですけど、消防水利関係費です。今新興住宅が非常に増えている中で、消火栓が従来どおりのままでいいのかなと思ったので、まずは足りているのかということについて、これで何とかいざというときには対応できるのかということについてお尋ねします。

以上5点です。

【柳田委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 大きく5点いただいたかと思います。まず1つ目の備蓄品のローリングストックについてになります。ローリングストックといいましても、賞味期限、消費期限、使用期限等々があるいろんな備品類がありますので、1つの例として、分かりやすいアルファ化米、食料についての答弁をさせていただきます。基本的にはアルファ化米は今5年、6年という使用期限がありますので、順次何1,000食という形で備品購入というか、消耗品等々で食料を購入させていただいておるんですけど、使用期限が当然ありますので、使用期限が切れたものは、委員ご指摘のとおり、どこにも処分ができませんので、ごみとして廃棄という形になろうかと思っています。ただし、寒川町の場合は、様々な自主防災の訓練等で皆さんに備蓄していただきたいアピールとして、使用期限が1年を切ったものについては、積極的に町民の方にお配りして、1回試食をしていただいて、これを皆さんの家庭で備蓄をお願いしますというような形でアピールさせていただいております。また、それでも何1,000食とございますので、はけ切れないというか、処分し切れない部分がありますので、そちらにつきましては、フードバンクかながわへの提供を行い、そちらで活用していただいているという状況でございます。購入していただいたものは、そういった形で決して無駄にはしない、ただ単に捨てるようなことはないような状況でございます。2点目の防災行政用無線が聞こえない相談はあったかというご質問でございます。防災行政無

線が聞こえない地域の方々に、当然我々も委託業者さんに難聴エリアはどうなっているか、聞こえる範囲はどこなのかという形で寒川町の地図に落とすと、実のところほぼないというのが現状でございます。昨今の住宅事情に鑑みますと、気密性が高い住宅ですので、聞きづらい、聞こえづらいというのがどうしてもあります。ピンポンパンポンと鳴ったら、必ず窓を開けて確認するように皆様をお願いしている状況でございます。どうしても皆さんは、いい家、気密性の高い家ですので、なかなか聞きづらい部分がありますけど、何だろうということで窓を開けて聞いていただくか、もしくは音声のダイヤルで聞き直せる部分もございますし、またメール等々も配信していますので、そちらの登録をお願いしている状況でございます。相談はあったかという部分で、まれに相談はありますし、先日工業協会さんから、工業団地で聞こえないというお話はいただいておりますので、ないとは言えないんですけど、一部工業団地で難聴地域があるのは承知していますが、そのほか住宅があるところ、皆さんが住んでいるところについては、難聴エリアは基本的にはない状況でございます。3点目の防犯カメラの設置場所はというお尋ねでございます。防犯カメラにつきましては、これまで公民館や今年度は倉見駅の自転車駐車場に設置しております。防犯カメラの設置につきましては、防犯上大変有効であるという認識は持っておるんですけど、これはあくまでも防犯カメラで、監視カメラではないので、犯罪を抑止するためのカメラとなっております。できれば犯罪が起こるようなところは、施設の管理者が設置していただくのが基本でございます。例えば犯罪が多くある施設であれば、防犯カメラは設置していくべきかなと思っております。当然公共施設は公共施設の管理者がそれぞれおりますので、予算要求の中で防犯カメラがあれば要求していくような形でございます。これまで防犯カメラを設置した場所等につきましては、令和2年度に宮山駅、令和3年度に倉見駅自転車駐車場の北側、令和4年度に南部文化福祉会館、5年度には倉見駅の南側に設置しております。4番目でございます。旧寒川町消防職員の活動服の予算は、委託料でいいんじゃないかというご質疑でございます。実は県にも確認して、委託料を茅ヶ崎市にそのまま払ってしまうと100%寒川町の負担になります。ただし、広域化後5年以内であれば県の補助金が充てられるので、寒川町で予算を執行したほうが2分の1の補助が受けられますので、予算的には当課で盛らせていただくんですけど、そのような事情で増やさせていただいておる状況でございます。5点目の消防水利の話で、足りているのかどうかというご質疑でございます。現在寒川町の中には消火栓が張りめぐらされておまして、約90%の充足という状況でございます。新設等々維持管理も含めまして水道局と連携しながら進めておりますので、消火栓が少ないところも現時点では大きな支障はないというような状況でございます。

ご質問への答弁は以上でございます。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりやすく説明していただいて、ありがとうございます。1つ目は、非常にやりとりとした質問で、いろいろな必需品とかがあるので、答えづらいかなと思いつつも質問してしまいました。というのは、入替えの使い道というのも今答えていただいたので、食料に関しては。あと必需品としてお聞きしたいのが、女性が使う生理用品について、今備蓄しているわけじゃないですか。生理用品についての入替えというのをお聞かせ願いたいなというのが1つです。あと防災対策の聞きづらいという声は、まれにあるけども、ほとんどカバーしていますよということでした。気密性が高いので、聞こ

えてきたら窓を開けて聞いていただくということになるべくだったらしてくださいと、強制はできないですから、ということで分かったんですけども、対策として音量の調整をはじめ防災放送の聞き漏らしを防ぐために電話、メール等で確認できるようなサービスは対応されているとは思うんですね。町民の声を踏まえて、今回の予算案で新たな対応というのはカバーされているので、検討されているかどうかというのは分かりませんが、一応されているのか確認の意味でお答えください。防犯カメラについては、おっしゃるとおりで、公共施設は当然委託している業者、町の持ち物なんですけど、そこは設置したということで、こちらは分かりました。あと消防体制充実事業費についても、県の補助でいただけるからということで、県にも半分負担していただいたということで、それは確認だったので、よく分かりました。そういうことだったということで分かりました。こちら結構です、お答えは。消防水利関係費については、消火栓は90%カバーしているから大丈夫ですよ、そうはいっても100%じゃないので、90%で完全にカバー、現時点で大丈夫かなという心配はあるんですけど、100%だったら安心なんですけど、10%という点が気になっていまして、10%がなかったために被害をこうむるという可能性もありますので、ぜひその辺の見解をお聞かせください。

【柳田委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 まず1点目の備蓄品の生理用品の関係でございます。こちらは当然使用期限というか、年数がございまして、まだその年数に達していないもので、1年未満になったときは様々な方法でローリングストックができるようなものは検討していきたいと考えております。以前から議会からも生理の貧困をご指摘いただいておりますので、そういったところと連携しながらできるように前向きに検討させていただきたいと考えております。2点目の防災行政無線の音量とか、調整で新たな対応はあるのかというご質問でございます。音量とか、調整とか、放送設備の向きは、常にいろんなご意見をいただく方に対して調整はさせていただいております。微調整をさせていただいております。逆にうるさ過ぎて何とかしてくれというご指摘も実際のところはいただいているところでございます。ただ、どうしても有事の際には聞こえなかったよりも聞こえたほうがいいので、その辺は委託業者と技術的な部分も含めてよく調整させていただいております。なので、維持管理の委託の中で調整は毎年させていただいておりますから、新たな対応というのはその都度柔軟に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。3点目、4点目は大丈夫で、最後5点目の消防水利のご質問でございます。90%の充足ということで、10%の人はどうなっているんだというご心配があらうかと思います。これまでは消防隊1隊プラス消防団で消火活動しておりましたが、今は1回火事があると消防車は5台行きます。さらに消防団車両が来ますので、基本的には消防車と消防車が中継をして、より遠くまで放水できるようなことが可能になったんですね、広域化の効果として。そういった部分で台数が増えたことによって、ちょっと離れた消火栓からでも放水ができる状況にありましたので、そういった部分では町民の安心感につながったのかなと考えております。

以上でございます。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 まず1つ目の生理用品については、確かに生理の貧困ということで、自分も聞かせていただきました。ほかの課とも連携していくということで、ぜひ進めていただきたいと思うんですね。

一応1年未満になったら生理の貧困に対応するような施策を取っていただけるとは思うんですけど、生理用品は1年未満になるんですけど、年ごとに期限が来るようなものが毎年出るのかどうかというのを最後に確認させてください。それと、防災無線についてなんですけど、高齢化が進んで、何度も言うようなんですけど、防災無線が聞こえるための創意工夫というか、対策について100%カバーしているとはいえ、気密性が高くて聞こえないこともあるんですけど、体力的に聞こえないということがあるので、その辺はメールとか、いろいろと周知はしている、努力はしていただいているとは思うんですけど、さらに創意工夫、対策について考えがあれば聞かせてほしいんですね。最後、分かりました。非常に分かりやすい回答で、ありがとうございます。消防車5台、今まで1台でしたけど、消火栓に頼らざるを得なかったんですけど、今は5台あって、それが中継できて、カバーできるということですね。最後、それを確認させてください。

【柳田委員長】 青木委員、先ほどの毎年出るのかというのは、期限はまだ来ていないという答弁だったと思うんですけど、何に対して。

青木委員。

【青木委員】 だから、生理用品がストックしてあって、来るじゃないですか、期限が。それが毎年あるかということです。

【柳田委員長】 分かりました。あと2点目なんですけど、対応がありますか。常に調査されるという答弁だったと思うので、それに対してまたさらなる対応ということですか。ほかにもありますか。

【青木委員】 創意工夫ということですね。そういったところについての対応、さらなるでいいです、すみません。

【柳田委員長】 答えられる範囲でお願いします。

濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 1点目の生理用品の関係でございます。毎年少しずつ購入しておりますので、当然使用期限が近いものになると毎年出るような状況に今後なっていきます。1点目はよろしいですかね。2点目のさらなる対策という部分でございますが、目新しい答弁はできないんですけど、そういう方は逆にご連絡いただいて、どこがどういうふうに聞こえないのかという部分、例えば夏と冬で風向きも違ったりするので、そういった部分で音量だとか、放送設備の向きだとかという部分で、要望があればご連絡いただければなと考えております。3点目の中継、いわゆる消火栓でございます。当然90%程度充足されておりますので、そういったものを中継することによって、ほぼ100%の部分に水利が行けるような形にはなります。ただ、現時点では90%程度の充足率ですので、100%を目指して今後も進めてまいりたいと考えております。また消防団も、実は団の中で中継送水訓練、いわゆる中継してそのまま送水する訓練も行っておりますので、消防団だけが、例えば火災に当たることになっても、そういった訓練を重ねておりますので、安全安心につながるのかなと思っております。

以上でございます。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず防災対策事業費の中で、備考欄で、備品購入でテントを買いますよということな

んですが、その前に安全安心フェア用のテントですということなので、安全安心フェアは令和6年度に行うわけですが、安全安心フェアの内容、それからそれをやることによって見込まれる効果ですね。それについてお知らせいただきたいのと、またここで使うテントについては、何か特殊なテントになるのかどうか、その辺についてお答えいただきたいと思います。それから2点目が、5ページ目の自主防災活動事業費の中で、それぞれの自主防災組織で地域の方が防災士の資格を取得されたい場合に、その費用負担を10分の10で出すことを可能としているかと思いますが。これまでどれぐらいの方がそれを活用して防災士の資格を取っているのかということと、令和6年度について、各地域で防災士の資格を取られた方に対してどのような活動をしていただきたいと考えているのか、また各地域の防災士さんの連携をしていただくための組織づくりとかは考えられないのかどうか、その辺の検討が6年度に進められるのかどうかお答えいただければと思います。

【柳田委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 まず、1点目の安全安心フェアの関係でございます。令和6年度より寒川安全安心フェアということで、参加体験できる安全をキーワードにした防災も含めたフェアを開催したいと考えてございます。当然防災の部分を含め、自転車の部分も含め、防犯の部分も含め、消防の部分も含め、安全安心フェアを開催したいと考えております。そちらの費用としてテントの費用が計上されているというご質問でございます。そのテントの仕様でございますが、これまで皆さんはテントというと、学校にある運動会テントと言われているようなものをイメージされるかと思いますが、最近ですと、コンパクトでワンタッチで広げられるタープ型テントというものを購入予定してございます。サイズにつきましては、2.5メートル、3.7メートルのものを10張りで、さらに横幕、飛ばないようにする重し、全てそれを購入しようと思っています。安全安心フェアのときにも使用するんですが、通常時は学校と広域避難場所に置いてありますので、いろんな活用も考えられるかと思っています。それは防災だから防災だけで使うのではなく、学校行事や、そういったいろんなところにも活用できるようにしていこうかなと考えております。その見込まれる安全安心フェアの効果についてのご質疑もいただいております。安全安心フェアにつきましては、能登半島地震の前から企画立案させていただいて、来年こそは総合防災訓練に代わる新たな町民の方々にそういう体験をしていただきたいとずっと検討しておったんですけど、本当は今年度できればよかったんですけど、関係機関との調整がなかなかうまくいかず、コロナ禍ということもありまして、来年度実施という運びになりました。その効果といたしましては、まず能登半島地震で皆さんが感じられた部分というのは、自助、共助、公助の中でも自助、自分の身は自分で守るんだと、自分の身は自分で守るという意識の向上が、寒川町の安全安心に一番直結すると考えております。なので、自助を強化する上でも、自らが体験する、参加する、そういった機会を設けることによって、寒川町の防災力が上がるかと考えました。そういった中で安全安心フェアで様々な体験、予算にも載っていますが、例えば起震車体験を通じて、地震が来たときにどういった行動を取らなきゃいけないのか、自分の身はどうやって守るのかということを体験していただくことによって、自助力が上がる、向上すると考えております。2点目の防災士につきましては、うちの補助金では4名の方に防災士の資格を取っていただいております。防災士の方につきましては、通常の方よりも知識が豊富で自主防災活動の中でも中心的存在になっていられると思っております。我々は実は防災士の資格につきましても、

いろいろ検討を今しているんですけど、実は消防分団長の方は、今回令和6年度からなられる方につきましては、防災士の資格を取得していただくように計画してございます。全分団長に資格を取得していただくような計画を今練っております。防災士の方々というのは、地域防災力の要でもありますので、様々な方面で活躍できるようになっていただきたいと思いますし、町との連携という部分では、まだ希薄な部分はございますが、今後その方々を中心にいろんな自主防災や避難所運営等々に携わっていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 安心安全フェアの内容、それから効果、それからテントの購入についてのお話は了解しました。またテントの活用についてもお話しいただいたので、この部分については了解いたしました。防災士の方々の活躍の場面というのは今後検討していきますということだったので、それはそれとして、せっかく町の負担金とか補助金を出した上で、税金を投入して取っていただいていますので、一部は、なので、そういう方たちの資格を取った後の活動内容についても、町で明確に決めてあげたほうが活動しやすくなるんだろうなと思うので、それについては、資格を取っていただく方に対してしっかりとその後の活動の体制も明確にお伝えしていただくことが大事なと思いますので、それについてはしっかりと町側から発信していただきたいと思います。それから、そういう方たちが増えることによって、その方たちが連携することで、町全体としての防災意識の高揚ですとか、様々ないい効果が生まれてくると思うので、ぜひ後々には連絡協議会的なものをつくって、年に数回会議等も開いて、その地域での活動の内容を共有していただけるような場面をつくっていただくと、ありがたいなと思うんですけども、その辺についてももう一度見解だけお聞かせいただければと思います。

【柳田委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 答弁で大変失礼しました。すみません。防災士の組織の部分になろうかと思っています。今、委員がおっしゃられるとおり、今4名で、なかなか活動についてはまだ連携はできておりませんが、今、委員ご指摘のとおり、当然その方々が活動しやすく、その場において活躍していただいて、活躍する場がないのが一番ですけど、備えるというのはすごく重要なことだと認識しております。先ほど消防分団長の話もさせていただきましたが、来年度はそういった形で防災士の資格を有する方々が増えることが見込まれますので、そういった方々と連携しながら、今後はさらに活動しやすい環境をつくってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

岸本委員。

【岸本委員】 防災対策事業費と、11 ページの消防体制充実事業費について質問いたします。先ほど黒沢委員からもありましたけども、来年度、安全安心フェアを開催するとお聞きしましたが、今後きっと災害が起きると、今現在武道場並びにサブアリーナのエアコン設置もしていますし、多くの方が集まるのかなと、避難所として。というのも、先ほど町民協働課の説明の中で、自治会に入られている方が63%ということは、37%の方が入られていないということは、各地の自治会で避難所は行きづらいのかなと思ってまして、ここに集中するのも考えられるのかなと思っています。今後そのような避難

所運営が大きく変わることもあるので、そういったところを来年度考えていかなきゃならないと思っていますけども、その点について質問したいと思います。もう一つが、消防体制充実事業費です。広域化になったことでかなり消防力が強化されたということは、我々としても安全安心だということは理解しておりますが、その一方で、以前まで寒川と茅ヶ崎は別の職場で働いていた方々が、今同じ職場で働いていると思います。その中でしっかりと意思疎通が図れて、1つの組織としてまとまっているのか、その点についてメンタルや今までの歴史も違いますし、それぞれの体力的なものが違う中で、本当に1つの隊としてまとまっているのか、それともそれをサポートしながらうまく今回っているのか、それについてお聞かせください。

【柳田委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 まず1点目の防災対策事業費の安全安心フェアと避難所運営のご質疑でございます。安全安心フェアにつきましては、先ほど来答弁させていただいておりますが、体験に参加することによって自助力を向上させていって、寒川町の防災力を強化していきたいという部分でご理解いただいているかと思います。さらに自治会に入っている、イコール自主防災組織に加入しているという形になりますので、入っていない方が37%いらっしゃるということは、その方々が避難所にといったお話になろうかと思います。昨今の災害で、何かあればすぐ避難所、イコールではないというのが最近の災害の状況でございます。自分の家が壊れる、倒壊する、燃えてしまった、流されてしまった方は避難所という選択しかないかと思いますが、今ある家が安全である、災害のおそれが少ない、リスクが少ないという部分は、いわゆる在宅避難というのも、国も含め進めている状況もあります。避難所を開設する、しないにつきましては、当然我々だけではなく、災害対策本部会議での判断になろうかと思います。避難所に行かない選択も1つということは、今後PRしていかなきゃいけないかなと考えております。避難所の運営につきましては、当然避難所運営委員会というのが現在立ち上がっておりまして、役場の職員、自主防災組織の方等々と組織しております。毎年必ず顔合わせをしながら、研修も含め、現地を確認して様々やっております。そういった部分をより強固にすることによって、そういった方々が避難所に来たら、自治会に入っていないから入れませんという話ではないので、そういった方々も受け入れられるような体制づくりを強化していきたいと考えております。

あと消防でございます。消防体制でございますが、意思疎通、メンタル、体力的な部分のご質疑がございました。当然違う組織でありますから、違う風土で育ってきた職員同士うまくできるのかという部分は、広域化前に実は人事交流を数多くさせていただきました。それは広域化に向けてお互い違う活動、いわゆる同じ救急事案でも、ちょっとした違いがございます。そういった部分を統一するために、人事交流を行っていったんですけど、茅ヶ崎市消防本部としては、茅ヶ崎のやり方を全部寒川さん願いますというやり方ではなく、寒川町のいいところを取り入れながら今後新しい茅ヶ崎消防をつくっていくというスタンスで、これまでも取り組んでいただいております。当然小さな、こう言っては何ですけど、不平不満等々はあるかと思いますが、活動的には十分ちゃんとやっていただいていると感じております。

以上でございます。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 安心安全フェアを通して、中央公園付近の避難所運営だったり、新たな方々への地震や火災への、あと交通の喚起ができることは大変いいことだと思っていますし、これからもそういうことを続けてもらいたいですけども、あと車中泊も含めてですよね。きっと喚起すべき部分というのはいろんなものがあるので、そういうところも担当課として取り入れてもらいたいと思います。2点目ですけど、消防ですけど、表に出なくても様々な部分でメンタルというものは来ると思います。能登半島地震に行かれた方々、消防の方もいると思いますけれども、他市の方だと、やはり心にその後いろんな面で来てしまったとかというのはありますので、表面上はなくても、そういったところもしっかりと面倒を見ていていただいて、我々は目が届かないので、今は、それは担当課さんにお任せしますので、それは要望で構いませんので、よろしくお願いします。

【柳田委員長】 要望ですが、何かあれば。

濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 今消防の部分だけ答弁させていただきます。委員、ありがとうございます。実はそういった部分で能登の災害派遣も消防はずっと行っていた状態です。最初の派遣隊の中に寒川の職員が3名ほど入っておりまして、ご報告をいただいております。PTSDとか、身体的な部分も心の部分も心配なんですけど、すごく活躍していただいて、茅ヶ崎消防として派遣して、茅ヶ崎、寒川の代表として行った形になりましたので、町長にもご報告をいただいたような状況でございます。今後人事異動等々の話にもなるかと思いますが、寒川町に行った方が茅ヶ崎に行ったり、茅ヶ崎の方が寒川に行ったりと、急激な人事異動等々もしていないので、緩やかに円滑に広域化できるように、人事交流も含めてできるようにやっていただいておりますので、寒川町から要望があれば、逐一茅ヶ崎消防にさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 資料15分の3ページの備品購入費で1点お聞きしたいんですけども、マンホールトイレを各小学校に3基購入して設置する予定ということなんですけども、3基という数の根拠と、実際3基だけで寒川町民が本当に避難したときに間に合うのかどうか、あと1点なんですけども、広域避難場所が寒川町には10か所あると思うんですけども、そのうちの5か所に設置する理由を教えてくださいませんか。

【柳田委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 まずマンホールトイレのご質疑でございます。実はマンホールトイレは、公共下水道処理区域内でないと使えない、浄化槽のところは使えない状況でございます。各小・中学校で6か所公共下水に接続できる場所がありますので、そちらに3基ずつという形で18基を設置、購入する予定です。それで足りるのかというご質疑でございますが、マンホールトイレもイメージとしては男性用、女性用、みんなトイレ的なものの3基を予定しております。トイレは、マンホールトイレ以外にも既存のトイレや、うちが今備蓄しているベンクイック、ニード、様々なトイレがございます。全てマンホールトイレで賄うのではなく、複合的に、下水道管が潰れたときにそのマンホールトイレは使えま

せんので、いろんな部分でトイレ対策は考えております。

以上でございます。

【柳田委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、町民部町民安全課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、町民部町民窓口課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 町民部の最後となります町民窓口課の令和6年度の予算の審査をお願いいたします。説明につきましては尾畑町民窓口課長より、また質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 それでは、町民部町民窓口課所管の令和6年度予算につきまして説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、タブレット120町民窓口課をお開きいただき、こちらの予算特別委員会説明資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット説明資料の9分の2ページをご覧ください。広聴活動事業費につきましては、町民の皆様からのまちづくりに関する提案や施策、事業等に対する要望などをお受けしているもので、わたしの提案制度に係る経費などでございます。報償費は、平成28年より実施しておりますわたしの提案制度の報償授与に係る報償品の購入費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。

続きまして、9分の3ページをご覧ください。男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画社会の形成を推進するための事業費です。報償費は、男女共同参画プラン推進協議会の委員謝礼及び男女共同参画講座の講師謝礼でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。役務費は、男女共同参画講座の参加者のための託児手数料でございます。需用費と役務費の前年度の差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、9分の4ページをご覧ください。平和推進事業費につきましては、平和思想の普及啓発事業に要する事業費でございます。旅費の積算内容と前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。需用費の消耗品費は、平和パネル展に関する消耗品の購入費でございます。役務費は、平和パネル展用の資料を借用する際の郵送料でございます。委託料の積算内容と前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。使用料及び賃借料は、核兵器廃絶平和都市宣言広告用地の借上料とパネル展示用資料等の借上料でございます。負担金補助及び交付金は、平和首長会議のメンバーショップ納入金でございます。

続きまして、9分の5ページをご覧ください。町民相談事業費につきましては、町民の皆様が抱える様々な問題やトラブルなどに対し、問題解決に向けた専門的なアドバイスを行うため、弁護士や司法書士等による専門相談を実施するための経費と法定計画である寒川自殺対策計画に基づいた施策の推進及び計画の進行管理等及び犯罪被害者等見舞金支給事業に係る経費となっております。報償費は、司法

書士相談の相談員への謝礼及び自殺対策計画推進協議会の委員への謝礼でございます。旅費は、自殺対策計画推進協議会の委員の費用弁償と職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、自殺対策の一環として啓発用チラシを作成するための用紙購入費でございます。委託料は、法律相談に弁護士の派遣を神奈川県弁護士会に依頼しており、このための委託料でございます。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金は、夫やパートナー等から暴力を受けた女性が緊急保護施設を利用した際に負担する県シェルター運営分担金、寒川町人権擁護委員会への補助金並びに神奈川県弁護士会が行う法律援助事業への補助金、茅ヶ崎市と相互利用協定を結んでおります司法書士相談で町民が茅ヶ崎市での相談を利用した場合の負担金でございます。扶助費は、本人の意思に関係なく犯罪に巻き込まれて不慮の死を遂げた町民の遺族または重傷病や障害となった町民に対し支援金を支給するものでございます。

続いて、町民相談事業費の特定財源でございますが、事業に対する歳入科目等に記載のとおりでございます。

続きまして、9分の6ページをご覧ください。人権啓発事業費につきましては、人権問題の解消を目指した講演会、研修会等への参加、また寒川町人権擁護委員会と連携した啓発活動などを行うための事業費でございます。旅費は、職員の人権関係の研修や講演会や会議等出席のための普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、人権啓発活動で配布する啓発物品や人権講座、講演会等の資料の購入費でございます。前年との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金は、人権啓発講座の参加負担金、横浜国際人権センター及び神奈川人権センターへの啓発活動事業補助金でございます。

続いて、人権啓発事業費の特定財源でございますが、事業に対する歳入科目等に記載のとおりでございます。

続きまして、9分の7ページをご覧ください。消費生活相談事業費につきましては、架空請求や詐欺、悪質商法など多様化した消費生活に関わるトラブルから消費者を守り、また正しい知識を身につけてもらうことを目的に実施しております消費生活相談及び啓発などに要する経費でございます。報償費は、消費生活相談等の相談員への謝礼でございます。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。旅費は、相談員が研修に参加した際の費用弁償及び職員の普通旅費でございます。需用費は、相談用参考図書の購入費でございます。役務費は、消費生活相談員の業務中の事故に対応するための損害保険料でございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市と協定を結んでおります消費生活相談等及び多重債務相談で、町民が茅ヶ崎市消費生活センターで行われる相談を利用した場合の負担金及び消費生活相談員の研修参加のための負担金でございます。

続いて、消費生活相談事業費の特定財源でございますが、事業に対する歳入科目等に記載のとおりでございます。

続きまして、9分の8ページをお開きください。職員給与費をご覧ください。こちらは課長及び総合窓口担当の職員計12名分の人件費でございます。続いて、職員給与費の特定財源でございますが、事業に対する歳入科目等に記載のとおりでございます。

最後に、9分の9ページをご覧ください。戸籍住民基本台帳経費でございますが、戸籍法、住民基本

台帳法等の法令に基づいて戸籍住民基本台帳、印鑑登録等の記録及び管理を行うとともに、各種証明書の発行、マイナンバーカードの交付等を行うための経費でございます。報酬及び職員手当等は、マイナンバーカード発行等に伴い雇用する会計年度任用職員4名分の経費でございます。旅費は、職員の普通旅費及び会計年度任用職員の通勤手当等の費用弁償でございます。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。需用費の消耗品費は、印鑑登録書窓口番号札用ロール紙、マイナンバーカード発行関連消耗品、参考図書等の購入費で、印刷製本費は、転出転入等の異動の届出用紙、窓付封筒の作成費でございます。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。役務費は、ほかの行政機関へ支援措置に関する文書を送付したときなどの返信用封筒に使用する切手の購入やマイナンバーカード受取勧奨通知発送料等に係る通信運搬費とコンビニエンスストア等での住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動交付サービスに係る手数料でございます。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。委託料は、住基ネットシステムの運用保守費、コンビニ交付に伴うシステム保守委託料及び斎場運営維持管理委託料となっております。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。使用料及び賃借料は、個人番号カードの交付の増加等に対応するための総合端末機器の借上料等でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県戸籍住民基本台帳事務協議会及び湘南地区研究会への負担金、コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構への運営負担金及び広域連携事業として行う神奈川県町村情報システム共同事業組合へコンビニ交付に係るシステム経費を支払うための負担金、旅券発給等事務委託負担金及び戸籍交付事務委託負担金でございます。前年度との差額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、戸籍住民基本台帳経費の特定財源でございますが、事業に対する歳入科目等に記載のとおりでございます。

以上で、町民窓口課の令和6年度予算の説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

【青木委員】 まず、男女共同参画事業費についてお尋ねします。アンケートが今年はないということで、前年に比べて少ないんですけど、今回はアンケートをどう反映させて男女共同参画に生かしていくかということをお聞かせください。それとあと平和事業についてです。今回予算はあったんですけど、予算は前回との増減でいくと増えてはいるんですけど、基本的には安全点検ということで、事業というよりは点検ということで増えたということなんですけど、今回は新しい取組というのは考えているのかということをお聞かせください。それと人権啓発事業費についてです。今日は国際女性デーということで、4月から女性支援法というのが施行されるんですけど、この法律はご存じかと思うんですけど、この法律に基づいた取組をどう予算に反映させているのかということをお聞かせください。それと戸籍住民基本台帳経費なんですけど、防衛省から自衛官募集の提出の対応ということをお聞かせください。というのは、相模原市ですとか、横浜市は、除外申請に対応されているんですね。寒川町は、若い方々に対してこういった対応というのはどうなっているんでしょうか。お聞かせください。

【柳田委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】　　まず1点目の男女共同参画に関してのアンケートについてなんですけども、こちらのアンケートは、今年度を実施しております。実施した理由については、さむかわ男女共同参画プランというのがございまして、その計画期間が令和6年度来年度までとなりますので、来年度改定することになっておりまして、それに先立ちましてアンケートを実施させていただいております。そのため計画の改定の前年度に行うということで、来年度はそういう理由で行いません。それから2点目の平和事業に関してなんですけれども、それで特に新たな取組についてですが、来年度原爆被災者の会というものがございまして、そこに属している方に講演を行っていただく予定でございまして、その方に講演を行っていただくには、交通費のみを負担するということになっておりまして、その交通費については予算計上しております。それから3点目の困難を抱える女性への支援についてですが、こちらですが、今どういう取組をしようかいろいろ検討しておりまして、場合によっては、先ほど申し上げたさむかわ男女共同参画プランの中に位置づける計画を立てていこうかと検討しております。それから4点目の自衛官募集の閲覧に関してなんですけども、寒川町については、毎年可能というか、閲覧はさせていただいているという状況でございます。

以上です。

【青木委員】　　除外申請のことについて。

【柳田委員長】　　相模原の例で除外申請があったので、寒川はどうですかという質問だったということですね。

【青木委員】　　いやいや、そういう例があったということを上げた上で除外申請をやっているかどうか、やるのかどうか、やっているのかどうかということ。

【柳田委員長】　　執行主査。

【執行主査】　　除外申請についてなんですけれども、寒川町に関しては、今除外申請は行っておりません。通常どおりというのも変ですけど、住民基本台帳法にのっとった閲覧申請をしている場合に、それに沿って閲覧を許可しているところまでの対応となっております。

以上です。

【柳田委員長】　　青木委員、以上が答弁になるんですけど、何かございますか。

青木委員。

【青木委員】　　アンケート実施については、今回は基づいてということなんですけど、事業の概要を見ますと、全ての町民がお互いの人権を尊重し、価値観、多様性を認め合い、その能力が発揮できる社会の実現を目指すため、講座、講演会等をはじめ様々な機会を通じて啓発や人材育成を行い、男女共同参画社会の意識づくりを推進するとあるんですよ。こういうふうに概要で書いてあるとおりであれば、いろんな講演だとかというのものもあるんだと思うんですけど、その辺は来年度どういうふうやっていくかということについてお聞かせください。平和事業については、新しい取組については原爆の被爆者で講演していくということで、今までやっていなかったことをやるということで、平和事業については分かりました。女性支援法に基づいてということで、4月からということで、まだ計画中だということなんですけど、どういうところを町としては女性法に基づいて反映させていこうという考えでいるのかということ、今の時点でよろしいので、お聞かせください。寒川町は除外申請への対応は今のところはや

っていないということなんですけど、これは個人情報でもありますので、除外申請はできるように、町民の方のことを考えると、そういった自由度を上げていくべきだと思うんですけど、その辺の見解をお聞かせください。

【柳田委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 男女共同参画の関係の講演会は、来年度については、県と寒川で連携して実施することを考えていまして、今年度は仕事や家庭で役立つコミュニケーション講座、自分も相手も大切にアサーションを学ぼうということで、男女が仕事でも家庭でも役立つようなコミュニケーションを見つけようということでやったんですけども、来年度については何をやるかということについては、今後検討するんですが、効果のある内容でやりたいと考えております。それから困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されて、具体的にどのようなことをということなんですけど、これについては藤沢市、茅ヶ崎市との議論をしていまして、どうやっていくかというのを他市町村の状況なんかを踏まえて具体的な取組を今後考えていきたいと考えております。それから除外申請については、やっていないということで、今のところこのような方針でやっていこうかと考えております。

以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 男女参画については講演会を県と寒川でやるということを考えているというのは分かりました。概要に書いてあるのは、啓発や人材育成という部分があるんですね。その講演だけで人材育成ですとか、啓発が完結ということなのかどうかということをお聞かせください。この事業の概要の目標を読んでいると、予算的にもう少しつけてもよかったのかなと思ったんですけど、その辺の見解をお聞かせください。それと困難な女性支援法については、4月からだということなので、2市と相談しながらやっていくということですので、またこれは決算のときにどういった結果になったのかということについてお尋ねしたいと思いますので、こちらは結構です。最後の戸籍基本情報の除外申請については、このまま現行でということだと思うんですけど、町民の方に、先ほども言ったとおり、除外申請もできるということは、町民の方々のことを思うと、必要だと思うんですけど、何で現行にこだわっているのかというのが分からないんですけど、予算的にかかっちゃったりというのがあるんですかね。最後にその辺をお聞かせください。

【柳田委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 男女共同参画につきましては、来年度はこれからテーマを決めますので、人材育成に役立つような内容という感じでテーマを、どうなるかはっきり分かりませんが、検討はしていきたいと思っております。それから除外申請の件は、特段予算等には関係ありませんけれども、今のところは除外申請はやらないという考え方でおります。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 資料の9分の9ページ、窓口の戸籍謄本でお聞きしたいことがありまして、今町の窓口じゃなくても、コンビニで全部戸籍謄本とか印鑑証明が取れるようになっていると思うんですけど

ども、この事業が始まって、今、年々コンビニで取る人数が増えているというか、町民の皆様が町役場にわざわざ来なくてもできるようになるシステムなんですけど、これは人数の増減というか、例えば窓口に来る人がどのぐらいいて、コンビニで発行している人はどのぐらいいる、これは予算は書いてあるんですけど、人数は書いていないので、その辺の上限の推移を教えていただければと思うんですけども。

【柳田委員長】 執行主査。

【執行主査】 実際に窓口にいらっしゃる来客者数に関しては、一個一個でカウントという形で私たちも取っていないんですが、体感としてコンビニエンスストアで、今、寒川町は住民票と印鑑証明が取れるようになっております。そちらは朝の6時半から夜11時まで取れるので、体感的には便利なので、そちらで多く取っていただいている状況です。件数としてじゃないんですけども、コンビニエンス交付に関しては、前年度と比較して毎年150%ほど伸びが出ている状況にあります。そのため住民票や印鑑証明に関しても今回予算額も減らしているので、それだけ窓口での交付というのはもちろん下げしております。なんですが、具体的に例えばこれは本籍が要るのか、世帯全員はどうかとか、細かくお話を聞いてから発行したいという方ももちろん少なからずいらっしゃいますので、窓口で細かく説明をしながら交付させていただいているというのが実情です。人数としては、持っていないんですが、伸びとしては、コンビニエンスストアで発行している住民票に関しては、前年度と比較して154.4%の伸びがあります。印鑑証明に関しては176.0%伸びています、コンビニエンスストアの発行の部分だけですけども。

以上です。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 数字は分かりました。実際に1.5倍ぐらいまで増えているということなので、寒川町役場の窓口には確かに行ったときに、こういうこともできますよというご案内をされているということだと思います。私も実際に窓口に行ったときに説明を受けたことがあるので、便利な機能だとは思いますが、じゃ、今窓口実際に来客者がいるとは思いますが、窓口に来る人が減ることによって業務の負担が減ると思うんですよね、町の役場の方々の。それに対して普及活動が続けることによって、役場の窓口の負担が減るので、新たにこういうことをやっていこうと思っておりますとか、そういう見解はあるんですか。

【柳田委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 窓口でなくコンビニで取る方が増えれば、その分窓口業務が減るという事実は確かにあるんですけども、今のところはそれほど、増えてはいるものの、だからといって窓口の業務が変わるということはないので、現在のところ考えていません。この先かなり減るようになったら新たに何ができるか、その辺りは考えていきたいと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、町民部町民窓口課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

本日示された課の議会事務局、企画部、そして総務部、ただいまの町民部を全て終了いたしました。
本日はここまでの審査としたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【柳田委員長】 それでは、引き続き来週月曜日11日の審査は午前9時から開催したいと思います。
学び育成部、そして健康福祉部の審査になりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、副委員長から一言よろしくお願いしたいと思います。

【新村副委員長】 本日は、予算委員会初日ということで、皆様、お疲れさまでした。

また、来週月曜日以降よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

午後6時12分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 6年 6月 4日

委員長 柳田 遊